

ISSN 1348-1576

創 発

大阪健康福祉短期大学紀要
第25号 2026年3月

創 発

大阪健康福祉短期大学 紀要

第25号 2026年3月

川口 啓子 名誉教授記念特集



<特集>

眞鍋 穰 (まなべ ゆたか)

川口啓子名誉教授 記念号に寄せて

..... 2

<問題提起>

川口啓子 (かわぐち けいこ)

医療福祉生活協同組合と介護

..... 5

[川口啓子名誉教授 略年譜]

..... 28

<福祉実践研究>

加藤友彦 (かとう ともひこ)

保育者養成校における授業実践

—科学絵本を用いた領域「環境」の学習— 31

加藤友彦、増原真緒、長島佳奈

(かとう ともひこ、ますはら まお、ながしま かな)

保育者養成校における表現活動の取り組み

～絵本『100かいだてのいえ』を題材とした授業実践～ 41

上山小百合 (うえやま さゆり)

介護講師研究会レポート

～2025年度 介護講師研究会の報告～ 55

小田 史 (おだ ふみ)

社会福祉法人内における10の基本ケアの定着・促進に向けての取り組み

～2022年度～2025年度 4年間を振り返って～ 59

川口啓子名誉教授 記念号に寄せて

眞鍋 穰*

今般、川口啓子先生の名誉教授記念号の発行にあたり、川口先生の長年の本大学への貢献、特に福祉実践研究センター長として、介護教育と現場課題を通じて医療生協との組織的連携に務められてきたことに、感謝とともにその功績を讃えたいと感じています。

川口先生は、立命館大学産業社会学部を卒業後、大阪府保険医協会事務局に勤務し、1995年3月立命館大学大学院社会科学研究所博士課程前期課程を修了、1999年4月東北大学大学院経済学研究科博士課程後期課程を修了されました。論文「医療生協の組織的特徴に関する研究－鳥取医療生協の歴史的考察を通じて－」にて博士（経済学）号を取得されています。

本学には2002年4月より2024年3月まで勤務され、事務労働、従軍看護師、介護福祉士の役割について研究され、別記のように多数の論文著書を著されています。

事務労働の分析を通しての現場課題については、保険医協会事務局の経験から得た的確な問題意識によって、多くの組織から講師活動を要請されています。

事務労働を「個別具体的業務は様々なが、事務労働には不可欠性、独自性、付随的発展性、運動性と協業性という普遍的性格を確認することができる。それらは、『管理労働』に通じる本質を持ち、当初の労働が持つ目的を貫徹させる意思の外部化された結合労働過程の全体もしくは部分として、事務労働が存在していると言える」という理論的立場にとどまらず、実践的教育にも力を入れてこられました。

また、日本赤十字社を扱った「従軍看護婦派遣への道程に関する研究ノート（4）：第二次世界大戦とその後」（『創発』2007年3月）や著書『従軍看護婦と日本赤十字社 その歴史と従軍証言』（文理閣2008年7月）の中で、「日本赤十字社は、第一次世界大戦直後から次の戦時準備を行った。1922（大正11）年『戦時救護規則』、『救護員任用規則』、『救護員召集規則』を改正し、第二次世界大戦には、かつてない規模の従軍看護婦の養成、派遣が可能となった。」と述べ、さらに「朝鮮戦争勃発と同時に再び従軍看護婦が召集された。日本国憲法に違反するこの行為は、当時も今も、ほとんど国民には知らされていない。そして、従軍看護婦のその後の生活には、なんらの戦後補償もなかったのである」と述べています。

2003年に「武力攻撃事態法」が制定され、昨年（2025年）高市首相が「中国軍が台湾を海上封鎖し米軍へ攻撃を加える状況などで、日本の存立が脅かされれば『存立危機事態（安保法制による集団的自衛権行使の要件）』に該当する可能性が高い」と明言した今日、集団的自衛権を明確に禁止している憲法前文と第9条第2項を、憲法守護義務のある現職首相が無視するという事態に陥っています。そうした現状を見るにつけ、さらに国民の多数意識と選挙結果が大きくズレる（※3割の得票数で国会では8割の議席を獲得する）という危機的状況が重なる今日、川口先生のこの研究は、戦争放棄を謳う国の国民として必要な歴史的認識の一つではないでしょうか。

川口先生はさらに、「日赤は、戦地傷病兵救護を目的に創設された組織である。平時には、戦時準備として救護員の養成を行い、第二次世界大戦終結まで従軍看護婦養成、派遣を積極的に推進した。西南戦争当時、救護員

*大阪健康福祉短期大学 学長

養成はまだ行われておらず、現地募集の男性が救護にあたった。その後、従軍看護婦養成を開始し、日清戦争においては看護婦を厳選しつつ国内予備病院に限って救護活動の任にあたらせた。日清戦争時の救護活動の評価が良好であったことを受け、北清事変ではさらに病院船勤務を実行し、従軍看護婦は内地から海上へと勤務先を拡大していったのである。これらの続きに日露戦争と二つの世界大戦があるのだが、本稿では、今日の「武力攻撃事態法」において日赤が公共指定機関となっていることを念頭におきつつ、従軍看護婦派遣の初期の道程を追った。」と述べます。その適時性は重要です。

川口先生は、介護福祉士養成校の実情と介護現場との乖離についても、「わかりにくい介護保険…制度を学ぶ機会がない」、「脆弱な地域社会…つながり喪失＝社会的孤立」、「要介護者＝迷惑…未熟な人権感覚」、「介護職員の不足…家族責任・自己責任から逃れられない」などの現状にふれながら、今日の介護をとりまく状況を発信し続けています。

著書『あなたの介護は誰がする？—介護職員が育つ社会を』にとどまらず、マスコミをつうじて的確に問題提起し続けてきた点においても、「生協10の基本ケア」を推進してきた点においても、単なる研究者に留まらない行動の人であることに、あらためて敬意を表する次第です。

2026年2月19日

別記

- 2000年6月 「介護保険下に於ける福祉サービス提供事業と生活協同組合—組織」的特徴に注目して」『協同組合研究』No.19
- 2001年7月 「博愛社の組織的特徴に関する歴史的分析」『日本医療経済学会会報』第20号
- 2003年7月 『日本赤十字の素顔』あけび書房
- 2004～2007年3月 「従軍看護婦派遣への道程に関する研究ノート（1）～（4）」『創発』第2～5号
- 2006年12月 「事務労働への「管理労働」論的アプローチ」『医療政策学校』No. 3
- 2006年3月 「学生参加型授業の試み—2005年度「福祉経済論」における学生たちの多彩な報告」『創発』第4号
- 2006年1月 「戦時準備2006—戦前の日赤の姿から考える」『国民医療』No.220
- 2007年3月 「事務労働研究の視座—『管理労働』論的アプローチ」『創発』第5号
- 2009年3月 「事務労働論のための研究ノート—理論化の手掛り」『創発』第8号
- 2009年1月 「証言もとに日赤の歴史と組織を解明」『国民医療』No.256

（以上、略年譜と重複しないものを載せています。）

医療福祉生活協同組合と介護

川口 啓子*

2026年2月8日受理

1. 組織的特徴から介護を考える

生活協同組合は、共通の想いを持つ人々が出資し・事業を利用し・運営に参画する。そのプロセスを通して、共通の想いを実現し続ける組織である。

医療福祉生活協同組合（以下、医療福祉生協）は、利用者・提供者共同所有協同組合（User and Provider-owned Cooperatives）¹と言われ、利用者にあたる地域住民（地域組合員）と提供者にあたる医療福祉従事者（職員組合員²）を構成員とする組織的特徴を持ち、地域の保健・医療・福祉のニーズに応える事業体として存在する。その遂行に加えて、平和と民

主主義、基本的人権の尊重、社会保障の充実を掲げ、よりよい社会をめざす運動体としても存在する。

本稿では、上記の地域組合員／職員組合員という組織的特徴を念頭に置きつつ、医療福祉生協の事業のなかでも歴史の浅い介護の現状に言及する。

なお、地域組合員／職員組合員という表現とともに、本文では文脈によって介護の受け手と担い手を指しながらも言葉がさまざまに変化することを踏まえ、便宜上、図表1のような大まかな二分で述べることにする（組合員のみ表記の場合は、地域組合員と職員組合員の双方を指す）。

図表1 介護にかかわる受け手と担い手の大まかな二分

1	受け手	組合員	地域組合員 User	介護を受ける側・人 利用者、要介護者ら	介護サービスの消費者	QOLを追求する <small>人生の質</small> Quality of Life
2	担い手		職員組合員 Provider	介護を担う側・人 介護職員、関係者ら	介護サービスの生産者	QWLを追求する <small>労働生活の質</small> Quality of Working Life

介護という対人サービスは、生産と消費が同時進行で行われる³。介護は、事前に生産され店頭と並ぶような物財とは異なるサービス財で、サービスの生産者である介護職員と同じ時空間で利用者がサービスの消費者として存在する。要介護者の想い（ニーズ）に基づき、職員による確かなアセスメントを以て介護がはじまる。

医療福祉生協には、実はその組織的基盤が備わっているといつてよい。理想的には、地域組合員（介護の受け手と想定しうる）と職員組合員（介護の担い手と想定しうる）の対等平等な関係性、互いの権利を尊重しあう関係性がそれを支え、どのような介護を受けたいか・受けられるか、どのような介護を提供したいか・提供できるか—これらの共通認識を醸成しつつ、介護

事業を展開する可能性を大いに有する。

だが、現実はまだ不十分ではないだろうか。以下、組合員の認識と現場の一端を紹介しつつ、医療福祉生協への問題提起としたい。

2. 介護をめぐる組合員の意識

全国の医療福祉生協が運営する介護事業所は1,100ヶ所を超え、職員数は7,100人余りになる⁴。全国的には大規模な様相を見せるが、世間一般と同様、職員不足は常態化している。原因については、多くの研究者らが制度・政策や労働条件（賃金等）の問題を指摘するが、おそらくそれだけではないだろう⁵。そもそも、積極的に介護の仕事に就こうとする人が少ないからで

*大阪健康福祉短期大学 名誉教授

ある。結果、全国的にも人手不足による閉鎖や倒産が増え、2023年度の全国の介護職員数が減少に転じた。

その背景には何があるのか。一つには、介護の仕事に対するネガティブイメージが考えられる。さらにその背景には、要介護状態に対するネガティブイメージがある。そして、多くの高齢者が「要介護になると迷惑をかける…」と口にする。これは、介護をめぐる「よく聞く言葉」の代表格である。この言葉が〈要介護＝迷惑〉を定着させ、〈介護職員＝迷惑な人たちを相手にする仕事〉を連想させ、介護の仕事に対するネガティブイメージを増幅させているのではないだろうか。もちろん、介護について上記とは真逆の認識を持つ多くの人々の存在を承知しているが、ここでは介護をめぐる「不都合な真実」⁶を取り上げたい。

そこで筆者は、3つの医療福祉生協の組合員を対象に「介護をめぐるよく聞く言葉についての簡易なアンケート」(以下、アンケート)を実施した。組合員は、「よく聞く言葉」をどのように受け止めているだろうか。設問ごとに「よく聞く言葉」の追認傾向を捉え、筆者の疑問を述べてみたい。

2-(1) 調査の概要と結果

◆調査概要

【調査対象】医療福祉生協3法人の組合員(職員と比較的活動的な組合員)

【調査内容】「介護をめぐるよく聞く言葉」に対するアンケート(4段階評価と自由記述)

【調査期間】2023年8月～10月

図表2 追認する傾向と追認しない傾向(%) 四捨五入

介護をめぐる「よく聞く言葉」		追認	追認しない	NA
①	要介護になったら周りに迷惑をかける	88.2	11.1	0.7
②	介護のお世話になるのは恥ずかしい	47.8	51.9	0.3
③	いよいよとなったら介護保険のお世話になる	95.4	4.1	0.5
④	延命治療はしてほしくない	88.6	11.1	0.3
⑤	介護を受けていても最期まで自宅で過ごしたい	58.2	41.4	0.3
⑥	認知症になったらほとんど何もわからなくなる	40.7	57.8	1.5
⑦	認知症になったら施設入所が望ましい	57.5	41.4	1.2
⑧	ケア会議は家族とケアマネに任せたい	32.2	50.8	2.4
	※ ケア会議が何かよくわからない	14.6	-	-
⑨	介護の仕事は誰にでもできる	19.9	78.9	1.2
⑩	高齢者より若者を大切にしてほしい	36.1	60.2	3.7

図表2の①～⑦を見て読み取れる傾向は、①要介護になったら周りに迷惑をかけると考えていることから

◆回答者の属性

【配布対象】3法人とも専務理事に配布を依頼した。全ての職員組合員・地域組合員ではなく、理事・管理者・職責者など専務理事にとって配付しやすい範囲-結果的に医療福祉生協の運動と事業について比較的理解と協力が得られる層への配布となった。

【回答数】有効回答は588人分で(n=588)、おおよその傾向が示されている。

【男女比】回答者の78.1%が女性である。職員・組合員とも医療福祉生協の構成員には女性が多く、その割合が反映されている。

【地域組合員か、職員組合員か】地域組合員が多数を占める医療福祉生協全体の組織構成とは異なり、回答者の51.9%が医療・介護を比較的良好に知る職員組合員であった。

【年齢構成】年齢構成は70代が39.6%を占めた。自身の介護に直面する世代である。介護をめぐる「よく聞く言葉」に続く残念な理解の現状は、この層の認識や価値観などが大きく反映される。

◆「よく聞く言葉」の追認傾向(図表2)

図表2には、設問にあげた「よく聞く言葉」(①～⑩)を提示し、それらに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を追認する傾向、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」を追認しない傾向にまとめた。

はじまる。③いよいよとなったら介護のお世話になろうと思うが、②少し恥ずかしい。できれば、④延命治

療は望まず、⑤自宅で最期まで過ごしたいと思うが、⑥認知症になったら⑦施設入所を望み…といったところだろうか。

⑧～⑩では、介護を受ける利用者の権利意識、介護職員の専門性、社会保障の年齢による対立構図への疑問など、医療生協ならではの権利意識が示される結果となった。

2-(2) 「よく聞く言葉」に潜む残念な理解

以下、「よく聞く言葉」一つずつに疑問を呈し、問題提起としたい。

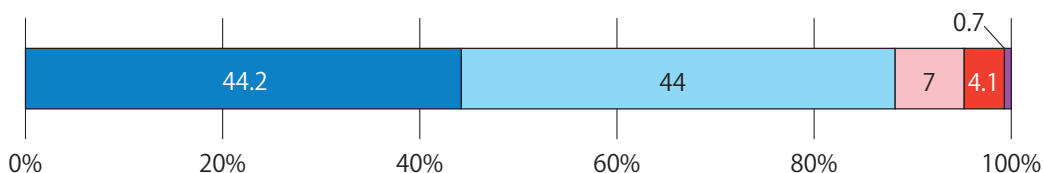
なお、この問題提起は、回答者の自由記述、筆者の介護福祉士養成課程勤務経験、介護職員の研修や地域組合員との交流、家族介護の経験などを踏まえたものである。したがって、確かな数値と根拠に基づく明瞭な解ではなく、議論の素材として扱っていただければ幸いである。

上記の①～⑩をグラフ化するにあたって、追認する傾向（左側青系色）と追認しない傾向（右側赤系色）で示した（図表3）。次項の図表4～13は、上記①～⑩の間と結果を現している。

図表3 追認傾向の色分け（以下のグラフ共通の凡例）

追認する傾向		追認しない傾向		
そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらかと言えば そう思わない	そう思わない	NA

① 「要介護になったら周りに迷惑をかける」 図表4



高齢者自身が何気なく口にするこの言葉は、「よく聞く言葉」の代表格であり、当調査でも88.2%が追認傾向にある。

この言葉は、一見、謙虚な姿勢を思わせる。だが、「要介護者＝迷惑」という発言に等しく、意図せずして「障害者＝迷惑」というアンコンシャスバイアス⁷を滲ませている。なぜなら、要介護者は中途障害者だからである。したがって、「要介護になったら周りに迷惑をかける」と言えば言うほど「障害者＝迷惑」というに等しく、差別意識を温存する。ひいては、高齢者、障害者のみならず、将来にわたってケアを要する社会的弱者の権利を埋もれさせるような「残念な理解」でもある。

たとえ悪気のない言葉であっても、「要介護になったら周りに迷惑をかける」という言葉は、簡単に見過ぎすべきではない「よく聞く言葉」であると述べておきたい。

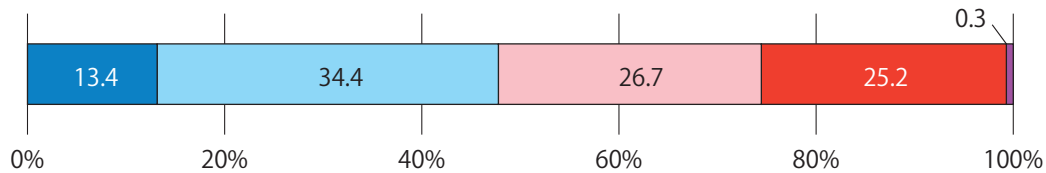
◆要介護者は障害者

脳梗塞で麻痺が残れば肢体不自由、緑内障で視野が欠損すれば視力障害、補聴器を要すれば聴覚障害であり、要介護者は紛れもなく障害者である。だが、これに気づかず「要介護＝迷惑」という感覚は、いわゆるアンコンシャスバイアスと言っていいたいだろう。人権意識の未熟さを物語っている。医療福祉生協は、この未熟な人権意識に働きかけなくていいのだろうか。

本当に「要介護者＝迷惑」なのであれば、提供された介護サービスに不満があっても「仕方がない」、家族に虐待されても「仕方がない」で済んでしまうかもしれない。迷惑だからと遠慮する「美德」も、子ども達には迷惑をかけられないという「理解ある親」も、一方で人権意識の醸成を妨げていることになるだろう。そうなると、介護の質の向上は期待できない。

介護を受ける側・する側がともに人間らしい介護を求めるのであれば、「要介護者＝迷惑」というアンコンシャスバイアスの克服を多くの組合員に働きかける運動が求められる。

② 「介護のお世話になるのは恥ずかしい」 図表5



この言葉は、追認する47.8%、追認しない51.9%とほぼ半々になった。

「恥ずかしい」の理由はさまざまだが、ここでは、具体的な場面である「排せつ介助が恥ずかしい」という場合と、「他人様の世話になることが恥ずかしい」という場合を例にとる。前者は克服できる「恥」、後者は克服すべき「恥」と考えてみたい。

◆排せつ介助が恥ずかしい（克服できる「恥」）

たとえば、排せつ介助の場合、要介護者が感じる「恥」（下着の脱着や身体の清拭など）は、環境やツールによって克服できる可能性がある。オムツを不変の前提とせず、いかに羞恥心を減らすか、いかに排せつの自立へ導くか、それらの一連が課題になる。排せつに伴う知識・考え方・環境・ケアスキル・福祉用具など、要介護者を取り巻く外的要因の工夫・改善がそれを後押しする。トイレに座って排せつできるようになれば、職員が排せつ物の処理をすることはほとんどなくなる。

どのような排せつ介助が適切なのか、どのようなプロセスを経てどこまで改善できるのか、要介護者は「お任せ」ではなく想いを伝え、「恥」を軽減・克服する排せつ介助を介護者とともに追求する。その協同によって、要介護者は少しずつではあっても自信と自力を取り戻し、職員は排せつの自立を促すとともに要介護者の尊厳を護るという働き甲斐を見出していく。

◆他人様の世話になることが恥ずかしい

（克服すべき「恥」）

代表的な言葉が「他人様の世話になるなんて…」と、自身を卑下する発言であろう。要介護者自身が要介護状態を「恥」と考えている。この考え方は前述の「要介護者＝迷惑」と同様、アンコンシャスバイアスが潜んでいる。したがって、要介護者自身が克服すべき「恥」である。

私たちは、誰かの労働の成果（物やサービス、さまざまな制度など）に依存して日常生活を営む。この関係を社会的相互依存関係という。眼が悪くなれば眼鏡に依存し、難聴になれば補聴器を使う。出かけるときには既存の交通網に依存し、農家の生産物をはじめアレコレの商品に依存して生活を営む。それと同様、要介護者が介護者の介助に依存して生活を営む関係も社会的相互依存関係の一環である。この視点に立てば、眼鏡を「恥」とは考えないのと同様、介護者による介助が「恥」という考え方は成立しない。

要介護者だからと自身を卑下する「恥」は、権利意識のアップデートを阻む大きな障壁でもある。そのような「恥」は、克服しなければならない「恥」である。

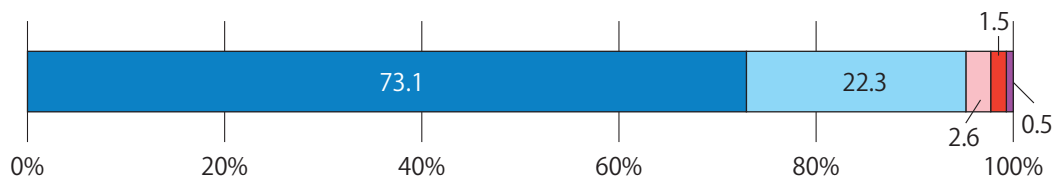
◆社会的相互依存関係と社会保障制度

日本国憲法制定（1946年）以降の民主主義と基本的人権を携えた社会保障制度も、社会的相互依存関係の現在の姿である。社会保障制度は、自己責任や家族責任に帰することができない（帰すべきではない）困難を社会で助けあうことを使命とする仕組みであり、類的存在⁸といわれる人類の本質に根差す制度である。

介護保険は、社会保障制度にある5つの公的社会保険⁹のひとつであり、日本国憲法が定める基本的人権を保険の仕組みによって保障しようとする。したがって、介護保険の活用は「恥」ではなく、権利である。

蛇足ながら、生活保護も同様に権利であって「恥」ではない。生活保護を「恥」だと考える傾向は、基本的人権についての考え方も知識も不十分としか言いようがない。この背景には、多くの国民が生活保護をはじめ社会保障を必要とする実態ならびに制度全般を学ぶ機会がほとんどない、という現実がある。筆者は、この学習機会の欠如を問題視する。医療福祉生協であっても、社会保障の制度改悪反対運動の前に、制度そのものを学ぶ機会が十分ではないと考えている。

③ 「いよいよとなったら介護保険のお世話になる」 図表6

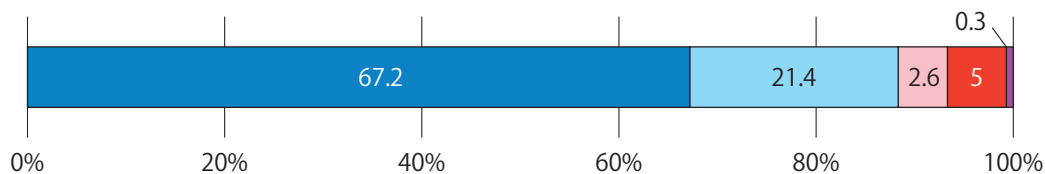


高齢者に介護保険の利用を勧めるとよく返されるこの言葉は、95.4%という多数が追認する傾向にある。

この場合、「いよいよとなったら」という事態をどのように想定しているのだろうか。単純な先延ばしだろうか。先延ばしをすれば歳をとる。歳をとれば心身の機能がより衰え、要介護者は重度化を招き、認知症

は病識がより薄れる。本人、家族、介護職員の誰にとっても負担増が予想される。つまり、「いよいよ」となる前に介護保険の活用を検討しなければならない。加えて、自身の「いよいよ」という事態を、ある程度、想定しておくべきである。

④ 「延命治療はしてほしくない」 図表7



ここでは、88.6%が「延命治療はしてほしくない」を追認する傾向を示した。

では、「延命治療はしてほしくない」とは、どのようなイメージなのか。おそらく、〈オムツをつけ・管につながれ・天井を眺める寝たきり〉が延命のイメージではないかと推測する。そうであるなら、そうなる前に誰かに自分の意思を伝えておかなければならない。つまり、「延命治療はしてほしくない」という自身の状態（身体状況だけでなく生活環境や人間関係など）を想定し、その状態に適う希望がある程度具体化しておかなければならない。その上で、自身の希望の実現を担う「誰か」に、日常会話レベルではなく、適切に伝わっていないなければならない。

また、救急車を要請した場合、救急隊は救命が使命であることも心得ておくべきである。私たちは、自身の状態に適う救命と延命についても無知なままではいられない。

なお、東京消防庁¹⁰では、救急隊の出動に際し、ACP¹¹が行われていることを前提に心肺蘇生を望まない傷病者への対応をまとめて公表している。救命や延

命にかかわるテーマは、医療から出発した生協として積極的に学習すべきテーマではないだろうか。

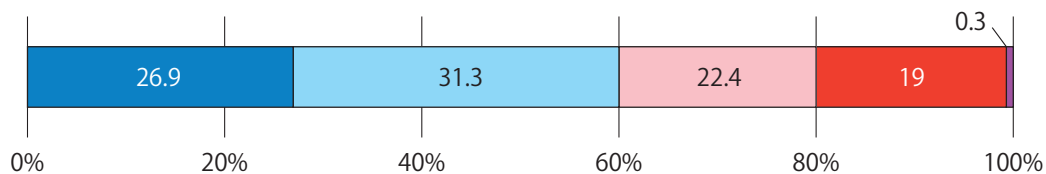
◆ピンピンコロリはむずかしい

ピンピンコロリを望む人は多い。健康づくりに励み、健康寿命を延ばそうとする行動は、言い換えれば、要介護になることを回避しようとする行動である。

だが、健康づくりをしたからといって、ピンピンコロリが叶うとは限らない。統計的には健康寿命を延ばせば平均寿命も延び、その差は男性約9年、女性約12年になる¹²。個人差があるとはいえ、ピンピンコロリはむずかしいと心得え、要介護を前提に備える方が現実的である。

要介護を前提に備えるとは、健康づくり・体力づくりだけではなく、心身の老化を学びつつも、介護の考え方・ケアスキル・制度・社会資源などを知り、活用できる準備をすることでもある。その準備は、自身の介護予防だけでなく、家族介護を担うことになったときの備えにもなるだろう。

⑤ 「介護を受けていても最期まで自宅で過ごしたい」 図表8



この言葉は、追認する傾向58.2%、追認しない傾向41.4%という結果になった。

「最期まで自宅で」という主張は権利として保障されるべきだが、多くの場合、希望として語られる。在宅介護はできるのか、施設の方が現実的ではないかと、要介護者も家族も介護職員も迷うところだ。

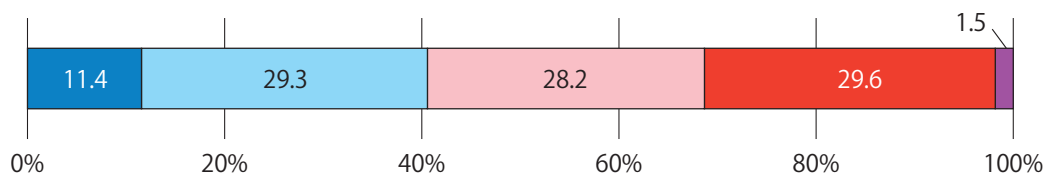
「最期まで自宅で」を希望に終わらせず権利として実現するには、本人の明確な想いととも、支えとなる専門職や周囲の人々、各種制度、社会資源などの介護環境が整えられなくてはならない。だが、「最期まで自宅で」を支える専門職、特に訪問介護員が圧倒的に不足している。そう考えると、「最期まで自宅で」を追認しない層41.4%には、半ば「あきらめ」（権利放棄）も含まれているのかもしれない。

◆家族に迷惑をかけられないから施設に？

介護保険の申請の際、高齢者本人からケアマネジャーがよく聞かされる言葉が「家族に迷惑をかけられないから施設に入りたい」である。ここにも、①で述べたような「要介護者=迷惑」というアンコンシャスバイアスが働く。

あえて言葉尻をとらえるなら、「家族には迷惑をかけられない」が「施設になら迷惑をかけても大丈夫」とでもいうことになる。そのような意図はもちろんないだろうが、施設にも職員にも失礼な発言である。介護施設も職員も、要介護者の尊厳を護りつつ自立を支援しその人らしい人生を継続できるよう、この仕事に就いている。つまり、「家族に迷惑をかけられないから施設に入りたい」ではなく、要介護者が本心から選んだ施設入所であればならない。それを前提に、介護職員にとっても本来の仕事を全うできる入所として要介護者を迎えたい。

⑥ 「認知症になったらほとんど何もわからなくなる」 図表9



医療福祉生協の組合員であるにも関わらず、この言葉を追認する傾向が40.7%に及んだ。

認知症に対する世間の関心は高く、知識も普及している。それでも「あの人、ニンチ入ってるよね」など、小馬鹿にするような発言にたびたび出会う。ここにも、認知症に対するアンコンシャスバイアスがある。

認知症ケアにおいては、本人のこれまでの人生と今この瞬間に寄り添い、尊厳を護り、安心できる環境（周囲の人々を含む）とケアスキルが求められる。だが、こうした知識がどれほど普及しても、知ることと実際に対応することとは、次元が異なる。そこに、介護職員のプロとしてのケアスキルが生きてくる。したがって、認知症が増え続ける今日、量・質

ともに介護職員の育成は喫緊の課題なのである（にもかかわらず介護職員の不足は厳しく、研修時間も不足しがちである）¹³。

加えて、誰もが認知症ケアを学ぶ社会的機会も急務である¹⁴。少なくとも、重度化につながる不適切なケアや環境を放置しないための学びは欠かせない。

◆痴呆症から認知症へ

かつて痴呆症と言われた認知症は、その呼称が偏見や差別につながり尊厳を傷つけることから、認知症と改称された（厚生労働省、2004年）。同様の改称は他にもある。精神薄弱→知的障害（1998年）、孤児院→養護施設（1947年）→児童養護施設（1997年）、精神

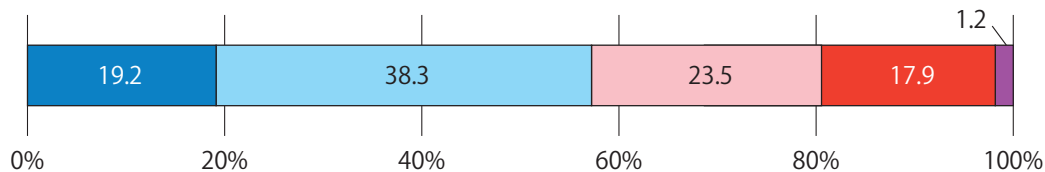
分裂病→統合失調症（2002年）などである。

ちなみに、認知症は脳という臓器の病気に伴う症状で、精神障害の一つに分類される¹⁵。障害の分類は、大きく分けて3つ。(1) 身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害等）、(2) 精神障害、(3) 知的障害である。それらの重複障害¹⁶や二次障害があることも知っておきたい。

近年、障害児・者は増えつつある。要介護高齢者と

いう障害者も確実に増える。一方、私たちには、障害や障害のある人たちのケアについて学ぶ機会がほとんどない。このままでいいのだろうか。義務教育に組み込むべきではないだろうか。「認知症にならない・遅らせる・直す」といった医学の進歩も大切だが、「認知症になっても大丈夫」と言える社会の進歩、人々の認識は、それ以上に大切である。

⑦ 「認知症になったら施設入所が望ましい」 図表10



認知症の施設入所を追認する傾向は、57.5%と6割近くに上った。

「認知症になったら施設入所が望ましい」と考えるのは、主に介護する側の視点ではないだろうか。とりわけ認知症が重度化したときには、介護から解放されたいと思う家族の気持ちが「施設入所」に傾いていく。こうなると、「施設入所」は家族の意思、家族の問題解決となり、「自宅で最期まで」という認知症当事者の本心（権利）は置き去りにされてしまう。もちろん、本人が「認知症になったら施設に入れてほしい」と希望を伝えている場合もあるだろうが、そこに認知症や認知症介護に対する適切な理解が伴うとは、必ずしも言い切れない。

◆「理解ある親」のつもり

「認知症になったら施設に入れてくれって、子どもたちに伝えています」という言葉をよく聞く。子どもたちに負担をかけたくないという、「理解ある親」の言葉である。

だが、もう少し考えてほしい。認知症が重度化すれば、「認知症になったら施設に入れてくれって、子どもたちに伝えています」と言っていたこと自体を忘れてしまう。「理解ある親」の理解も、なかなかそこまでは及ばないようである。

◆施設に入ったほうが安心？

施設に入ったこともないのに、「施設に入った方が安心」という言葉もよく聞く。その根拠は何なのだろうか。誰にとっての・どのような「安心」なのだろうか。

施設は、民間営利企業から社会福祉法人まで、経営主体も介護保険サービスも保険外サービスも、環境も費用もケアの質も多種多様である。本当に安心な施設入所のためには、入所する本人の想いと心身の状態に対する適・不適が最優先でなければならない。少なくとも、家族にとっての「安心」、家族が介護から解放されるための「安心」を優先事項にすべきではないはずである。

⑧ 「ケア会議は家族とケアマネに任せたい」 図表11



この言葉を追認する傾向は32.2%、追認しない傾向は50.8%と半数を超えるものの、医療福祉生協の組合

員であるにもかかわらず14.6%が「ケア会議が何かよくわからない」と回答した。

ケア会議の主役は利用者本人である。介護を受けつつ自分らしい人生を送るためのケアプランを策定する会議であり、本来、利用者不在はあり得ない。家族介護の場合、利用者本人が遠慮してケアプランに同意するケースも多いが、ケア会議は家族のための会議ではない。とは言え、多くの利用者や家族はどのようにケア会議に臨めばいいのかわからず、説明・同意・書類押印で終わらせてしまう実態も少なくない。

利用者がケア会議の主役になるには、自身がどんな介護を受けてどのように暮らしたいかを伝えられなければならない。そのためには、元気なうちから、介護とは何か、どのような制度・サービス・地域資源があるのか、それらをどう活用するのか、そうしたことを知っておきたい。その上で、どんな介護を受けてどのように暮らしたいか、介護者に伝えられることが理想である。いざ、介護に直面してからの俄か知識では、

なかなかおぼつかないものである。

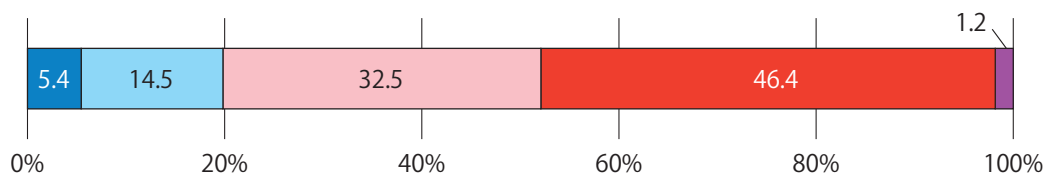
利用者の症状によっては、利用者自身が想いを伝えることが困難な場合もある。だからこそ、介護の専門職がいる。だからこそ、家族とケアマネに任せるケア会議であってはならないのである。

◆ケア会議って？

医療福祉生協の組合員であっても、14.2%が「ケア会議が何かよくわからない」と答えた。ここにも国民の多くが介護保険制度を十分に学べていないという実態が見て取れる。医療福祉生協の組合員ですら、体系的に学ぶ機会が保障されているものではない。

だが、介護保険を含む社会保障が国民の権利である以上、すべての教育機関・すべての職場に学ぶ機会を義務づけるべきだろう。その広く国民的な学びが、将来にわたって持続性ある社会保障を築くことになる。

⑨ 「介護の仕事は誰にでもできる」 図表12



この言葉は、追認する傾向19.9%、追認しない傾向78.9%という結果になった。

「誰にでもできる」を追認する背後には、これまで家族（主に女性）が担ってきたのだから…という前近代的価値観が見え隠れする。加えて、介護には介護福祉士（国家資格）や介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修などの資格があるものの、無資格者でも就労可能という現行制度が並走する。これらが作用して、「介護の仕事は誰にでもできる」という認識が放置されるのではないか。この認識があるうちは、介護職員を社会で育てる機運は生まれにくい。言い換えれば、将来自分が受けるかもしれない介護の質向上にはつながらない、という結果を生みだしていく。

◆介護の専門性とは「動作」ではない

介護をイメージするイラストや写真には、必ずと言っていいほど車イスが登場する。車イスの操作も、要介護者を車イスに移乗し移動するのも、覚えれば「誰でも」できる介助動作である。だが、介護の専門性は「動作」の習得だけではない。

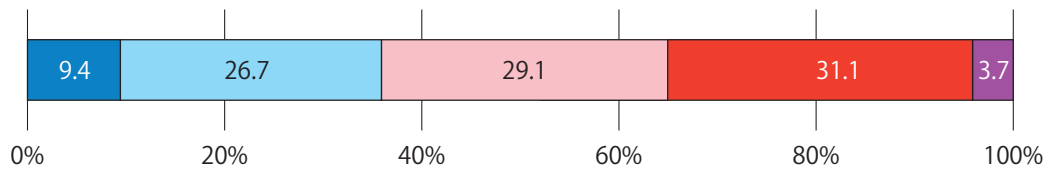
介護福祉士養成の正規カリキュラム（厚生労働省による1850時間¹⁷）では、「動作」に至るプロセス、とりわけ、人間の尊厳をベースにした考え方を重視する。清掃も食事づくりも体位交換も入浴介助も、職員の「動作」が利用者の自力・自信・生きる意欲の支えになってこそ、専門性の高い介護であるといえる。

◆「お世話」から自立支援・在宅支援へ

かつては、食事・入浴・排せつが三大介助といわれ、できないことを「お世話」することが介護だというイメージだった。だが、この「お世話」型介護は終わりを迎えつつある。現在の主流は、自立支援・在宅支援である。それを指向するアセスメントを経てケアプランが策定され、適切なケアが提供される。食事・入浴・排せつも、自立支援・在宅支援を支える一連の営みに位置づけられ、要介護度の改善をめざそうとする。

そこには、介護する側・受ける側双方の学び・目標・ケアプランの共有、協力しあう実践が求められる。それが可能な関係性の構築と知識、共有力と実践力に介護職は専門性を発揮する。

⑩ 「高齢者より若者を大切にしてほしい」 図表13



この言葉は、追認する層36.1%、追認しない層60.2%になった。

「高齢者より若者を…」という言葉は、「家族（自分より若い）に迷惑をかけたくない」「老い先短いから」など善意から出た言葉である。だが、ここにも、年齢差別というアンコンシャスバイアスが潜む。

一方、追認しない層は6割を超えた。この層は、とりわけ社会保障制度をめぐる世間に流布される「若者VS高齢者」という対立構図に異を唱える。医療福祉生協が運動体としても存続するからこそその組合員の認識が反映されている。組合員は、理念や方針の学習を通して、「高齢者より若者」ではなく「誰でも／誰もが」大切にされなければならないことを学んでいる。自由記述にも「どちらも大切にされるべき」という意見が多々見られた。

◆社会保障制度を損得勘定で考えない

社会保障は本来、貧富の差による社会格差をなくし安定した生活を支える制度であって、年齢は関係ない。だが、一般的にはその程度の知識すら学ぶ機会がない。「いくら払って、いくら貰うか」という損得勘定が先行する言動にたびたび出会う。

だが、社会保障は互いの生活を社会で保障しあう（支え合う）制度だ。そのために税金を納め、保険料を納めている。決して、損得勘定で考える制度ではない。もちろん、日本の社会保障制度の完成度は低い。だからこそ、全ての国民が互いの権利を保障しあう制度とはどういうものか・どう育てるか、あらゆる角度から議論に参加できなければならない。そのためにも、最低限の知識を学び・共有しなければならないはずである。

図表14 日本の社会保障体系図 4つの構成要素と5つの公的社会保障



※『系統看護学講座 専門基礎分野 健康支援と社会保障制度(3) 社会保障・社会福祉』医学書院（2022年）より。

3. 職員の働き甲斐と介護の専門性

ここまで、介護をめぐる「よく聞く言葉」に対する組合員の追認傾向とともに、「このままでいいのか」という疑問や考察を重ねてきたが、この状況で介護の専門性と職員の働き甲斐はどう育つのか。再度、図表2 (p.6) から利用者の認識を振り返って考えてみたい。

- ①「要介護になると迷惑」だと思ふ傾向は、「老害」や「加齢臭」という言葉が一般化したように、歳を取ると総じて迷惑な存在になるという認識を定着させてしまうのではないか。
- だから、③「いよいよとなったら介護保険のお世話になる」と言いつつ、②「介護のお世話になる」状態を恥だと考えがちになる。

- そして、「いよいよ」となっても⑧「ケア会議が何かよくわからず」、自身の人生を「家族やケアマネにお任せ」し、利用者自ら自覚なく権利放棄してしまう。
- 結果、より適切な介護を職員に求めない（どう求めているかわからない）利用者となり、介護職員のアセスメント機会を失わせる。
- 以上のようなくり返しが、⑨「介護の仕事が誰にでもできる仕事ではない」と言いながら、専門性が育たない労働環境を、利用者もそのままにしているのではないか。

この状況が、従前通りの常識的な介護を継続し、職員の思考停止を生む。以下、いくつかの事例から考えてみたい。

3-(1) 従来通りの介護に潜む思考停止

では、従前通りの常識的な介護（以下、「常識」とは、どのような介護だろうか。

「常識」に疑問を持つ職員も少なくない。だが、改革しようとするればストレスが生じる。一方、疑問を持たずにいれば、ある意味、ストレスフリーで心地よく「常識」を続ける。

① 施設・事業所の出入り口

これまで筆者が巡回・視察した老健（介護老人保健施設）、特養（特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設）、デイサービス（通所介護事業所）などの出入り口（自動扉）では、自由に出入りできないところが多かった。自動扉のスイッチが利用者の手の届かないところにあったり、事務所への声掛けが必要だったり、見舞いの家族や取引業者ですら自由に出入りできない状況がある。

このような措置は、少なくない事業所で「常識」となっている。自由に出入りできるようにすると、「利用者が迷子になるかもしれない」「交通事故にあうかもしれない」など、不安要素が大きいからである。利用者一人ひとりに職員が付き添えない以上、利用者の安全を守るために必要な措置である、という「常識」に支えられている。加えて、施設内では階下へ行くにも階上へ行くにも暗証番号を打たなければエレベータを利用できない、という措置も「常識」になっている。

筆者は、「すぐに出入りの自由を保障せよ」と主張したいのではない。

たとえば、健常者が出入りの自由がない施設（建物）に入れられた場合、それは軟禁または監禁状態に等しい。自由の権利（移動の自由）の侵害だ、と訴えるだろう。場合によっては、監禁罪が成立する。では、要介護者はどうか。安全の名のもと、軟禁・監禁を常態化してよいのだろうか。

当然ながら、犯罪者でもないのに自由の権利を侵害されてよい訳がない。「お世話しているのだから」「安全確保だから」という思考停止の介護なら、それもまかり通るだろう。だが、要介護者の「尊厳を保持し」¹⁸、その人らしい人生を全うする権利実現をめざす介護なら、この「常識」に疑問を呈する姿勢もいるだろう。

② ふかふかのソファ

筆者は、いくつかの特養でふかふかのソファに座る利用者をよく見かけた。特に何をすることもなく、ただ座っている。立派なソファで、利用者が大切にされているようにも見える。だが、利用者はソファから移動できない。背もたれに身体をあずけ深く腰を落としたその姿勢は、利用者の筋力では立ち上がれないからだ。トイレに行くことも、談話室に行くことも、自分の居室に戻ることもできない。

ある老健では、椅子に座った利用者の前に大きなテーブルが置いてあった。利用者は、テーブルと椅子のひじ掛けに挟まれて座っている。利用者にそれらを動かす筋力はなく、座ったまま過ごすことを余儀なくされる。場合によっては、1日中。

「歩くと転倒の危険があるから」「骨折したら家族からクレームが来る」「座位を保ってあげている」「利用者が座りたいと言った」など、理由はさまざまだろう。だが、座らせっぱなしで利用者のADLを低下させてはいないか、他の利用者との交流を妨げ社会性を奪ってはいないか、などの疑問が拭えない。

筆者は、この状況に疑問を呈したい。何の疑問も持たないままなら、身体拘束といわれても仕方がない状況である。虐待と認定される場合もあり得るだろう。このような「常識」は、利用者の現存機能低下を招くばかりか、職員を思考停止にさせているのではないだろうか。

◆自由の権利から考える

自由の権利は、基本的人権の源である。世界中の先人たちが歴史的年月をかけ、命懸けで主張し・獲得し・護りぬいてきた人類普遍の権利である。現代の私たちの生活はこうした権利を享受して成り立っている。さらに、この権利はすべての人々の通奏低音となって社会に響き、継続・発展させなければならない。

日本国憲法は、次のように明記する（下線は筆者）。

図表15 日本国憲法 第3章 国民の権利及び義務

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

私たち国民には、「永久の権利」を「不断の努力」によってさまざまな局面で護り育てることが求められる。医療福祉生協の介護職員も利用者・家族も同様である。介護のこの「常識」を永久不変のものとしてせず、ひとつの到達段階と捉え、一步先の介護を追求しなければならない。

③ 鍵のないトイレ

あるデイサービスでは、鍵のないトイレが「常識」になっていた。異変があった場合、職員がすぐにドアを開けられるように、という理由である。だが、利用者はトイレのなかで「どうしよう…」と困惑する。鍵が開いたままでは、用を足すにも落ち着かない。利用者は、鍵を見つけようとしているうちに排せつに失敗してしまうこともある。

鍵のないことが職員の「常識」であり安心を担保するものであったとしても、利用者には不安を与える。さらに言えば、プライバシーの侵害でもある。そこに気づけるかどうか、職員のプロ意識－利用者の尊厳を護るケアが問われるところである。

かつて、施設の多床室ではベッド上のオムツ替えがオープンなままで行われていた。利用者は、恥ずかしかったが我慢していた。だが、本来我慢すべきではない。「恥ずかしい」と声に出すことによって、排せつ介助の方法が変化する（少なくともそのきっかけをつくる）。利用者のそのような想いに気づいた現場は、

カーテンで仕切るようになる。それでもまだ、臭いも音も介助の気配は室内に響く。利用者の恥ずかしさは十分には拭えない。

せっかくトイレで排せつができるようになって、今度はトイレに鍵がない。この「常識」に疑問を抱いたある施設では、利用者のプライバシーと習慣を尊重して内側から鍵をかけられるようにした。同時に、異変があった場合には外側からも開けられる構造にしている。こうした経験を重ねるうちに、プライバシーに配慮する感覚が職員に育まれていく。利用者が「恥ずかしい」などの声をあげ、職員が気づく。それに応えようとして、介護は前進する。

④ 居室に鍵がない？

あるグループホームでは居室の内側に鍵がなかった。トイレの場合と同様、何かあったときに職員が居室に入れるようにするためである。居室に鍵がないこの「常識」も、プライバシーの侵害である。

それだけではない。利用者には鍵をかけるという生活習慣がある。何十年もそうして暮らしてきたからだ。ある利用者は、鍵がないとわかると、寝る前には室内にある椅子や紐などを駆使してドアが開かないようにしていた。それは安眠を得るための行為だが、職員は「安全のため」にこれを阻止する。結果、利用者は安眠できず、夜勤の職員には「紐や椅子を使わせまい」とする仕事が増えた。さらに、利用者が昼夜逆転に陥ると、日勤職員の仕事の一部が「寝てしまう利用者を起こしておく」仕事に転化する。

「鍵をかける」というような人生を通して習慣化された行為は、その人らしい生活の一端である。高齢者施設だからといって鍵がない「常識」をそのままにする現状は、その人らしい生活を実現すべき本来の介護を見失わせているのではないだろうか。

◆介護保険法と尊厳の保持

介護保険法は次のように明記する（下線は筆者）。

図表16 介護保険法 第1章「総則」第1条（目的）

（要介護高齢者が）尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

介護保険法（1997年成立、2000年施行）に「尊厳を保持し」という言葉が明記されたのは、2005年の法改正である。それから20年以上が経過した。

前述のような「鍵をかけられない」ような「常識」は、利用者の「尊厳を保持し」ているといえるのだろうか。この「常識」は、職員の都合が先行しているのではないだろうか。

私たちは、物心ついた幼いころからトイレに入れば鍵をかけて用を足すことを教わってきた。思春期には、「勝手に部屋に入らないで」と自室に鍵をつけていた人も多いただろう。高齢期にならずとも普段から玄関の鍵をかけ、ひとり暮らしになればなおさら用心深く暮らす。

こうした行為は、人生を通して習慣化されてきた。それにもかかわらず、要介護になるとこの習慣を否定される。だからといって、「鍵をかけられる」ようにすれば「尊厳を保持」したことになるかという、そう単純ではない。重要なことは、「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」ような介護を職員はどう提供するか、また利用者はどう求めるか、ということである。「常識」を疑うことは、より適切な介護を導く上で欠かせない視点である。

⑤ 寝たきりだから機械浴？

最新の機械浴を設置した事業所がある。使用中の機械浴が故障し、新しい機械浴がほしいという職員の要望に応えたものである。事業所を運営する法人としては経営難の上に大きな出費となるが、利用者の清潔保持には欠かせない設備だという認識のもと、迷わず購入した。このこと自体、特に問題はない。だが、ここにも思考停止した「常識」があるのではないだろうか。寝たきりの利用者には寝たまま入浴できる機械浴、という「常識」が疑われていないと思われる。

ある日、入浴介助にあたっていた職員が何気なく「機械浴って、普通の家にはないですよ」と言った。この言葉を聞いた管理者は、ふとNormalizationという言葉の思い起こした。すでに個室が推奨されて数年が経過している。介護の研修では必ずNormalizationを学ぶが、機械浴はNormalizationといえるのか。確かに、利用者の清潔は保たれる。だが、機械浴が利用者の普通の生活（Normalization）を実現しているといえるのか。管理者の脳裏には、この乖離に疑問が生じた。

それから、事業所をあげて個室への挑戦が始まった。いきなり機械浴から個室に切り替えるのはむずかしいが、どうすれば個室にできるかを検討することは可能である。その事業所では、利用者の身体がどのような状態でなければならないか、その介護にはどのようなスキルが求められるのか。それらを検討するうちに、Normalizationをもっと意識しようという機運が職員に芽生えてきた。思考停止していた「常識」から解放されようとする一歩である。

⑥ 食事は車イスから椅子へ

車イスに座ったままで食事をする（食事介助を受ける）風景をよく見かける。特養でも老健でも、利用者も家族も、そこで働く職員も、車イスの食事に疑問は感じないようである。

だが、それに異を唱えた事業所がある。そこでは、①車イスは移動の手段であって座るための椅子ではない、②普通の生活では食卓の椅子に座って食事をする、この2点にこだわった。したがって、食事の際には、必ず普通の椅子に座りかえていた（移乗）。最初は職員の負担が増えた。正直なところ、「車イスでも普通の椅子でも、座っていることに変わらない」というのが本音だったのである。

車イスと椅子の違いは、足の裏に体重をかける（かけようとする）ことができるか、腰を立て背筋を伸ばす（のぼせようとする）ことができるかどうか、ポイントになる。座り替えることで利用者の足腰に小さな負荷をかけ、毎日の繰り返して筋力を落とさないようにする¹⁹。この介護は、介護職員なら誰もが学んだ「足底を床につける」という基本の実践である。多少とも足底に体重が乗ることで負荷がかかり、利用者の脳を覚醒させ、ADLの低下を防ぐという生活リハビリの基本でもある。

当初、負担を感じていた職員も、利用者が座位を保つ時間が増えたこと、食欲が増したこと、誤嚥が減ったこと、おしゃべりが増えたことなどの効果を感じるようになっていた。座位を保つ力は、車イスの自走やトイレに座ること、個室の利用にもつながった。結果として、職員の負担が軽減され、利用者の笑顔が増えていったのである。

ここにもNormalizationの考え方が生きている。思考停止していない。職員は「お世話」型介護を卒業し、利用者は自力と自信を育むポジティブな介護につ

ながっていく。



写真左 車イスのままの食事
これに疑問を抱かない事業所も多い（大阪府内の特養）
写真右 座面の高さを利用者の下腿長に合わせたイス
食事のときはこれに座り替える（奈良県内の特養）



◆Normalizationとは

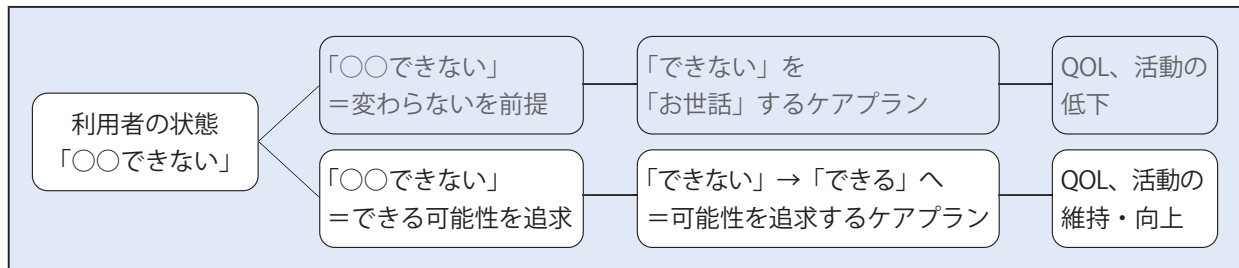
Normalizationは、「正常化」や「正規化」と訳される。ただ、介護（広くは社会福祉）の分野では、障害者や高齢者など社会的マイノリティとされる人々が排除されることなく、健常者と同じように普通の生活ができる社会こそ正常（Normal）な社会だという理念と実践を現している。

はじめは、1951年のデンマークに遡る。当時、隔離や保護が主流だった知的障害者の処遇に対して、「障害があっても健常者と同様に普通に社会で暮らし

たい」と願う親たちの運動が起源となった。その主張はデンマークに知的障害者福祉法を成立させ（1959年）、徐々にヨーロッパに広まった。日本においては、1981年の「国際障害者年」をきっかけに広く普及しはじめる。

介護保険法が掲げる「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービス」も、Normalizationの実現を求めている。

図表17 可能性を追求するケアプランへ



※ 全国コープ福祉事業連帯機構「生協10の基本ケア」学習会準備資料より筆者作成

3-(2) 介護の専門性をどう問うか

本稿2（p.6～13）では、組合員の介護に対する知識不足や未熟な権利意識、そして残念な理解について問うた。そこには、利用者（になるかもしれない人々）がどのような介護を受けたいかという想いを表明しない（しきれない）状況が伺える。

前項3-(1)(p.14～17)では、介護を担う職員の「常識」を問い、介護を受ける側の思い（本音）をつかまず（つかめず）、思考停止したままの介護を繰り返す事例を示した。この状況で職員の働き甲斐と介護の専門性は向上するのだろうか。

① 介護の専門性

介護の専門性については、日本介護福祉士会の定義と厚生労働省の介護福祉士養成課程の見直しから確認しておきたい（図表18～21）。

なお、ここでは介護福祉士に焦点をあてるが、他の介護系有資格者（介護職員実務者研修：450時間、介護初任者研修：130時間）や現場の無資格者にも同様の専門性が求められるという認識で述べることにする。なぜなら、利用者にとって、職員の資格の有無や種別は関係ないからである。

◆日本介護福祉士会による専門性の整理

日本介護福祉士会²⁰は介護の専門性を次のように述べる（以下、図表18～21の下線は筆者）。

図表18 介護福祉士とは

（中略）介護サービス利用者のニーズを、生活歴や観察を通して集約するとともに、その方の心身の状況等を理解したうえで、その方が、その方らしく生活を継続していくためには（生活の質を担保するためには）どのような課題があるか、いかにその課題に向き合っていくか等を分析し、多職種と連携しながら、環境の整備を行いつつ、その方に最適な介護を提供する役割を担っています。

※日本介護福祉士会HPより

さらに、以下の3点に整理した上で、「これらを相互に関連させて循環させることができるところに、介護福祉士の専門性がある」と付記されている。

図表19 介護福祉士の専門性

日本介護福祉士会では、介護福祉士の専門性を「利用者の生活をより良い方向へ変化させるために、根拠に基づいた介護の実践と共に、環境を整備することができること」と定義し、以下の3項目で整理しています。

1 介護過程の展開による根拠に基づいた介護実践

利用者の自立に向けた介護過程を展開し、根拠に基づいた質の高い介護を実践する。

2 指導・育成

自ら介護等に関する知識及び技能の向上に努めるだけでなく、自立支援に向けた介護技術等、具体的な指導・助言を行う。

3 環境の整備、多職種連携

利用者の心身その他の状況に応じて、福祉サービス等が総合的かつ適切に提供されるよう、物的・人的・制度的等、様々な環境整備を行うとともに、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

※日本介護福祉士会HPより

◆養成課程における教育内容の見直し

次に、厚生労働省「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」²¹の資料も確認しておきたい。

ここでは、「介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、認知症高齢者や高齢単身世帯等の増加等に伴う介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる介護福祉士を養成する必要」があると訴えている。

図表20 介護福祉士養成課程の教育内容の見直し（概要部分）

- ・専門職としての役割を発揮していくためのリーダーシップやフォロワーシップについて学習内容を充実させる
- ・本人が望む生活を地域で支えることができるケアの実践力向上のために必要な学習内容を充実させる
- ・介護過程におけるアセスメント能力や実践力を向上させる
- ・本人の意思（思い）や地域との繋がりに着目した認知症ケアに対応した学習内容を充実させる
- ・多職種協働によるチームケアを実践するための能力を向上させる

※厚生労働省「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」（2018年）

この教育内容の見直しに伴う介護福祉士像は次のように述べられ、すべての項目に「高い倫理性の保持」を求めている。

図表21 求められる介護福祉士像

1. 尊厳と自立を支えるケアを実践する
2. 専門職として自律的に介護過程の展開ができる
3. 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的支援も展開できる
4. 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応し、本人や家族等のエンパワメントを重視した支援ができる
5. QOL（生活の質）の維持・向上の視点を持って、介護予防からリハビリテーション、看取りまで、対象者の状態の変化に対応できる
6. 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本人が望む生活を支えることができる
7. 関連領域の基本的なことを理解し、多職種協働によるチームケアを実践する
8. 本人や家族、チームに対するコミュニケーションや、的確な記録・記述ができる
9. 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに対応できる
10. 介護職の中で中核的な役割を担う

+高い倫理性

※厚生労働省「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」（2018年）

以上、図表18～21でみる限り、いわゆる三大介助のような「動作」は言及されていない。「求められる介護福祉士像」を見ると、「実践する」「○○できる」という文言はあっても（図表21）、具体的な「動作」を示す記述はない。

一方、利用者の生活には必ず言及がある。介護の専門性は、利用者の生活に軸足を置くものだからだ。つまり、「動作」は「利用者の生活をより良い方向へ変化させるため」（図表19前文）の介護過程に登場する実践の一部であって、「動作」だけを以て専門性は語れない。利用者の生活に軸足を置いて自立を支える継

続性、そこに専門職たる介護福祉士の役割がある。少なくとも、短期間に一つの課題に取り組んで「一件落着」となるようなイメージの専門性とは全く異なる。生活は、人生の最期まで続くものだからである。

◆介護過程とは

介護過程とは、利用者の生活課題を系統的に解決するためのアセスメント→計画立案→実施→評価を指す。ケアプランや介護計画は、そのなかの計画立案段階で作成される具体的な行動計画である。ケアプランや介護計画に示された「動作」だけを介護業務と考えているなら、それは本来の介護とはほど遠い。介護過程の展開は、専門職の力量として最も問われる。

だが、すべての介護福祉士が介護過程の展開を意識して日々の業務にあたっているとは限らない。介護福祉士をはじめ、現場職員の研修不足やプロ意識の欠如が皆無とは言えず、課題は残されている。

② 介護の専門性をどう問うか

次に、一般的に語られる専門職の要件、資格制度（業務独占と名称独占）、専門性の所在について考えてみたい。

◆専門職の要件

専門職の主な要件として、一般的には、①長期的な学習による高度な体系的知識と技能の習得、②公共の利益に貢献する姿勢、③専門職団体や倫理綱領の存在、この3つがあげられる。

では、介護福祉士はどうだろうか。①については、養成ルートまたは実務経験ルートによって国家試験受験資格を得て合格できなければならない²²。②については、介護保険法に基づく事業に必要な国家資格であり、当然ながら公共の利益に貢献する。③については、専門職団体として日本介護福祉士会（p.18注20）があり、倫理綱領（図表22）も定めている。但し、組織率は2%に満たない²³。

つまり、介護福祉士という国家資格は、ほぼ専門職要件を満たしてはいる。だが、介護福祉士の資格制度は歴史が浅く（1987年）²⁴、介護保険法の成立（1997年）、施行（2000年）に伴い、一旦は介護福祉士をめざす者も増えたが、この20年ほど介護福祉士養成課程の入学者は年々減少している²⁵。また、卒後研修も含めて教育研修プログラムの完成度が高いとは言い難い。

図表22 日本介護福祉士会倫理綱領（1995年11月17日宣言）

前文	私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。
利用者本位、自立支援	介護福祉士は、すべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。
専門的サービスの提供	介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負います。
プライバシーの保護	介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。
総合的サービスの提供と積極的な連携、協力	介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。
利用者ニーズの代弁	介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。
地域福祉の推進	介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。
後継者の育成	介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

※日本介護福祉士会HPより

◆業務独占ではなく名称独占

では、介護福祉士と他の専門職とは何が違うのだろうか。

違いのひとつに、業務独占と名称独占という資格制度上の区別がある。わかりやすい事例をあげれば、医師は業務独占で、介護福祉士は名称独占である。

医師は、医学部を卒業し医師国家試験に合格することで医師免許を取得する。医師免許がなければ、医療行為を行うことができない。これを業務独占²⁶という。その仕事は、たとえば入院や手術のように、患者にとって非日常的なシチュエーションで展開される。私たちは、その仕事を「誰にでもできる」とは決して考えない。

一方、介護福祉士はその資格取得者だけが名乗る

ことができる、という名称独占²⁷である。食べ物を口元に運ぶ（食事介助）、お風呂で身体を洗う（洗身介助）、居室を掃除する（生活支援）などは、家族も担える。無資格者の就労も可能であり、ほぼ日常的なシチュエーションで展開される。そのため「誰にでもできる」というイメージがつかまとう。

だからといって、介護を業務独占にすべきとは考えない。日常的なシチュエーションだからこそ、そこには利用者をはじめ多職種・家族・地域の関係者らとの協働を必要とする。介護福祉士は、協働の力を借りながら、利用者の自立支援と生活再建に臨む。これが利

用者の生活の場に軸足を置くことである。そこに専門職たる介護福祉士の役割がある。

◆専門性の所在

この視点から、医療と介護をあえてステレオタイプ的にHomeかAwayかと問えば、介護の業務は徹底的にHomeである（図表23）。利用者のHomeは職員の仕事場であり、それは職員にとってAwayである。たとえば入所施設であっても、職員はその人の生活（Life）をその人の居場所（Home）で支え続ける。

図表23 HomeかAwayか

	医療	介護
業務場所 (物の所在)	診察室、病棟、検査室、手術室など。 患者にはAway、医療職員にはHome (例) 医療職員は医療器具や衛星材料の収納場所、業務の動線を知っているが、患者は、知らなくても構わない。	訪問介護、通所介護、入所介護など。 利用者にはHome、介護職員にはAway (例) 訪問介護の場合、介護職員は利用者宅（Home）にあるものを工夫して介護に活かすが、当初はどこに何があるかわからない。
業務の遂行	医療職員は、医師に指示に基づき医療行為を行う。患者の要望があっても、医師の判断ナシに医療職員が医療行為を行うことはできない。	介護職員は、利用者のアセスメントを行い生活目標や課題を設定する。介護職員が介護サービスを提案し、利用者の納得を伴いつつ提供する。
患者・利用者の協力	検査・診断・治療には患者の協力が不可欠だが、処置や手術などの医療行為そのものには、患者は携われない。	利用者は現存能力を使い、介護職員の介助に協力する。双方の協働が、重度化予防、負担軽減、自立支援を育む。

※医療と介護の比較が必ずしも適切とは思わないが、病気治療後に介護を受けるケースが多いことなどから、あえて比較した。

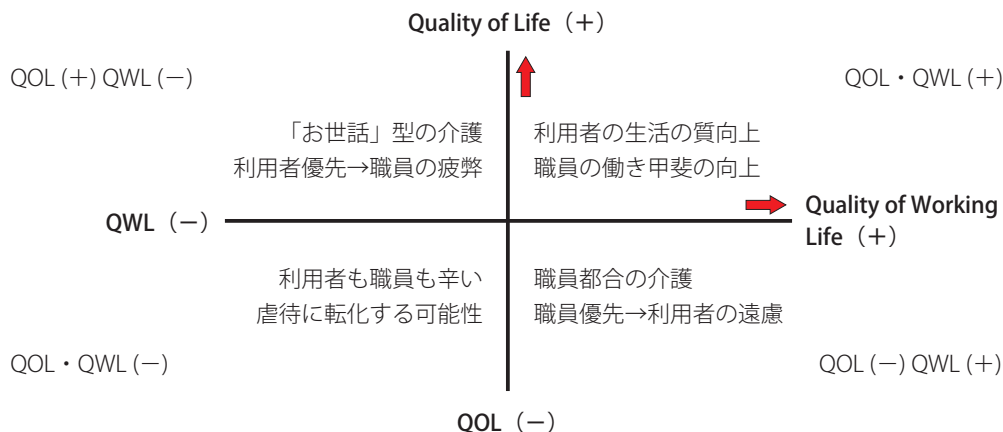
3-(3) 介護職員の働き甲斐の所在

では、あらためて介護職員の働き甲斐の所在を考えてみたい。

そこで、利用者のQOL（Quality of Life）と職員のQWL（Quality of Working Life）を図のように整理

した（図表24）。図は、縦軸に利用者のQOL、横軸に介護職員のQWLを取り、それぞれ（-）から（+）へと満足度の向上を現す矢印になっている。この図を右上から反時計回りに見てみたい。

図表24 利用者のQOLと職員のQWL



冒頭でも述べたように、介護サービスは消費と生産が同時進行である（p.5注3）。したがって、消費者（利用者）と生産者（職員）が直接かかわるリアルタイムは、利用者・職員双方にとって充実した時空間であることが望まれる（図表24、右上の領域）。従来のような「お世話」型介護や職員都合の「常識」を超え、受けたい介護と提供したい介護の最適解がその時空間で生産され消費されることが望まれる。

◆右上：QOLもQWLも高い

右上は、利用者のQOLも職員のQWLも（+）の領域である。医療福祉生協の介護現場は、この領域にあるだろうか、この領域をめざしているだろうか。

たとえば、利用者が「自らの足で歩きたい」「トイレで排泄したい」という想いがあるとき、その想いに気づき・引き出し、どうすればそこに近づけるか・実現できるか—そうした課題をともに考え、実践しようとする職員がいること（職員であること）、それがQOL/QWL向上の起点になる。

従来の排せつ介助では、利用者のタイミングに合わせたオムツ替え、素早いオムツ替えができる職員がよしとされてきた。だが、「トイレで排泄したい」という利用者の想いに応えるには、排せつの自立につながる実践が求められる。その志向が、QOL/QWL双方の好循環をつくりだす。

医療福祉生協の組織的特徴を活かすなら、地域組合員の想いと職員組合員の実践が相乗効果となるフェーズをめざしたい。それが、介護をめぐる利用者・提供者共同所有協同組合（p.5）という存在の仕方でもある。これまで、医療事業とともに院所利用委員会があったように、介護事業においても組合員とともに恒常的に介護の在り方を考える仕組みが早急に望まれる。

◆左上：QOLは高いが、QWLは低い

左上は、利用者のQOLは（+）だが、職員のQWLは（-）の領域である。

介護現場においてはどうか。たとえば、利用者が求めるままの「お世話」がQOLの向上という認識のままなら、利用者は「（自力でできても）～してほしい」という傾向になりやすく、職員は一生懸命「お世話」する。これに拍車がかかると、いつのまにか、「お世話」型介護という働き方が「常識」として

定着する。医療福祉生協に限らず、良心的な介護事業所が陥りやすいパターンである。

筆者が知る限り、上記のような事業所では、職場の人間関係に依拠した介護を踏襲する傾向が強かった。人間関係が良好であれば、現状に疑問をもちにくく、考え方やケアスキルの刷新など労働環境改善には結びつきにくい。働き方に無理・ムラ・無駄が生じても「お世話」を続け、結果、燃え尽き離職する職員のケースも見受けられた。

◆左下：QOLもQWLも低い

QOLもQWLも（-）の状態は、利用者にとっても職員にとっても辛い悪循環である。放置すれば、利用者の事業所離れと職員の職場離れが重なり、事業継続が困難になる。QOL/QWL双方の向上（右上の領域）を展望しつつ、組織をあげて具体的な改革に取り組まない限り、この悪循環からは抜け出せない。

◆右下：QWLは高いがQOLは低い

右下は、職員のQWLは（+）だが、利用者のQOLは（-）の領域である。利用者のQOLを追求するより、職員都合の介護に陥りやすい。

たとえば、人手が足りないから入浴回数を減らす³⁰、個浴はできない。食事も車イスのまま、食事中でも時間になれば下膳する。利用者が「トイレに行きたい」と訴えても「オムツだから大丈夫」と言い、立とうとすると「危ないから座ってて」となりやすい。通所の帰宅時には、送迎車より早めに利用者を玄関に並ばせる（待たせる）。利用者の想いより、職員の休憩時間や勤務時間に合わせた業務遂行になる。3-(1)（p.14）にあげたような「常識」もそのままになりやすい。

このような介護は、働く者にとって効率的かもしれない。だが、利用者にとっての最適は追求されにくい³¹。また、職員の働き甲斐を伴うとも言い難い。筆者の知る限り、罪悪感を抱きながら業務にあたる職員もいた。利用者は、忙しそうな職員を見ては遠慮がちになり、期待は徐々に薄れる。

医療福祉生協の個々の現場は、この4領域のどこに位置するだろうか。その位置によって現場の課題は異なり、右上-QOL/QWL双方の向上をめざす道筋も異なってくる。それでも、右上をめざすことなしに、

職員の働き甲斐と介護の専門性は開花しない。ここを起点として、世間一般の介護に対する認識向上につながる—それこそ医療福祉生協の存在の仕方、運動と事業でありたいと思う。

4. 介護をめぐる運動と事業

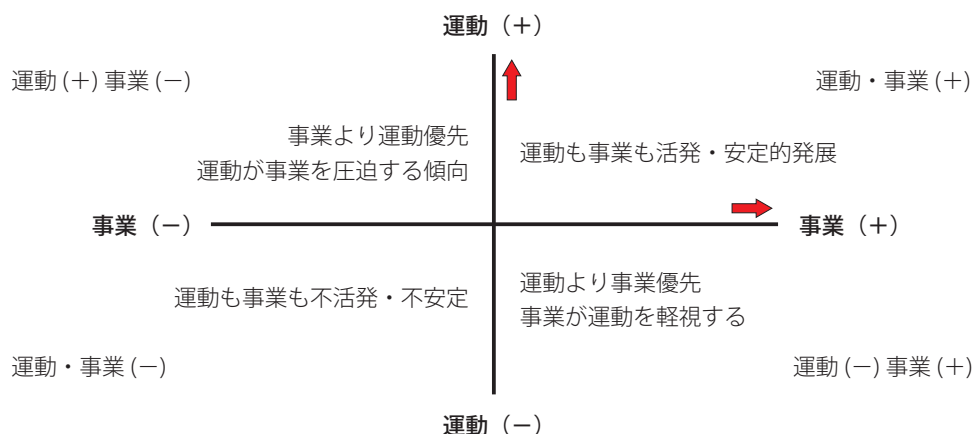
本稿冒頭でも述べたように (p.5)、医療福祉生協は、地域の保健・医療・福祉のニーズに応える事業体として存在するだけでなく、平和と民主主義・基本的人権の実現・社会保障の充実を掲げる運動体としても

存在する。この存在の仕方に対し、しばしば運動と事業の二律背反が浮上する。

4-(1) 運動と事業の二律背反

医療福祉生協における二律背反とは、図表25の運動優先 (左上)・事業優先 (右下) が相反するような状況を指す。そもそも地域の保健・医療・福祉のニーズから出発した医療福祉生協だが、その運動と事業が統一的・弁証法的に発展できないジレンマを抱えがちである。

図表25 運動と事業の二律背反から統一へ



めざすべきは、活発な運動と事業の健全な経営が両輪となって発展し続ける方向 (右上) である。両輪ではあるが、あえて運動が先か・事業が先かを問えば、運動が先である。保健・医療・福祉のニーズを持つ地域の人々が協力し「医療機関をつくろう」という運動がなければ、医療福祉生協という事業体は生まれなかった。

だからといって、運動さえしていれば事業が発展するものではない。時代や社会、価値観や制度の変化に伴い、運動も事業も変化する。たとえば「運動への動員が人手不足の現場に拍車をかける」「医療機関に就職したのであって運動は仕事ではない」など、主に職員組合員の側に運動を忌避する傾向が見られるようになった³²。事業より運動が優先される (左上) という感覚の反動は、運動より事業を優先する傾向 (右下) を生む。とりわけ、1980年代以降の度重なる診療報酬の引き下げは、「事業が危うくなれば地域組合員のニーズにも応えられず、本末転倒だ」という主張に拍車をかけた。

以上のような運動か・事業かというジレンマは未だ残るものの、介護事業を手掛ける現在は運動も事業も新たな局面に入ったのではないか—そこで、介護をめぐる運動に焦点をあてて整理する。

4-(2) 運動が働きかける 4 領域

介護は、利用者 (User) と提供者 (Provider) の日常的なかかわりを要する。ここに、冒頭 (p.5) に示した医療福祉生協の組織的特徴 (地域組合員/職員組合員) を生かせるはずだ。この認識をもとに、医療福祉生協が運動体としてどこに・どのように働きかけるのか、考えてみたい。

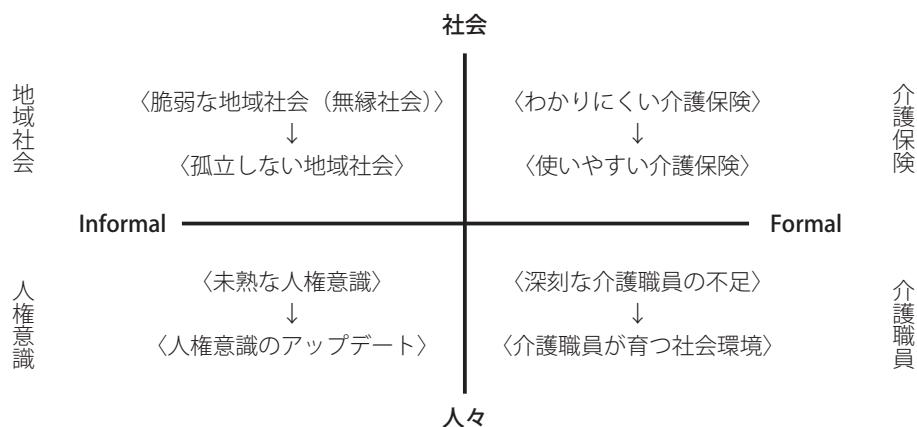
ここでは、縦軸に社会と人々、横軸にFormal と Informalをとり、医療福祉生協が運動体として働きかけるべき 4 領域を考えてみた (図表26)。右上から反時計回りに、介護保険 (社会×Formal) / 地域社会 (社会×Informal) / 人権意識 (人々×Informal) / 介護職員 (人々×Formal) の順で述べる。

これまでの運動、働きかけは、右上、介護保険の制度・政策を中心とする要求運動にウエイトが置かれていた。それ自体は否定しないが、運動と言えれば政府への要求運動というイメージになり、地域社会／人権意

識／介護職員の3領域への働きかけはどうだったのか、その認識が十分とは言えないように思う。

以下、あらためて4領域を一つずつ考えてみたい。

図表26 介護をめぐる働きかけの4領域



※図表 24、25 と異なり、右上をめざす矢印は不要。

◆右上：介護保険（社会×Formal）

働きかけの対象は、主に政府（国や地方自治体等）である。

喫緊の運動課題は、介護報酬の引き上げと職員の処遇改善であり、利用者や被保険者の負担増を伴わない制度設計が求められている。医療福祉生協の運動でも中心的な課題ではあるが、国に働きかけるなら、並走する運動課題として次の2点を加えておきたい。

一つは、介護の専門職、介護福祉士養成の充実・強化を求める運動である。単純に「人を増やせ」というスローガンを掲げるだけでは、追いつかない。質の高い介護職員を多数育てない限り、どれほど完ぺきな制度を整えたとしても「絵に描いた餅」に終わる。介護福祉士養成校が瀕死の状態にある今日（p.19注25）、介護職員の確保・育成を国の責務として、既存の養成校への助成ならびに養成課程の増設を求める運動を同時に強めたい。

もう一つは、介護保険制度の周知徹底である。人は100%老いる。その心身の老化とそれに伴う介護の基本的な知識を誰もが習得できる学習機会公設を運動課題にしたい。そうした知識が〈わかりにくい介護保険〉から〈使いやすい介護保険〉へと、制度・政策の拡充を促す基盤になる。

さらに言うなら、義務教育の過程で社会保障全般から理念と仕組みを学んでおきたい。制度やサービスの

断片的知識で右往左往せず、社会保障を損得勘定ではなく権利として行使する力量を育むこと－医療福祉生協はこの運動のトップランナーでありたい。

◆左上：地域社会（社会×Informal）

働きかけの対象は地域社会であり、人と人とのつながりを再生する働きかけである。

自治会に入らない世帯が増え、管理組合が機能しないマンションもある。近隣との関係を絶ち、ひとり暮らしの人々が無関係に存在する無縁社会、全てを自己責任・家族責任に帰す脆弱な地域社会が広がりつつある。このような状況下、孤独死（孤立死）の増加が不可避になってきた。〈脆弱な地域社会〉の放置は、やがて治安の悪化、社会の崩壊へと向かうだろう。

この状況に抗い、介護を通して人と人とのつながりを再生できないものだろうか。医療福祉生協にとって、介護事業はイコール地域社会再生の運動として位置づけられる。営利企業の工場誘致などと異なり、医療も介護も、そこに人が住み続ける限り地域からは撤退できない。地域組合員が暮らし、職員組合員が働く。そのつながりが連鎖し、ひとり暮らしでも〈孤立しない地域社会〉の再生（基本的人権の実現という概念を伴う再構築）、それが医療福祉生協の存在の仕方である。

◆左下：人権意識（人々×Informal）

働きかけの対象は世間一般、すべての人々である。その権利意識を耕し、アップデートするような働きかけである。

高齢者を老害といい、要介護を恥とするような差別意識、家族への遠慮を「美德」にする感覚、介護を底辺職という職業差別、女性に偏る介護負担など、たとえ悪意はないにせよ、ここには互いの基本的人権を護りあう認識は育っていない。この状況は、介護職員の確保・育成にとっても大きな障壁になっている。世間が「要介護＝迷惑」という意識から脱しない限り、介護のネガティブイメージは拭えない。

人は本来、誰であっても互いの基本的人権を護りあわなければならない。それでも、「要介護＝迷惑」というアンコンシャスバイアスが残る。これまで基本的人権を護る運動³³を絶えず行ってきた医療福祉生協ですら、「要介護＝迷惑」という認識が浮き彫りになった（p.7）。この事態を放置してよいはずがない。〈未熟な人権意識〉を乗り越え〈人権意識のアップデート〉を働きかける運動、まず最初に地域組合員/職員組合員に働きかける運動は最重要課題である。

◆右下：介護職員（人々×Formal）

働きかけの対象は職員であり、職員が当事者になる職場づくりを課題とする。

民主的な職場と言われる医療福祉生協においても、労働基準法の遵守徹底、適切なワークルール、柔軟な働き方、コンプライアンス、体系的研修、業務の標準化、ICT・DX化、トップダウン・ボトムアップが機能する組織運営など、課題は山積みである。

とりわけ喫緊の課題は、職員が辞めない職場づくりである。労働条件だけではない。重視すべきは、介護職員の「提供したい介護」と利用者の「受けたい介護」が呼応する現場ではないだろうか。地域組合員と職員組合員で構成される組織的特徴を職場づくりに活かし、QOL/QWL双方の向上（p.20図表24右上）をめざす運動は、医療福祉生協の原点であり、未来を創る運動である。

加えて、現場から世間への発信も重要である。自分らしく働ける職場、成長を感じる日々、利用者の要介護度改善、喜び合える仲間、地域の人々との交流など、介護のネガティブイメージを覆すエピソードは多々あるはずだ。それらは、〈使いやすい介護保険〉、

〈孤立しない地域社会〉、〈人権意識のアップデート〉とともに〈介護職員が育つ社会〉を盤石にする。〈深刻な介護職員の不足〉の克服を本物にする。

以上、運動体である医療福祉生協が、介護をめぐる働きかける4領域を整理した。介護保険（右上）の領域でイメージされる要求運動（何かを求める運動）に対して、地域社会（左上）、人権意識（左下）、介護職員（右下）の領域では創造運動（新たな何かを創り出す運動）が必要になる。それらの運動とともに、ケアのある社会を展望したい。

5. ケアという人間力のある社会へ

ここまで医療福祉生協の組織的特徴を踏まえ、介護をめぐる組合員の意識、職員の働き甲斐と介護の専門性、介護をめぐる運動と事業に焦点をあてて述べた。

冒頭、「介護という対人サービスは、生産と消費が同時進行で行われる」（p.5）と述べ、並行して、それが暮らしの場＝Homeにあること（p.20）、介護を受けて自分らしく生きること、「侵すことできない永久の権利」（p.15）であることに言及した。

筆者は、そこに医療福祉生協の組織的特徴である地域組合員と職員組合員が呼応し合う関係を意識的・積極的に生かすべき、という問題提起をしたつもりである。さらにその先に、ケアという人間力のある社会を展望したい。

本稿のまとめにあたり、ここからは高齢者をイメージしがちな介護ではなく、より広い概念を持つケアという言葉に変えて、ケアという人間力のある社会を展望したい。

人は皆、生まれ・育ち・老いて・死ぬ。

この過程で、誰もが誰かのケアを必要とする。生まれたばかりの子どもは、一人では何もできない。これは全ての人類が知るところである。だが、歳をとればどうなるのか、人類はそれを学び始めたばかりだ。

来る2070年、日本の高齢化率は約4割に達する。平均寿命が延びるとともに、ケアを要する高齢者の数も増えた。その存在は、否が応でもケアの在り方を社会に考えさせようとする。元気な高齢者もいるが、そうでない人も増えるだろう。階段の上り下りは不自由、横断歩道もゆっくり。突然、転ぶかもしれない。家事にも整容にも介助を要し、杖をつき、迷子になった

り、息切れして座り込んだり…。

医療福祉生協の介護事業は、このような高齢者にケアを提供する。高齢者のみならず、社会的な弱者に手を差し伸べている。それは、社会保障制度を前提としつつも制度を超え、誰かが誰かに手を差し伸べるケアという人間力を育てることになるのではないだろうか。

人類の歴史はケアの歴史でもある。

「ヒト」という動物は、他の動物と異なり未熟な状態で産まれる。それでも猛獣に食され絶滅することもなく、気候変動にも抗い、700万年をかけて進化し続けてきた。そこには、人が人を護るために人に手を差し伸べるケアという人間力が存在しなければならなかった。

私たちの直接的な祖先であるホモ・サピエンスも未熟な状態で産まれる。単独では極めて弱い動物でありながら、協力・協同の原理のままに共同体をつくり子孫を繁栄させ、原始共産制、奴隷制、封建制という社会を経て、資本主義社会に至った。この長い歴史的時間は、社会が弱者を受け入れる救済制度を不完全ながらもつくってきた。その救済制度は、戦争の世紀と言われた20世紀を教訓に、民主主義と基本的人権の尊重を携えるまでに進歩した。

「量から質への転換」という言葉がある。

量とは、多数の高齢者である。老い・衰えていく高齢者を、資本主義社会が強いる競争や効率性やそれに伴う生きづらさに抗う量的基盤として捉えたい。この量的基盤を有する現代は、史的唯物論的な視点で見ると、弁証法的に質的転換を図る歴史的画期であると言える。

医療福祉生協は、この画期を看過してはならない。多数の高齢者を量的基盤としてケアという人間力のある社会へと質的転換を図ることに、さらに意識的であればならない。その転換を早めるか否かは、組織として、組合員として、ケアという概念にどう向き合うのか、日常の姿勢と行動にかかっている。

健康をつくる。平和をつくる。いのち輝く社会をつくる³⁴。

医療福祉生協は、地域まるごと健康づくりをすすめる。組合員の枠を超えて地域の人々とつながろうとする。より多くの人々とともにケアを知り・学び・身に

つけ、高齢者という量的基盤以上の多数を以て、ケアという人間力のある社会へと質的転換を遂げなければならぬ—それが今日の医療福祉生協に与えられた使命ではないか。

利用者・患者である地域組合員と専門職である職員組合員の協同、地域から撤退することのない介護と医療の事業、社会保障と平和を守る運動—これらの相乗がケアという人間力のある社会をつくるだろう。その社会は、高齢者だけでなく、子どもたちも、障害のある人々も、もちろん何不自由ない健康な人々にとっても、くらしやすい社会となるに違いない。

人を「ヒト」に終わらせず、ケアという人間力の本源的蓄積を以て、人間社会の本史がはじまる。この展望のもとに、医療福祉生協のこれからがある。

【付記】

- 本稿は、医療福祉生協組合員を想定読者として執筆した。研究論文等の類ではなく、介護をめぐる組合員意識調査を手掛かりとした問題提起である。
- 図表：出典の明示がない図表は筆者の作成による。
- 調査：本稿執筆以前に筆者が行った調査（調査開始年）は下記の通り。
 1. 「『介護をめぐってよく聞く言葉』に対するアンケート」筆者単独調査（2023年）
 2. 「介護事業所に求められる職員研修のあり方に関する調査研究」非営利・協同総合研究所のちとくらし（2020年）
 3. 「医療生協職員意識調査」くらしと協同の研究所（2016年）
 4. 「ヘルスコープおおさか組合員調査・職員調査」くらしと協同の研究所（2015年）
 5. 「姫路医療生協組合員意識調査」くらしと協同の研究所（2014年）
 6. 「医療生協組合員意識調査」日本生活協同組合連合会医療部会/立命館大学産業社会学部共同研究プロジェクト（1994年）
- 拙著：本稿内容に関係する主なもの
 1. 『医療生協の組織的特徴に関する研究—鳥取医療生協の歴史的考察を通して—』（1999年）東北大学博士学位論文
 2. 「医療生協の組織的特徴に関する考察—『国連調査報告書』及び自己規定の再検討を通して—」研究年報『経済学』（1999年）

3. 「介護保険下における福祉サービス提供事業と生活協同組合」『協同組合研究』（2000年）
4. 「『10の基本ケア』がめざす老後、生協がめざす社会」『くらしと協同』（2018年）
5. 「1950年代における医療生協の生協法人選択理由についての調査と報告」大阪健康福祉短期大学紀要『創発』（2003年）
6. 『職場づくりと民主主義－仕組み・会議・事務』文理閣（2013年）
7. 『改訂版＋補稿 職場づくりと民主主義－仕組み・会議・事務』NPO法人オルト（2017年）
8. 『あなたの介護は誰がする－介護職員が育つ社会を』クリエイツかもがわ（2024年）（原著巻末参照）

註

- 1 Review of National Experience in Promoting and Supporting the Contribution of Co-operatives to Social Development : Co-operative Enterprise in the Health and Social Care Sectors – A Global Review and Proposals for Policy Coordination（世界の協同組合に関する国連の調査報告書、1996年）による。
- 2 市民生協（地域購買生協）には職員組合員という概念はなく、組合員といえば利用者（消費者）を指す。医療福祉生協では職員も総代として選出されるが、市民生協では職員から総代が選出されることはない。
- 3 医療・介護は、サービス提供（生産、たとえば手術をする）が同時に患者・利用者におけるサービス利用（消費、たとえば手術を受ける）になる、という考え方である。
- 4 日本医療福祉生活協同組合連合会HP、2024年度の概況より（2025年12月20日閲覧）。
- 5 拙著『あなたの介護は誰がする？介護職員が育つ社会を』（クリエイツかもがわ、2024年）参照。
- 6 『不都合な真実』（An Inconvenient Truth）というアメリカ合衆国のドキュメンタリー映画（2006年、主演：アル・ゴア 元アメリカ合衆国副大統領）の上映から一般的に使われるようになった言葉である。
- 7 アンコンシャスバイアスは、潜在的差別意識、無意識の思い込み・偏見などと訳される。
- 8 類的存在とは、カール・マルクスの「人間は自身の労働や生産を通じて他人と共同生活を営む社会的な存在である」とする概念による（『経済学・哲学草稿』）。本稿では、人間が他者と関わりながら共同体で生きる存在であり、労働を通じて社会的なつながり・人と人とのつながりを形成する存在であるというイメージで使用している。
- 9 ①医療保険（国民健康保険・健康保険・後期高齢者医療制度）、②年金保険（国民（基礎）年金、厚生年金）、③労働災害補償保険（保険料は100%事業主負担）、④雇用保険（失業給付だけでなく、育児休業、介護休業の給付など）、⑤介護保険（保険料の拠出は40歳以上）が5つの公的社会保障である。
- 10 心肺蘇生を望まない傷病者への対応については、東京消防庁HPを参照されたい。
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/kyuu-adv/acp.html>
- 11 ACP（Advance Care Planning）は「人生会議」と訳される（厚生労働省HP参照）。
- 12 厚生労働省 第4回健康日本21（第三次）推進専門委員会資料（厚生労働省健康・生活衛生局健康課、令和6年12月24日）より。
- 13 拙著『あなたの介護は誰がする？介護職員が育つ社会を』クリエイツかもがわ（2024年）参照。
- 14 2024年度より、介護サービス事業所で直接介護に携わる無資格の従業員に対して認知症の研修がようやく義務づけられるようになった。
- 15 看護師養成テキスト『系統看護学講座 専門基礎分野 健康支援と社会保障制度（3）社会保障・社会福祉』医学書院（2023年）参照。
- 16 重複障害は二つ以上の障害を併せ持つ状態で、二次障害は一時的な困難（障害、障壁）によるストレスなどから生じる二次的な心身の不調や行動上の障害など。なお、英語では、障害を disorder（～症、不調）、disability（不自由）、Impairment（機能障害）、Handicap（社会的不利）などの使い分けがある。以前は、disabled（無効、できない）が使われていたが、今日では差別的表現であるとして使われなくなっている。
- 17 厚生労働省「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」について（第13回 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会、平成30年2月15日）参照。
- 18 2005年、介護保険法 第1条 総則 第1条（目的）に明記された。
- 19 社会福祉法人協同福祉会の事業所では、椅子の高さを利用者の下腿長に合わせ（34～40cm）、座っていても必ず足底が床に着くようにしている。椅子にはひじ掛けがなく腰を立て、低めのテーブルに手を着いて立つ動作を日常に取り入れ、利用者の筋力の維持向上に努

- めている。
- 20 日本介護福祉士会 (<https://www.jaccw.or.jp/>) は、1994年に創設され、約38,000人の会員を有する。HPには、「介護福祉士の専門性」、「介護福祉士の役割」、「求められる介護福祉士像」などが掲載されている（2025年12月20日閲覧）。
- 21 第13回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 平成30年（2018年）2月15日（資料2）
- 22 養成校ルートとは、主に介護福祉士養成課程での教育（1850時間）を経た資格取得であり、養成校ルートとは、450時間の研修（ほぼ通信課程）と3年間の実務経験による資格取得をさす。現場で働く介護福祉士のほとんどが実務経験ルートによる資格取得者である。
- 23 206万人以上の介護福祉士登録数（社会福祉振興・試験センターHP 2026年1月）に対して会員数は約38,000人（介護福祉士会HP 2023年）で、加入率は2%に満たない。
- 24 介護福祉士という資格は、1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」昭和六十二年五月二十六日（法律第三十号）によって定められた。
- 25 2006年、定員26,885人に対して入学者19,289人で充足率は71.8%だった。2025年は、定員11,001人に対して入学者7,356人で充足率は66.9%である。最も少なかった2023年に比べて増加傾向にあるが、入学者の半数以上を外国人4,074人が占めている。介護業界は、すでに外国人労働者なしには成り立たない。
- 26 たとえば「医師でなければ、人体にメスを入れる手術はできない」ように、特定の資格や免許を持つ者だけがその業務を遂行できる資格制度を指す。
- 27 介護福祉士や保育士のように、その資格取得者だけがその資格名を名乗ることができる制度を名称独占という。なお、一般的に使用される「介護士」は資格名称ではなく、無資格であっても名乗ることができる。つまり、「介護士」という名称は非常にあいまいな使用であると認識しておかなければならない。
- 28 尼崎医療生活協同組合は、「自分のケアプランを自分でつくろう！」というスローガンを掲げ、地域組合員と職員組合員で構成する「みんなのケア委員会（仮）」の設置を検討している。
- 29 無理・ムラ・無駄（ムリ・ムラ・ムダ）の頭文字をとって「3M」と言われる。厚生労働省の「介護人材確保・職場環境改善事業」などにおいても、「3M」の克服が課題とされている。
- 30 施設等の入浴回数は、制度上、週2回でよしとされる。それ以下に減らすことはできないが、週3回以上だった事業所が最低回数に抑えようとする。
- 31 介護における効率性とは、利用者にとって最適な介護であるべきと考える。
- 32 筆者は、1994年に行われた日本生活協同組合連合会医療部会と立命館大学産業社会学部による共同研究プロジェクト「医療生協職員アンケート」を修士論文にまとめている。その後もいくつかの医療生協職員意識調査に関わってきたことによる（付記参照）。
- 33 代表的な運動が社保平和運動である。全国ほとんどの医療福祉生協には、憲法25条（生存権）に基づく社会保障の充実と、憲法9条（平和主義）に基づく平和な社会の実現をめざす委員会として、社保平和委員会を設置している。その運動を、〈人権意識のアップデート〉へとアップデートしたい。
- 34 医療福祉生活協同組合の理念。日本医療福祉生協連HPより（2026. 2.15閲覧）。
<https://www.hew.coop/aimis/>

【学歴】

- 1980年3月 立命館大学産業社会学部卒業
1995年3月 立命館大学大学院社会学研究科 博士課程前期課程 修了 修士（社会学）
『自助型参加型組織におけるマネジメントに関する研究－保健医療生活協同組合を事例にして－』
1999年4月 東北大学大学院経済学研究科 博士課程後期課程 修了 博士（経済学）
『医療生協の組織的特徴に関する研究－鳥取医療生協の歴史的考察を通して－』

【主な職歴】

- 1980年10月 大阪府保険医協会 事務局（～1993年3月）
2002年4月 大阪健康福祉短期大学（～2024年3月）

【主な所属学会／研究所】

医療福祉政策学会／日本医療総合研究所／非営利・協同総合研究所いのちとくらし／くらしと協同の研究所、他

【主な学内業務】

学生委員会委員長／紀要編集委員長／教務委員長／付属福祉実践研究センター長／図書館長、他

【主な学外講師】

日本赤十字九州国際看護大学／佛教大学／橘大学／立命館大学／済生会看護専門学校／龍谷大学、他

【主な学外活動】

尼崎医療生活協同組合有識理事・医師研修管理委員会委員／大阪よどがわ市民生活協同組合副理事長／社会福祉法人協同福祉会有識理事／淀川勤労者厚生協会評議員、他

【主な論文、研究ノート、報告書】（自選単著）

- 1989年11月「ノマライゼーションを支えるもの」『月刊保団連』No.319、全国保険医団体連合会
- 1995年12月『Medical Cooperative Societies as Nonprofit Organizations: An Alternative Management Strategy』『立命館産業社会論集』第31巻3号、立命館大学産業社会学会
- 1999年9月「医療生協の組織的特徴に関する考察－『国連調査報告書』及び自己規定の再検討を通して－」研究年報『経済学』第61巻第2号（通巻216号）東北大学経済学会
- 2002年12月「日本赤十字社の全国組織網形成過程に関する研究－改称年度から20年間を中心として－」『国民医療』No.187、国民医療研究所
- 2003年3月「1950年代における医療生協の生協法人選択理由についての調査と報告」『創発』創刊号、大阪健康福祉短期大学紀要
- 2012年6月「事務労働概念の考察－初期の研究から」『立命館産業社会論集』第48巻第1号、立命館大学産業社会学会
- 2014年7月「事務労働とは何か－事務幹部の役割」『民医連医療』No.503全日本民主医療機関連合会
- 2016年3月「介護をめぐる諸問題－介護福祉士養成校にみる貧困の諸相」『いのちとくらし』No.54、非営利・協同総合研究所
- 2020年2月「介護人材不足－その根底に横たわるネガティブイメージ」『国民医療』冬季号No.345、医療総合研究所
- 2021年7月「コロナ禍以前から続く介護職員の不足を考える」『Int' lecowk』通巻1111号、国際経済労働研究所

- 2022年9月「介護事業所に求められる職員研修のあり方に関する調査研究」(報告書) 非営利・協同総合研究所いのちとくらし2020年度研究助成
- 2023年6月「なぜ、『生協10の基本ケア®』に取り組むのかー介護の局面を変える組合員と職員の共有財産だからー」『Review & Research』Vol.35、日本医療福祉生活協同組合連合会
- 2024年6~7月「職員研修の体系化を考えるー尼崎医療生協「未来PJ」の実践からー」(上・下)『民医連医療』No.621~622、全日本民主医療機関連合会

【主な著書】

- 2008年7月 共著『従軍看護婦と日本赤十字社 その歴史と従軍証言』文理閣 ⇒ 第2652回 日本図書館協会選定図書、『読売新聞』『毎日新聞』『朝日新聞』にて紹介(共著)
- 2013年5月 単著『職場づくりと民主主義ー仕組み・会議・事務ー』文理閣(単著)
- 2017年10月 単著『改訂版+補稿 職場づくりと民主主義ー仕組み・会議・事務ー』NPO法人オルト(単著)
- 2019年8月 共著『老いる前の整理ははじめます!暮らしと「物」のリアルフォトブック』クリエイツかもがわ ⇒ 『共同通信』にて全国配信、『京都新聞』『読売新聞』にても紹介(共著)
- 2024年6月 単著『あなたの介護は誰がする?介護職員が育つ社会を』クリエイツかもがわ(単著)
- 2025年4月 共著『介護のイメージ アップデートしませんかー知っておきたい「生協10の基本ケア®」ー』クリエイツかもがわ(共著)

【主な講師活動等】

日本赤十字社及び従軍看護婦に関する報告／介護福祉士養成の現状と課題／医療福祉生協・民医連傘下法人対象「職場づくりと民主主義」学習講演／市民生協・医療福祉生協対象「生協10の基本ケア」学習講演、他

【主な新聞、TV等】

- 2009年2月19日『朝日新聞』「私の視点」投稿「介護の仕事 今こそ安定した雇用創出を」
- 2014年8月12日NHK・BS放送 テレビドキュメンタリー『女たちのシベリア抑留』(資料提供)
- 2015年6月 ドキュメンタリー映画『日本の保健婦さん』監督:武重邦夫(資料提供、出演)
- 2020年6月3日『朝日新聞』オピニオンフォーラム「介護職にリスペクトを」
- 2021年10月18日『朝日新聞』「地球会議」オンライン配信(～1年間)
- 2022年11月16日『朝日新聞』なかまある編集部 ワークショップ(リアル配信)
- 2024年2月26日『朝日新聞』時時刻刻コメント「『基本給』増額すべきだった」
- 2024年5月29日放送「定員充足率わずか『26%』～介護士養成機関の現状は」NHK前橋支局

【付記】

そもそもの研究テーマは、事務労働(管理労働)を組織の構造と機能から理論的に整理することである。執筆作業としては道半ばであるが、事務労働の重要な環である職員研修の体系化と職場づくり(職場運営)について医療福祉生協の現場職員とともに実践中である。

保育者養成校における授業実践 —科学絵本を用いた領域「環境」の学習—

加藤 友彦*

2026年2月18日受理

1. はじめに

1-1 保育者養成校における領域「環境」の授業

筆者は、保育者養成校で勤務して9年目となる。美術教育を専門とし、主に領域「表現」に関連した授業を担当している。2025年度より、複数の専任教員と領域「環境」も担うこととなった。本研究は、授業科目「保育内容（環境）」で、科学絵本を用いた授業実践について報告するものである。

1-2 保育学生の傾向

近年の保育学生には、自然体験活動の不足や欠如が指摘されている。他大学で「環境」を担当している教員からも同様な指摘がある。例をあげると、土で手の汚れることを嫌がる、虫を触れない、キャンプなどの野外活動の経験がない。かつては、幼児期から学童期の生活や遊び、あるいは学びの中で、当たり前のように行われてきたことが欠落している。

学生の体験不足を嘆いたところで状況の改善は見込めない。領域「環境」を担当するにあたり、経験不足を補う、あるいは経験値を高めることが必要と考えた。養成校卒業後、保育現場で多様な体験を通して、子どもの成長を支えることの求められる学生に、体験が不足しては支障をきたす。養成校での学びの中で、学生自身の自然体験活動を充実させるか、それに代わる手立てを考える必要がある。

1-3 保育・幼児教育における「環境」

日本の保育・幼児教育は、子どもと環境の関わりを重視し、「環境を通じた保育・教育」を基本としている。環境は、狭義としては自然環境を指し示している。保育・幼児教育という環境は、社会環境、人的環境、物的環境を含む。

幼児期の終わりにまで育ててほしい姿、いわゆる

「10の姿」では、「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」の解説では、領域「環境」との関連性について言及している。思考力の芽生えは、「周囲の環境に好奇心をもって積極的にかかわりながら、新たな発見をしたり、もっと面白くなる方法を考えたりする中で育まれる」とある。また、自然との関わり・生命尊重は、「身近な自然と触れ合う体験を重ねながら、自然への気付きや動植物に対する親しみを深める中で育まれる」とある。さらに、数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚は、日常生活の中で、数量や文字に親しむ体験を通じて育まれる¹⁾とある。

保育・幼児教育における環境は自然環境にとどまらない。子どもを取り巻く様々な事象を環境ととらえている。小学校であれば、主に、生活科（理科・社会）、国語、算数で教えるべき内容を領域「環境」は担っている。

1-4 科学絵本を用いた授業の構想

領域「環境」の授業実施にあたり、科学絵本を活用することを着想した。筆者は前述のように美術教育を専門とし、絵本の造形性の研究もしている。学生は1年生前期より、絵本の活用を学び、実習の中で読み聞かせを体験する。学生にとって、絵本は身近な保育教材のひとつである。自然物や生き物を苦手とする傾向は、簡単には覆らないと推測されるが、絵本を通して緩和されることを期待した。

また、絵本の種類は物語絵本だけではない。物語絵本に比べると出版数は少ないものの、虫を始めとする小動物や自然現象など自然科学をテーマとしたり、言葉や数の概念をテーマとした絵本もある。活用の具体的方法については後述する。

*大阪健康福祉短期大学 保育・幼児教育学科

1-5 センス・オブ・ワンダー

領域「環境」を学ぶにあたって、大切な概念のひとつは、センス・オブ・ワンダーである。

レイチェル・カーソンは、『センス・オブ・ワンダー』で自然の美しさ、すばらしさを平易で詩的な言葉で綴った。題名となったセンス・オブ・ワンダーを、上遠恵子は「神秘さや不思議さに目を見はる感性」と訳した²⁾。

分子生物学者の福岡伸一は、科学（生物学）に興味を持ったきっかけとして、幼少期の自然体験について語っている。東京都内より千葉県松戸に引っ越した福岡は、蝶の蛹やトカゲの卵を採集していた。羽化や孵化には失敗し、小さな生命を喪失した経験は、センス・オブ・ワンダーとして、心の中に残っているという³⁾。

笹川（2018）は、子どもにとっては、どのようなことも初体験であり、保育者自身が「不思議」、あるいは「美しい」に対する感性を持ち、子どものセンス・オブ・ワンダーに付き合う「感性」を持つことが必要だとしている⁴⁾。

2. 科学絵本

2-1 絵本研究からの視点

生駒（2018）は、科学絵本について次のように述べている。「科学絵本」は「知識絵本」などとも呼ばれ、科学絵本、知識絵本、ノンフィクション絵本は不可分とすることもある。科学絵本は、子どもに「自分の生きている世界はこんなにおもしろい」、「もっと見たい、もっと知りたい」と感じる好奇心を呼び覚ますものであり、その心はセンス・オブ・ワンダーだとしている。そして、代表的な絵本として『せいめいのせきし』をあげている⁵⁾。

2-2 科学絵本の源流

瀧川（2021）は、日本の科学絵本には3つの源流があるとしている。1つ目は、『(訓蒙) 窮理図解』（1864、福沢諭吉）にさかのぼる。科学的な知識や考え方について解説したり説明したりすることを主として書かれた本である。解説文調の文体に特徴がある。2つ目は、江戸時代の「赤本」にさかのぼり、明治中期以降につくられた「明治赤本」に受け継がれる。「乗物絵本」「動物絵本」「植物絵本」「食べ物絵本」など、ものを扱い、絵柄が大きく、名称などが描かれ

ている。カタログや図鑑のような絵本である。3つ目は、「観察絵本キンダーブック」（1927）にさかのぼる。1冊にひとつのテーマをもち、物語性があり、科学的な見方や考え方を伝える絵本である。現在、福音館書店より刊行されている「かがくのとも」シリーズの絵本に受け継がれている⁶⁾。

1つ目は、絵本というよりも科学をテーマとした児童書に相当すると考えられる。2つ目は、子ども向けの図鑑に相当すると考えられる。3つ目は、絵本としてつくられている科学絵本に相当すると考えられる。

2-3 「かがくのとも」シリーズ

「かがくのとも」シリーズは、1969年4月に創刊号が刊行された。福音館書店編集部長（創刊当時）の水口健は、かがくのとも発刊にあたり、次のように述べている。

本来「おもしろいもの」であるはずの科学を多くの人は「おもしろいものではない」と考えている。その原因として、科学教育に問題があったり、科学のおもしろさを伝える本の少ないことがあったりしたのでないか。「かがくのとも」は、幼児に、科学の本当のおもしろさを知らせ、物事を深く見つめさせ、考えさせる月刊科学絵本として作り、出版に至った⁷⁾。

加古里子は、「かがくのとも」創刊以前に、『かわ』を始めとする科学絵本をいくつか作り、「かがくのとも」では、『はははのはなし』（1970年6月号）などをつくった。加古は次のように述べている。科学絵本と普通の絵本、あるいは科学読物とそれ以外の児童書の違いは、作者が科学者なのか、題材が科学的なのかにかかわらず、科学性を持った思想や哲学によって貫かれ、読者にその合理性や整合性を通じて、建設的な将来に向かうように働きかけていることが、その違いである⁸⁾。

また、「かがくのとも」で、『くらべてみよう』（1971年5月号）などをつくった安野光雅は、自身の絵本作品に関して次のように述べている。子どもたちはこの絵本を通して、数学的な手順を踏んで調べるといった基本を身につけ、将来、数学や科学、芸術に対する直観力をもつことを期待している⁹⁾。

さらに、「かがくのとも」で『こっぷ』（1972年2月号）などのテキストを担当した谷川俊太郎は、科学は科学知識とは異なるとし、科学はものの見方、世界の感じ方だとしている。そして、科学絵本をつくる上で

は、百科事典的にできあがったものを与えることではなく、子どもと一緒に考えていくことが必要だとしている¹⁰⁾。

2-4 自然科学絵本の考察

一方、澤田(2015)は、福音館書店で「かがくのとも」の編集を務めた経験を踏まえて、科学絵本について次のように考察している。

澤田は、科学絵本を基本的に「自然科学絵本」にするとしたうえで、科学を「世界を観察し、データを集め、そこから仮説を立て、それを証明するという一連の作業」と定義する。

ところが、子ども向けの科学絵本をつくる場合、いくつかの問題がある。まず、大人向けの本で取り上げたおもしろいテーマを子ども向けにリライトすると、肝心のおもしろさが失われることがある。次に、出版社の編集者には文系出身者が多く、科学の知識に欠けることのあるため、テキスト筆者の意図を十分にくみ取れないことがある(澤田は自身の致命的な失敗を報告している)。さらに、科学絵本の編集では、観察、仮説、実験を経て新たな知識を提示する方法がある。しかし、これでは、先に示した科学の定義における証明とはならない。新たな知識の提示にとどまるならば、科学ではなく博物学であるとしている。

このような考察を経て、科学絵本として大切な、問いかけ、考察、感動の要素をもつ絵本を紹介している。編集に自分が携わったことを断ったうえで、『かんがえるかえるくん』、『こっぷ』、『わたし』、『ふゆめがっしょうだん』、『みんなうんち』、『せかいだいおう—ひまらやのふしぎなはな—』、『なっちゃんのなつ』の7冊をあげている¹¹⁾。

2-5 保育現場での活用

仲本(2025)は、科学絵本を用いた保育実践と子どもの育ちを次のようにまとめている。まず、人的環境として、科学絵本を活用している保育者自身、美しさ・不思議さ・神秘さに気づく子どもの感性を育てる意識が高く、また、保育者自身にもそのような感性がある。次に、物的環境として、保育室内に科学絵本を設置し、子どもが絵本を取りやすい環境構成をしている。さらに、自然的・事象的環境として、虫眼鏡や顕微鏡、天秤などの道具が設定されている。そして、科学絵本を通して、科学的概念を他者と共に学び合うこ

とにつながり、知識獲得に加え社会性も身につく。科学絵本の活用は、豊かな子どもの育ちに有効だとしている¹²⁾。

2-6 科学絵本の現在

科学絵本について、絵本研究、出版社編集者、絵本作家による、それぞれの視点からみてきた。科学絵本の多面性がうかがえる。これは、科学の広さ・深さであると同時に、絵本の表現メディアとしての広さ・深さでもある。絵本出版の現実に目を向けると、科学絵本の出版は少ない。AIが社会に浸透し、あらゆる場面でデジタル技術の求められている現代、子どもから科学に興味・関心をもつ必要がある。その根本となるのは、センス・オブ・ワンダーである。子どもの感性を育てるためには、直接体験を増やし五感を豊かにすることが基本である。それに対し、絵本は間接体験ではあるものの、子どもの世界を広げ、豊かにすることができる。科学絵本を用いて「環境」の理解を深めることはできると考え、保育者養成校の授業を構想し実践した。次節で、その取り組みについて述べる。

3. 授業実践

3-1 授業科目「保育内容(環境)」の概要

2025年5月に「保育内容(環境)」で科学絵本を用いた授業を実践した。

3-1-1 シラバス

以下に、「保育内容(環境)」のシラバスを記す。

授業の目的・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識と技能の下に、子どもの発達を保障することができる。 ・指導案を立案し、保育内容「環境」に関わる保育を行うことができる。
授業全体の内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に記載されている領域「環境」を基に、子どもとヒト・モノ・コトとの関わりを理解し、「探索意欲と好奇心を育てる」ための保育内容のあり方を学ぶ。 ・子どもの興味・関心をひきつけ発達をうながす指導の工夫、小学校教育への連続性を学ぶことができるようにする。
授業終了時の達成課題(到達目標)	<ul style="list-style-type: none"> (1)「環境」にかかわる保育内容や環境づくりのあり方を説明することができる。 (2)各年齢段階の設定保育や自由遊びの中での「環境」に関わる指導計画を立案できる。 (3)小学校教育への連続性をふまえた「環境」に関わる指導計画を立案できる。

3-1-2 第4回授業（筆者担当回）

全8回の授業のうち、筆者は第4回と第7・8回を担当した。第7・8回は、模擬保育とその振り返りである。第4回は、教材研究と位置づけ、模擬保育に必要な「環境」にかかわる絵本を調べ、活動の導入として、絵本を活用することを意図した。

3-1-3 第4回授業の概要

日時 2025年5月7日（水）3限（13:00～14:30）

場所 本学科 第2講義棟・第2講義室

受講生 2年生21人

授業の流れは、以下の通りである。

- ①授業者（筆者）は科学絵本50冊を準備し、投影資料と配布資料で示し、学生は確認した。
- ②学生は50冊の絵本を自由に手に取り読んだ。
- ③学生は絵本を50冊の中から3冊選び、配布資料を参考に、絵本の感想をワークシートに記述した。
- ④選んだ3冊の中から1冊を選び、その絵本を用いた保育の中での活用方法を考え、ワークシートに記述した。活用方法は「絵本読み」以外とした。なお、ワークシートは、1週間後の提出とした。

3-2 授業で活用した50冊の絵本

準備した50冊の科学絵本の選定にあたり、『子どもと一緒に読みたい絵本』（2014）と『科学絵本の世界100』（2021）に掲載されている絵本から選んだ。詳細は参考資料を参照のこと。

3-2-1 絵本のテーマ

先に述べたように、領域「環境」は、自然科学、社会、言葉、数量を対象とする。準備にあたり、上記4つのテーマの絵本を選ぶことを考慮した。選んだ絵本は、自然科学に関する絵本31冊（62%）、社会に関する絵本9冊（18%）、言葉に関する絵本4冊（8%）、数量に関する絵本6冊（12%）である。およそ6割を占める自然科学に関する絵本のなかでも、物理現象、生命進化、人体、動物、植物、気象などをテーマとした絵本を選んだ。とはいえ、子どもが興味を持ち、感じたり、理解できたりする自然科学のテーマは限られる。結果的に、動物をテーマとした絵本10冊（20%）、植物をテーマとした絵本5冊（10%）となり、動植物をテーマとした絵本は15冊（30%）と多数を占めることとなった。

3-2-2 絵本の出版年

出版年の偏りにも配慮した。1970年以前に出版された絵本8冊（16%）、1970年代に出版された絵本11冊（22%）、1980年代に出版された絵本5冊（12%）、1990年代に出版された絵本8冊（16%）、2000年代に出版された絵本7冊（14%）、2010年代に出版された絵本8冊（16%）、2020年代に出版された絵本3冊（6%）である。最も古いものは1943年出版（原著出版年）であり、最も新しいものは2020年出版である。絵本は、必ずしも新しい絵本がよいとはいえない。絵本は商品であり、販売し利益を得ることが求められる以上、その時々「売れ筋」絵本が出版されることは避けられない。その一方で、科学は常に新しい知見を求められる世界である。子どもたちに伝えることは変わって当然である。数十年前の知見にもとづきつくられた絵本が、現在も通用することもあれば、そうではないこともある。

3-3-3 絵本の絵（イラストレーション）

絵本は絵（イラストレーション）と言葉（テキスト）による表現メディアである。特に、字の読めない子どもにとって視覚造形表現である絵柄は重要である。

科学絵本の中でも自然科学をテーマとした絵本は、科学的知識の正確な視覚化を求めることが多く、中には図鑑のように写実的で緻密な絵柄もある。一方、社会、言葉、数量をテーマとする場合は、様々な絵柄がある。また、絵の代わりに写真を用いることがある。選んだ絵本では、絵を用いた絵本42冊（82%）に対し、写真絵本は8冊（16%）であった。

絵を用いた絵本の絵柄は、写実的で緻密な絵柄は4冊（10%）、絵的な絵柄は19冊（45%）、マンガ的な絵柄は10冊（24%）、記号的な絵柄は4冊（10%）であった。 ※N=42

3-3-4 補足

内外の作品別では、国内作家の作品が35冊（70%）であるのに対し、海外作家の翻訳作品は15冊（30%）となった。内外の作品の割合を特に意識はしなかった。前述のように、テーマの多様性を考慮し、出版年のバランスに配慮した結果である。

4. 分析と考察

科学絵本による「環境」の学習を、授業で用いた絵

本の分析と学生のワークシートの記述の分析をもとに考察する。

4-1 絵本の感想に選ばれた絵本

50冊の絵本の中で、絵本の感想には42冊（84%）が選ばれた。もっとも多く選ばれた絵本は『中をそうぞうしてみよ』である。4人が選んだ。次いで『100』、『わたし』、『ひとしずくの水』、『わたしたちのたねまき—たねをめぐる いのちたちのおはなし—』、『ふゆめ がっしょうだん』、『はなを くんくん』、『だれのほね?』、『甲虫のはなし』、『さかなのかお』の9冊である。それぞれ2人が選んだ。複数者選択の絵本は10冊（20%）であった。1人しか選ばなかった絵本は31冊（62%）であった。一方、8冊（18%）の絵本は選ばれなかった。 ※N=42

4-1-1 『中をそうぞうしてみよ』(2012年)

最も多い4人の学生から選ばれた絵本である。幼児向けのテレビ番組「ピタゴラスイッチ」の企画および監修者でもある佐藤雅彦と、佐藤の教え子によるクリエイティブ・グループであるユーフラテスによってつくられた絵本である。「かがくのとも」の2008年1月号として出版されたのち、「かがくのとも絵本」として出版された。絵本の分析と考察については、後述する。

4-2 2人選択の絵本

2人の学生から選ばれた絵本は9冊ある。この中から、入手しやすい絵本について述べる。『はなを くんくん』、『わたし』、『ふゆめ がっしょうだん』の3冊である。識者によって良書とされながらも、実際に入手できない絵本はある。この3冊は、近隣の図書館に所蔵され、インターネット通販や古書店で購入可能である（2025年12月現在）。以下、出版年順に述べる。なお、海外絵本は作者を省略している。

4-2-1 『はなを くんくん』

(1967年／原著出版1949年)

原題は『HAPPY DAY』である。翻訳者は、テキストに繰り返し出て来るフレーズより『はなを くんくん』と改題した。冬の森にすむ大小様々な生き物が、春の訪れををにおいて感じ取り、雪の中に咲く一輪の花を見つける物語である。登場する生き物は、目の表現や喜びのあまり踊り出す姿に擬人化はあるもの

の、姿態は生物学的には正確である。アメリカの絵本黄金時代につくられた、物語性と科学性の融合した絵本である。

4-2-2 『わたし』(1981年)

谷川俊太郎のテキストと長新太の絵による「認識絵本」である。

「かがくのとも」の1976年10月号として出版されたのち、「かがくのとも傑作集」として出版された。谷川によると、『君たちはどう生きるか』(1937年、吉野源三郎・作)に触発されてつくったという¹³⁾。人は他者との関係性の中で自分を認識する。当たり前のように、理解しにくいテーマを、長は独特な絵柄で表現している。

4-2-3 『ふゆめ がっしょうだん』(1990年)

『わたし』では絵を担当した長新太がテキストを担当し、富成忠夫・茂木透の2名が写真を担当した写真絵本である。「かがくのとも」の1986年1月号として出版されたのち、「かがくのとも傑作集」として出版された。冬の木の芽を拡大して写すと、人や動物の顔に見える。1ページずつ、様々な表情の「木の芽」と単語に近いテキストで構成されたユニークな絵本である。

4-3 選ばれなかった絵本

学生に選ばれなかった絵本8冊を分析した。以下にその理由を推測する。

4-3-1 難しい内容の絵本

『算数の呪い』、『せいめいのれきし 改訂版』『うるさく、しずかに、ひそひそと』、『ことばのこぼこ』の4冊である。『せいめいのれきし 改訂版』は、バージニア・リー・パートンの名作絵本のひとつであるものの、生命の進化というテーマは、幼児には難しいと判断したようである。

4-3-2 グロテスクな場面のある絵本

『食べているものは生きものだ』、『しでむし』の2冊である。動物の生肉が大量に写っていたり、幼虫が克明に描かれていることで、学生は敬遠したようである。『しでむし』の絵本を手にとった学生からは「(子どもは)トラウマになる!」との発言があり、賛同の声が上がった。

4-3-3 絵柄の印象の古い絵本

『しずくのぼうけん』、『とき』の2冊である。『しずくのぼうけん』はベストセラーとなっている絵本であり、保育現場、書店、古書店でもよく見かける。しかし、地味な配色と時代を感じさせる絵柄で選ばれなかったと考えられる。

4-3-4 理由不明

『はこぶ』は男児の好みそうな「乗り物」をテーマとした絵本である。2020年に出版され、絵柄も現代的である。選ばれなかった理由は不明である。

4-4 保育の中での活用に選ばれた絵本

50冊の絵本の中で、保育の中での活用には16冊(32%)が選ばれた。重複して選ばれた絵本はなかった。これは、絵本を1人1冊ずつ選んだことによると考えられる。前述のように、科学絵本のテーマを、自然科学、社会、言葉、数量の4つにわけた。保育の中での活用に選んだ絵本を同様に分類すると、自然科学は11冊(68.8%)、社会は2冊(12.5%)、言葉は1冊(6.3%)、数量は2冊(12.5%)であった。これは、50冊全体の比率(自然科学62%、社会18%、言葉8%、数量12%)に較べて、著しい変化はない。活用に選んだ絵本に、テーマの偏りはなかったと考えられる。
※N=16

4-4-1 ワークシートの記述

ワークシートより、4人の学生の記述を紹介する。本授業の目標は、科学絵本の保育の中での活用を考えることである。複数の学生が感想を記した絵本であり、活用について説得力のある記述を選んだ。自然科学、社会、言葉、数量から1つずつ選ぶことが理想であったが、そうやってはいない。自然科学から2つ、社会と言葉から1つずつである。学生の記述をそのまま記すことを原則とし、表記(誤字等)に関して最低限の修正をした。

4-4-2 学生A 自然科学(植物)をテーマとした絵本

選んだ絵本：『わたしたちのたねまき-たねをめぐるいのちたちのおはなし-』((2017年/原著出版2011年)
感想：「フウウ」や「パチン」などの擬音が書かれていて、かつ、その擬音は色がついていたり、波うっていたりして面白かった。言葉の表現は難し

かったので、子どもが読むとわかりにくいように思った。

活用：この絵本にある「たねまき」というやさしい行動を通して、人や動物のために何かをすることや、思いやりの気持ちの大切さを伝えてくれると感じた。保育の中では、春の園庭あそびや、植物・野菜を育てる活動の前後に取り入れると、子どもたちの気持ちと、絵本の内容が自然とつながると思う。たとえば、4~5歳の子どもたちが花や野菜に興味をもったとき、花や野菜の種まきをするタイミングでこの絵本をよむと、種をまくことが周りの動物や環境にとって、やさしいこと、未来をつくることに気づききっかけになると感じる。~以下略~

4-4-3 学生B 自然科学(物理現象)をテーマとした絵本

選んだ絵本：『ひとしずくの水』(1998年/原著出版1997年)

感想：普段は目にしないようなものが、動きのある写真になっていて面白かった。難しい言葉がたくさん出てきていると感じた。

活用：この絵本を用いて子どもが手を洗うときや、ものを洗うときに使う水に興味を持ったときに、水が蛇口からどのようにして流れているのか説明したり、外でシャボン玉を見かけたりしたときに、シャボン玉がどのようなものか、どのような形があるのか伝えることができると思う。~中略~水が、普段、手を洗っているときの状態だけではなくて、氷や湯気の状態など姿を変えて現れているということを伝えるときに活用できると考える。氷や虹や雪などを実際に見て、「これは絵本でみた〇〇だね」と実体験と結びつけて話すことで、理解が深まると思う。

4-4-4 学生C 社会(他者との関係性)をテーマとした絵本

選んだ絵本：『わたしとあそんで』(1968/原著出版1955)

感想：はじめは生き物が「わたし」から離れてだれとも遊べなかったけれど、また、みんながもどってきて、一緒に遊んでいて、最後は心が温まる絵本だった。

活用：この絵本は子どもが友だちとの関わり方や、思いを伝えることの大切さを学ぶきっかけとなる絵本

だと思いました。主人公の女の子が自然の中で出会った動物たちに「わたしとあそんで」と語りかけますが、すぐにはうまくいかず動物たちが女の子から離れていく場面があります。この場面からは、自分が「こうしたい!」「○○ちゃんと一緒にいたい!」という気持ちがあっても、すぐには遊べないことがあったり、自分の気持ちだけを押し付けたりするのではなく、相手の気持ちや様子を見て、寄り添うことの大切さを伝えることができました。子どもたちが人と関わる力を育てていく時期に活用するのいいと思いました。～以下略～

4-4-5 学生D 言葉をテーマにした絵本

選んだ絵本：『さる・るるる』(1979)

感想：さるがいろんな動作をしていて、さるの2文字に合わせた動作になっていて面白いと感じた。

活用：この絵本を用いて、様々な動作をしているさるを模倣し、全身を動かす運動に活用できると考えた。さるの模倣をすることで、言葉と行動を一致させることができる。また、「この動作なんだ?」というようにクイズにすることで、より行動認識ができるようになる。午睡の前に読み、「最後さるはなにしてたかな」と問いかけることで、入眠を促すことができる。

4-5 活用に選んだ絵本の分析

上記の絵本4冊について述べる。なお、海外絵本は作者を省略している。

4-5-1 『わたしたちのたねまき—たねをめぐるいのちたちのおはなし—』

アメリカの絵本である。見開き画面の中に、さらにコマ割りの画面をつくったり、タイポグラフィーに視覚的工夫をしたりしている。絵(イラストレーション)は、繊細な筆致でやわらかな色調で描かれている。日本とは異なる自然環境を舞台にしているため、登場する動植物や風土には違和感はあるものの、芸術性と科学性の融合した絵本となっている。

4-5-2 『ひとしずくの水』

アメリカの写真絵本である。1997年にホーンブック賞注)を受賞している。作者は「ミッケ!」シリーズでトリック撮影を駆使しているが、本作ではオーソ

ドックスな写真技術で、水滴、シャボン玉、雪の結晶など様々な水を撮影している。絵本の分析と考察については、後述する。

4-5-3 『わたしとあそんで』(1968年/原著出版1955年) 福音館書店刊

アメリカの絵本である。物語絵本に分類されることも多いが、自然の中で人間と生きもののふれあいが語られ、自然科学や社会のテーマを内包している。素朴な絵柄とクリーム色を基調とした落ち着いた色彩で、あたたかな交流の世界を描いている。アメリカの絵本黄金時代につくられた絵本である。

4-5-4 『さる・るるる』(1979年) 絵本館刊

五味太郎によることばあそびの絵本である。初版の刊行以来ロングセラーとなっている。さるの一日がシンプルでユーモラスな絵柄で描かれている。テキストは全て、「さる・るる」のつく動詞であり、声に出して読んでも楽しい絵本である。続編として『さる・るるるone more』(1991)、『さる・るるる・る』(2014)の2冊がある。

4-6 ワークシートの記述の分析

学生は、1年次に保育所実習(10日間)を経験し、幼稚園実習を、およそ1か月後に控える中で、科学絵本の活用方法を考えた。以下に、ワークシートに記された保育の中での活用例を分析する。前述のように16冊の絵本が対象となったが、1冊の絵本より複数の活用例もあり総数は23例である。

絵本のテーマに即した活用は12例(54.5%)、テーマとは異なる活用は11例(45.5%)であった。絵本のテーマに即した活用では、活動前の活用は5例(22.7%)、活動中での活用は5例(22.7%)、活動後の活用は2例であった。一方、テーマとは異なる活用は、表現活動への活用が5例(22.7%)、命の大切さへの活用が2例(9.1%)、人間関係、食育、健康への活用がそれぞれ1例(各4.5%)であった。表現活動への活用は、音楽表現の活用はなく、造形表現の活用は1例(4.5%)、身体表現の活用は3例(13.6%)、言語表現の活用は1例(4.5%)であった。

4-7 考察

4-7-1 科学絵本の選定

50冊の科学絵本は、領域「環境」に関連した、自然科学、社会、言語、数量をテーマとした絵本を選定した。50冊中、8割以上の絵本について、感想があったことは、絵本選定は概ね正しかったと考えられる。

感想のなかった2割弱の絵本については、グロテスクであったり、難しい内容であったりしたことがその理由と考えられる。それでも、そのような絵本の意義を考えることは必要である。気味の悪いことや理解の及ばないことだからこそ、子どもは「なぜだろう」「ふしぎだな」と思い、知的好奇心につながる。絵や写真の視覚情報を、直接、感じる事が絵本のよさでもある。

一方、科学絵本の定番・良書として保育現場で受け入れられている数冊については、投影資料と配布資料を提示する段階で、何らかの説明を加える必要があった。絵本は、保育教材との一つとして学生に受け入れられている。しかし、物語絵本に比べると科学絵本の絶対数は少ない。今回、提示した50冊の絵本を、学生は興味深く手に取っており、それは、初めて見る絵本の多かったことによると考えられる。保育現場で働く前に、養成校で様々な科学絵本を知ること自体に意味がある。定番・良書の科学絵本は、その評価を含めて学生に提示する必要があった。

4-7-2 学生に選ばれた写真絵本

選ばれた多くの絵本の中から、科学絵本に多い写真絵本について述べる。

写真絵本『中をそうぞうしてみよ』は絵本の感想に4人が選んだ。本稿では取り上げなかったが、保育の中での活用にも選ばれている。X線写真の技術で目には見えない内部の構造を可視化するという斬新な企画の絵本である。最初の場面では、私たちが普段見ているものが提示される。ページをめくると、その内部は透視され、内部の構造を知る趣向となっている。この単純な繰り返しと、写真によるクールでドライな表現が、学生には受け入れられたと考えられる。絵で表しても意味は変わらないが、事実を客観的に伝える写真表現だからこそ説得力はある。ページをめくりながら連続する場面で伝える絵本表現の特徴を存分に活かしている。また、テキストでは「中を そうぞうしてみよ。」のフレーズが繰り返され、アクセントとなって

いる。科学を視覚的に楽しく伝える見本のような絵本である。

写真絵本『ひとしずくの水』は、2人の学生が絵本の感想に選び、そのうちの1人は保育の中での活用に取り上げた。表紙は、しずくが水面に落ちる瞬間から始まる。最初の場面はウォータークラウンであり、静と動の組み合わせによるダイナミックなプロローグとなっている。続いて、水の分子、表面張力などをテーマに、洗練されたレイアウトで変幻自在な水の姿が現われる。水の分子運動や雲のでき方など、実験の様子は、連続写真で分かりやすく提示される。最後は水の惑星・地球で終わる。水は私たちの生活にも、地球環境にも大切なことが示唆される。学生の記述にもあるように、テキストの「分子」、「表面張力」などの科学用語は、子どもには難しく、言葉の理解はできないだろう。しかし、カメラのとらえた様々な水の一瞬の姿はとても美しい。知的理解以前に、感性を刺激し、センス・オブ・ワンダーを伝える絵本である。

4-7-3 学習の振り返り

「保育内容（環境）」第4回の授業について述べる。

学生は、用意された科学絵本を手に取り、感想を記述し、さらに科学絵本の保育の中での活用を記述した。科学絵本の感想を記述することが目的ではなく、記述を求めることで、その絵本を知る機会とした。さらに、どの絵本ならば、保育の中での活用につながるのかを考えた。学生に、図書館やインターネットで科学絵本を調べる機会をもつことも考えられたが、領域「環境」は、自然科学、社会、言語、数量を含む。調べる絵本は「科学絵本」と提示されれば、自然科学分野の絵本を多く選び、また、特定の絵本に集中する懸念もあった。授業者の選定した科学絵本を手にする事で、学生の視野は広がったと考える。

保育の中での活用は、絵本のテーマに即した活用がおおよそ半数を占めた。保育の中では、子どもの実際の活動があり、興味関心に応じて活動は設定され、さらに展開する以上、当然ともいえる。また、実習の短期間でしか子どもと接していない学生にとって、年間を通して活動を想定し、その具体的援助を考えることは容易ではない。特に、領域「環境」で求められる内容は多様である。学生が自由に設定すればよいのだが、自由さが却って不自由さを生むこともある。その中で、学生の記述で取り上げた4例は、絵本の内容と

子どもの姿は関連し合っていた。授業実施前は、活動計画案にまで記述を広げることも検討したが、全てのワークシートの記述を見ると、そこまで求めることは難しかったと考える。また、第7回・8回の授業の模擬保育の中で、第4回で見た絵本を導入で活用した例はなかった。模擬保育の活動計画が先に立ち、内容に合わせて導入をしたため、用いた絵本は「科学絵本」ではなかったり、手遊びを導入としたりしたグループもあった。第4回の授業は、その回の中で完結していたと考えられ、後日の模擬保育にはつなげられなかったのは反省点である。

5. おわりに

本研究は、科学絵本を領域「環境」の学習に活用した授業実践について述べた。授業終了後、筆者の参加した第28回絵本学会大会（6月20、21日開催）では、「科学絵本」をテーマとした分科会があった。その中で、絵本作家・館野鴻氏（グロテスクな描写のある『しでむし』の作者）は、擬人化され衣服を身につけた生き物の登場する絵本作品を暗に批判していた。絵本のよさは、様々なテーマを、それぞれの表現方法で表すことにある。キャラクター化した生き物の登場する絵本は、子どもにとっては親しみやすく、科学に興味を持つきっかけともなる。その一方で、科学的事象を正確に伝えることも必要である。センス・オブ・ワンダーは、美しさや素晴らしさ以外に、汚さや醜さ、恐ろしさも含む。物語絵本では、中々伝えきれない、世界の負の側面を科学絵本は伝えることができる。保育者を目指す学生には、今回の授業で学んだ経験をもとに、多様で豊かな科学絵本を1冊でも多く読み、保育の中で活用することを願いたい。

脚注

注) 1976年に創設された、アメリカの児童文学分野で権威ある文学賞のひとつである。

参考文献・引用文献

- 1) 『保育所保育指針解説』(2018) 厚生労働省(編) フレーベル館 74-79
- 2) レイチェル・カーソン(上遠恵子訳)(2021)『センス・オブ・ワンダー』新潮文庫カ-4-2 33
- 3) 福岡伸一(2007)『生物と無生物のあいだ』講談社現代新書1891 278-285
- 4) 笹川康子(2018)「好奇心をそだてる」上中 修(編)『保育実践に生かす 保育内容「環境」〔第2版〕保育出版社 36
- 5) 生駒幸子(2018)「物語絵本(2) 一姉崎一馬写真『はるにれ』にその他の作品に学ぶ」絵本学会機関紙編集委員会(編)『絵本BOOKEND2018通巻15号』絵本学会 40
- 6) 瀧川光治(2021)「日本科学絵本の歴史」竹内清乃(編)『科学絵本の世界100』平凡社152
- 7) 水口 健(2019)「かがくのとも発刊のことば」かがくのとも編集部(編)『月刊科学絵本「かがくのとも」の50年 かがくのもと』福音館書店 139
- 8) 加古里子(2019)「私の科学絵本論」再掲7) 115
- 9) 安野光雅(2019)「子どもの直観力のために」再掲7) 118
- 10) 谷川俊太郎(2019)「科学はものの見方、世界の感じ方」再掲7) 126
- 11) 澤田精一(2015)「科学絵本とはなにか」松本猛(編)『絵本学講座3 絵本と社会』朝倉書店 77-90
- 12) 仲本美央(2025)「未知なる世界への探求心を育む科学絵本の力」絵本学会機関紙編集委員会(編)『絵本BOOKEND2025 通巻22号』絵本学会 54-55
- 13) 谷川俊太郎、聞き手・刈谷正則(2022)「5人の作家とつくった5冊の絵本」『モエ7月号 第44巻第7号 通算512号』石川真紀子(編)白泉社 16

参考資料

科学絵本50冊

タイトル	著者			出版社	発行年
	テキスト	イラストレーション等	他		
1 『絵ときゾウの時間とネズミの時間』	本川達雄	あべ弘士		福音館書店	1994
2 『こっぷ』	谷川俊太郎	写真：今村昌昭	AD：日下弘	福音館書店	1972/1976
3 『はくの おおきさ』	殿内真帆		監修：高柳雄一	フレーベル館	2017
4 『ひとつつこしたくさん』	トム・スローター	マーサ・ジョスリン	訳：うみひかる	西村書店	2004/2006
5 『算数の呪い』	ジョン・シェスカ	レイン・スミス	訳：青山南	小峰書店	1995/1999
6 『10人の ゆかいな ひっこし』	安野光雅			童話屋	1981
7 『100』	名久井直子	写真：井上佐由紀		福音館書店	2020
8 『はこぶ』	鎌田歩			教育画劇	2014
9 『みんなうんち』	五味太郎			福音館書店	1977/1981
10 『ちのはなし』	堀内誠一			福音館書店	1971/1978
11 『ははのはなし』	加古里子			福音館書店	1970/1972
12 『赤ちゃんのはなし』	マリー・ホール・エッツ		訳：坪井郁美	福音館書店	1939/1982
13 『あなたのいえ わたしのいえ』	加古里子			福音館書店	1969/1972
14 『せいめいのれきし 改訂版』	バージニア・リー・バートン		訳：いしいももこ、監修：まなべまこと	岩波書店	1964/2015
15 『とき』	谷川俊太郎	太田大八		福音館書店	1973/1984
16 『うるさく、しずかに、ひそひそと』	ロマナ・ロマニーシ	アンドリー・レシヴ	訳：広松由希子	河出書房新社	2017/2019
17 『はくのニセモノをつくるには』	ヨシタケシンスケ			ブロンズ新社	2014
18 『わたし』	谷川俊太郎	長新太		福音館書店	1976/1981
19 『わたしとあそんで』	マリー・ホール・エッツ		訳：与田準一	福音館書店	1955/1968
20 『ここは』	最果タビ	及川賢治		河出書房新社	2020
21 『世界のあいさつ』	長新太		監修：野村雅一	福音館書店	1989
22 『食べているものは生きものだ』	写真：森枝卓士			福音館書店	2014
23 『ひとしずくの水』	ウォルター・ウィック		訳：林田康一	あすなろ書房	1997/1998
24 『雨、あめ』		ピーター・スピア		評論社	1982/1984
25 『旅する蝶』	新宮晋			文化出版局	2012
26 『わたしたちのたねまきーたねをめぐり いのちたちのおはなしー』	キャスリン・O・ガルブレイス	ウェンディ・アングスン・ハルバリン	訳：梨木香歩	のら書店	2011/2017
27 『やさいのおなか』	きうちかつ			福音館書店	1997
28 『中を そうぞうしてみよ』	佐藤雅彦＋ユーフラテス			福音館書店	2008/2012
29 『木』	木島始	佐藤忠良		福音館書店	2001/2005
30 『ふゆめがっしょうだん』	長新太	写真：富成忠夫、茂木透		福音館書店	1986/1990
31 『はなをくんくん』	ルース・クラウス	マーク・シーモント	訳：木島始	福音館書店	1949/1967
32 『みんなのかお』	とだきょうこ	写真：さとうあきら		福音館書店	1994
33 『どうぶつのおやこ』	藪内正幸			福音館書店	1966
34 『これがほんとの大きさ』	ステイブ・ジェンキンズ		訳：佐藤見果夢	評論社	2004/2008
35 『だれのほね？』	たけうちたる			出版ワークス	2020
36 『こいぬが うまれるよ』	ジョアンナ・コール	写真：ジェローム・ウェクスラー	訳：つばいいくみ	福音館書店	1973/1982
37 『しでむし』	館野鴻			偕成社	2009
38 『甲虫のはなし』	ダイアナ・アストン	シルビア・ロング	訳：千葉茂樹	ほるぷ出版	2016/2017
39 『さかなのかお』	ともながたろ	なかのひろみ、まつざわせいじ		アリス館	2004
40 『天動説の絵本』	安野光雅			福音館書店	1979
41 『かわ』	加古里子			福音館書店	1966
42 『雪の写真家 ベントレー』	ジャクリン・ブリッグス	メアリー・アゼアリアン	訳：千葉茂樹	BL出版	1998/1999
43 『あいうえおの本』	安野光雅			福音館書店	1976
44 『ことばあそびうた』	谷川俊太郎	瀬川康男		福音館書店	1973
45 『さる・るるる』	五味太郎			絵本館	1979
46 『ことばのこぼこ』	和田誠			靖雲社	1995
47 『かずあそび ウラパン・オコサ』	谷川晃一			童心社	1999
48 『しずくのはうけん』	マリア・テルリコフスカ	ボフダン・ブテンコ	訳：うちだりさこ	福音館書店	1965/1969
49 『はく、だんごむし』	得田之久	たかはしきよし		福音館書店	2005
50 『たんぼぼ』	甲斐信枝			金の星社	1984

保育者養成校における表現活動の取り組み ～絵本『100かいだてのいえ』を題材とした授業実践～

加藤 友彦*・増原 真緒*・長島 佳奈*

2026年2月18日受理

1. はじめに

保育・幼児教育における表現活動は、造形表現、音楽表現、言語表現、身体表現、4つの表現を一体として取り扱い、結果としての作品等よりも、表現のプロセスを重要視している。多くの保育者養成校では、複数の表現の融合した授業を展開している。本研究は、2024年7月より12月までのおよそ半年間にわたり取り組んだ、総合的な表現活動による学生の学習成果について報告するものである。

1-1 研究背景

大阪健康福祉短期大学保育・幼児教育学科（以下、本学科とする）は、開設年次より、独自科目として「総合表現」を開講してきた。表現系科目の集大成として、2年次に音楽表現、造形表現、言語表現、身体表現を総合した表現を構想および製作し、発表してきた。本学科の「総合表現」の2019年度から2023年度までの取り組みを表1の通り記す。

表1 これまでの「総合表現」における取り組み

年度	会場	内容
2019年度	本学科 (第2講義棟多目的室)	音楽表現を取り入れた劇発表を行った。言語表現としてシナリオを作成し、造形表現として舞台美術を製作した。1年生も室内装飾やダンスで参加した。
2020年度	本学科 (第2講義棟多目的室)	音楽表現を取り入れたペープサート劇を行った。新型コロナ禍により、無観客の学内発表とした。
2021年度	島根県民会館・中ホール	音楽表現を取り入れた劇発表。1年次に「児童文化」で製作した紙芝居をもとに、1年生の発表（「児童文化」）も同時に行った。
2022年度	本学科 (第2講義棟多目的室、学生休憩室、第2講義室、管理棟演習室)	幼児を対象とした「遊び場」を構想および製作し、発表した。1年生は来場者として参加した。
2023年度	本学科 (第1講義棟第1講義室、第2講義棟多目的室、第2講義室)	クリスマス为主题に、幼児を対象とした「遊び場」とコンサートを構想および製作し、発表した。造形表現として第2講義棟階段壁面に装飾をした。

1-2 「総合表現」の課題とその克服

「総合表現」には、いくつかの課題があった。

2022年度までは、発表会場、内容は一定しなかった。新型コロナ禍による発表方法の制約と、担当教員を固定化することのできなかったことが原因である。舞台発表をともなう授業では、発表場所の確保は欠かせない。本学科に舞台設備はなく、最も広い空間である多目的室を発表場所としてきた（2019年度、2020年度）。2021年度には学外で発表をしたものの、準備に費やす時間や費用の面から継続して実施することは困難であることが分かった。また、新型コロナ禍の影響等で、不特定多数の観客を動員することのリスクもあり、2022年度より、大学内で発表することとなった。コンサートを中心とした音楽表現は多目的室、その他の発表は各教室などを活用することとなった。また、2023年度より、本稿筆者の3名による指導体制が確立した。

次に、「総合表現」の課題のひとつは活動時間の制約であった。独自科目とはいえ、就職活動や卒業研究などと重なる2年次後半に「総合表現」だけに時間を費やすことはできない。そこで、2年次前半の「表現技術Ⅲ」を「総合表現」の準備段階と位置付けた。2023年はパネルシアターの製作を行い、演目のひとつを「総合表現」のコンサートにアレンジすることで発表に至った。2024年度は、当初より「総合表現」の準備に充てることとした。

そして、「テーマ」設定も課題であった。「総合表現」の発表は、カリキュラムの都合上、12月上旬とせざるを得ない。クリスマス・シーズンと重なり、同様な趣向に陥りがちとなる（2019年度、2022年度、2023年度）。学生の学びとしては多様な選択肢のある方がより効果的と考え、本稿で述べる2024年度からは「絵本の世界」をテーマとした。学生に親しみがあり、な

*大阪健康福祉短期大学 保育・幼児教育学科

おかつ、様々な表現活動を展開しやすい絵本作品を複数、学生に提示した。学生の意思で、絵本『100かいだてのいえ』をモチーフとして表現活動を構想し発表することとなった。

1-3 『100かいだてのいえ』

「総合表現」の題材とした絵本『100かいだてのいえ』は、いわいとしおのつくった絵本である。

1-3-1 作者・いわいとしおの略歴と「100かいだてのいえ」シリーズ

いわい（本名・岩井俊雄）は1962年、愛知県に生まれる。筑波大学大学院芸術研究科デザイン専攻総合造形コースを修了し、メディアアーティストとして活動する。『100かいだてのいえ』（2008、偕成社）は、いわいの絵本作品第1作である。自作絵本第1作でもある。以降、「100かいだて」シリーズはとして第2作から第6作まで刊行されている（2025年現在）。2000年代に発行された絵本の中では人気の絵本作品群となっている²⁾。

1-3-2 ストーリー

物語は、主人公「トチくん」のもとに差出人不明の手紙の届いたところから始まる。トチくんは「100かいだてのいえ」にたどりつき、階段を上り、100階建ての家に住んでいる10種類の動物（1階から順に、ネズミ、リス、カエル、テントウムシ、ヘビ、ミツバチ、キツツキ、コウモリ、カタツムリ、クモが10階ずつ暮らしている）と出会う。一番上の100階で手紙の差出人と会い、手紙の届いた理由が明かされる³⁾。

1-3-3 テーマ

『100かいだてのいえ』のテーマは「数」である。当時、小学生になったいわいの娘が数字を覚えられなくて悩んでいたことをきっかけにつくられた。10進法にもとづく数の仕組みを、絵本でどのように表現するかを検討した結果、いわいは建物に着目した。建物は1階、2階、3階と数の増加に比例して高さが高くなるため、数字を視覚化することに適していると気付いたのである⁴⁾。

1-3-4 絵本表現の工夫

『100かいだてのいえ』には表現の特徴と様々な工夫

がある。

和田（2018）は、『100かいだてのいえ』の視覚表現の特徴として、「積層」と「断面」の2つを指摘している。「100かいだてのいえ」は、1階から100階までの小部屋が積み重なり、「積層」によって一つの構造体を構成している。この100に及ぶ小部屋を積み木のように積み上げることで異次元の世界を創造し、読者は主人公とともに下から上に向かう冒険の旅をするのである。さらに各階ごとに小部屋のデザインを変えている。1～10階の小部屋の断面が矩形であるのに対し、丸みを帯びた形（31～40階）、波形（41～50階）、逆三角形（61～70階）、六角形（71～80階）、円形・螺旋形（81～90階）へと変化する。これらの形は、それぞれの部屋に住む動物と密接な関係がある。本来見えないものを、断面で表すことで可視化し、読者の想像力を刺激しているとしている⁵⁾。

上記以外に、縦開きの構造、登場する動物の擬人化とマンガ的・アニメ的な表現、アナログとデジタルの融合、計算しつくされた配色、ページターナとテキスト・レイアウトの工夫などがある⁶⁾。

2. 研究方法

2-1 対象科目、対象者、時期

本研究では保育士資格必修科目である「表現技術Ⅲ」および幼稚園教諭免許必修科目である「総合表現」を対象とした。本学科で入学直後より順に開講される「表現技術Ⅰ」および「表現技術Ⅱ」を踏まえ、前述のように表現活動としての集大成として連続的に開講する科目である。

対象者は、大阪健康福祉短期大学保育・幼児教育学科第6期生の中で、「表現技術Ⅲ」および「総合表現」の受講者42名である。

「表現技術Ⅲ」の開講時期は2025年7月～10月、「総合表現」の開講時期は10月～12月となっていた。

2-2 研究方法と分析の手順

2-2-1 研究手続き

当該科目の授業は筆者3名体制で担当した。「表現技術Ⅲ」の授業開始時に、本取り組みについて実践研究として執筆したい旨を明確に説明し、取り組み姿勢から発表当日、振り返りに至るまでの様子を研究としてまとめることについて学生の合意を得た。ただし、写真掲載の際の写り込みについては承諾を得ていない

ことから、学生の倫理を遵守するため、人物の写る写真は掲載しないこととする。

2-2-2 分析対象と方法

分析対象は、準備期間から発表当日までの学生の取り組み実態、成長や学びの姿勢とした。あわせて学生の学びを明確にするため、授業全回終了後に記述・提出を求めた振り返りシート（自由記述）より該当する記述について抜粋し、ナラティブ分析を行った。

なお、振り返りシートの項目は「保育・幼児教育における表現の意義」と幅広く検討可能な主題とした。学生の担当した内容をもとに自身の経験を振り返り自由に考察できるようにした。

3. 2024年度の活動

2024年度は「表現技術Ⅲ」と「総合表現」を一体として取り組んだ。先に、「表現技術Ⅲ」での取り組みを述べ、続いて「総合表現」の取り組みを述べる。

3-1 「表現技術Ⅲ」

3-1-3 絵本選書の過程

前述の、絵本の世界観を具現化する取り組みは本年度が初めてである。指導・助言をする立場として適切な絵本を授業担当者である筆者（以降、「筆者」とする）ら3名で検討した。その結果、「表現技術Ⅲ」の初回に、『ぐりとぐら』、『からすのパンやさん』、『100かいだてのいえ』の3冊の絵本を学生に提示した。選書の理由は、筆者（増原）の現場保育者経験より、物語性がある世界観を具現化しやすく、かつ複数のコーナーで多様な形に活動を展開することが可能な絵本だと考えたためである。

3冊の絵本を学生に提示した上で、以下のように検討し、決定した。

- ①学生同士で話し合い、選んだ理由とともに意見を発表し、その意見を全体で共有した。
- ② 他者の意見を聞き、気づきや発見を通して、さらにイメージを膨らませ、どの絵本ならば自分たちで表現可能かを再度話し合った。
- ③学生の話し合いにより、題材を絵本『100かいだてのいえ』に決定した。

3-1-2 絵本の世界の具体化

『100かいだてのいえ』の選書後、学生たちはグループを組み、活動案を検討し、その理由とともに発表した。黒板を埋め尽くすほど多様な提案となり、絵本の世界を多角的に広げようとする姿勢があった。その後、来場者、特に子どもの楽しめることを重視し、実現可能な案を絞り込んだ結果、以下の4つを選んだ。

- ①洋服づくりを通して絵本の登場者になりきるコーナー。
- ②手作り楽器を製作するコーナー。
- ③迷路コーナー。スタンプラリーや宝探しの要素を含み、ヘビのトンネルやプラネタリウム、コウモリの部屋、壁面への落がきを組み込む。
- ④ダンスや歌、合奏などを取り入れたコンサート。

以上の決定を踏まえ、およそ2週間後から「総合表現」に取り組んだ。

3-2 「総合表現」

3-2-1 シラバス

「総合表現」は筆者3名で活動の指導をした。シラバス掲載の授業の目的・ねらい、授業全体の内容の概要、授業終了時の達成課題（到達目標）は表2の通りである。

表2 「総合表現」シラバスに掲載した授業概要等

授業の目的・ねらい	子どもの豊かな心を育むために、絵本の世界をテーマに「表現技術Ⅲ」の計画を踏まえ、総合的な活動の製作あるいは制作をする。地域の子どもの招待して発表し、発表後には振り返りをし、活動全体を通して、保育・幼児教育における表現の意義を考察する。
授業全体の内容の概要	絵本『100かいだてのいえ』をテーマに製作・制作と準備をし、地域の子どものに向けて発表する。発表後は片付け、鑑賞、振り返りを行う。
授業終了時の達成課題（到達目標）	テーマにもとづいた、子どもの発達や興味・関心に応じた総合的な活動を製作あるいは制作、発表、鑑賞、振り返りを通して、子どもの表現活動を理解し、表し方や伝え方を習得し、学びを省察する力をつける。

3-2-2 活動の実際

2024年10月25日より12月18日まで、およそ2ヶ月間、表3の流れで活動した。

表3 授業の流れおよび内容

回, 日時等	活動
第1～8回 10月25日 ～12月6日	各コーナーに分かれ、活動の準備をした。第6回・第7回（11月29日・1限, 2限）ではリハーサルと修正を行った。
第9回 12月13日	前日準備として、各コーナーの設営をし、学内装飾をした。コンサート・コーナーの学生は、前日リハーサルをした。授業時間外でも準備をした。
第10回 12月14日（1限）	当日準備をし、来場者に備えた。
第11回 12月14日（2限）	各コーナーで発表をした。
第12回 12月14日（3限）	学生同士で各コーナーを訪問した。
第13回 12月14日（4限）	片付けをし、原状復帰をした。
第14回 12月18日（3限）	発表の様子を撮影した動画を鑑賞した。
第15回 12月18日（4限）	活動の振り返りをした。個人の振り返り、各コーナーの振り返り、全体での振り返りをした。

4. 各コーナーの取り組み

前述のように、「総合表現」は3つのコーナーとコンサートで実施することとなった。以下に、各コーナーの取り組みについて、学生の様子と発表当日の様子を述べる。あわせて、学内装飾についても述べる。

4-1 製作体験コーナーの取り組み

4-1-1 手作り楽器コーナー・学生の様子

手作り楽器のコーナーを担当するグループでは、子どもたちが楽しみながら製作できる楽器について検討し、カスタネット、太鼓、マラカスの3種類を製作できるコーナーを設けることとなった。カスタネットは、紙皿とペットボトルのキャップを用いて作ることにし、試作を通してキャップの取り付け位置を工夫した。装飾には既製のシールや画用紙を用意し、子どもが自由に貼れるようにした。太鼓は、首から紐を下げ叩ける太鼓を想定し、空き缶や紙皿、プラスチック容器など複数の素材を用いて試作をした。音の響きや扱いやすさを確認しながら、安全性と音の出やすさを踏まえ、直径13cmで深さのある紙皿を2枚重ねて胴とすることとした。

マラカスは、カプセルトイの容器に柄を組み合わせ、マイクのような形の楽器を製作することとした。カプセルの中に入れる素材により音の変化することに着目し、1cm程度に切ったストローや大きさの異なるビーズを用意した。学生は、子ども自身で音の違いを確かめながら素材を選べるようにすることで、音を探

究する活動につながることを意図した。柄は、当初トイレットペーパーの芯を用いて試作していた。しかし、子どもが持つには大きかったり、握ると潰れてしまったりすることが分かった。そこで、筆者（長島）は、子どもの手の力や扱い方を踏まえる必要性を指摘し、段ボールを巻いて強度を高めた筒に変更するよう助言した。

4-1-2 手作り楽器コーナー・当日の様子

発表当日、学生たちは子どもたちのそばに寄り添い、カスタネットや太鼓の飾りつけを見守った。また、必要に応じて、ペットボトルキャップを貼り付ける作業を手伝った。太鼓については、小さな穴に紐を通す作業は子どもには難しいことが分かり、学生が代わって担当した。完成した楽器を手にした子どもたちは嬉しそうに音を鳴らしていた。学生は子どもの「できた」という達成感を味わえるよう、無理のない範囲で関わることを意識していた。

マラカスは、製作の難しい乳児に対しては、学生が完成品を用意して手渡した。保護者が鳴らしてみると、次第に乳児自身が握って振っていた。乳児は、新鮮なものに出会ったかのようなまなざしで音に親しんでいた。一方、製作のできる子どもたちは、カプセルトイの容器の中に入れるビーズやストローの量を調整し、様々な色の容器や柄の中から自分の好みに合ったものを選んでいった。

4-1-3 衣装製作コーナー・学生の様子

衣装製作コーナーは6名の学生が担当した。まずはどういったコーナーにすると来場者（子ども）の期待感や充実感が高まるかを話し合った。その結果、子どもが『100かいたてのいえ』に登場する生き物になると喜ぶのではないかという結論に至った。本作品の中では10階ごとに住む生き物が異なり、全9種の生き物が登場する。その中で衣装として具現化しやすいものを検討し、「ネズミ」、「リス」、「カエル」、「テントウムシ」の4種類に決定した。次に、絵本の世界観を壊すことなく楽しむことのできる衣装デザインを検討した。身体部分は頭と腕を通す穴を開けたポンチョ風の衣装に決定し、素材は保育現場で衣装作りによく用いられるカラービニール袋とした。併せて、頭部に触角や耳のある生き物の多いことから、画用紙と平ゴムでカチューシャの飾りを事前に用意することとした。ど

の生き物の衣装を製作するかは子ども自身が選択できるようにした。

製作は、ポンチョ担当とカチューシャ担当に別れて取り組んだ。ポンチョには首回りの広さや丈、尻尾の有無について、カチューシャは頭部周囲の大きさやホチキス留めの安全性、量産するための効率的な方法等について教材研究をした。筆者（増原）より、保育現場での事例や見本の提示などの助言を受けて取り組んだ。

来場者50名の想定で準備を進め、計画的に取り組む、本番当日までに完成させることができた。

4-1-4 衣装製作コーナー・当日の様子

発表当日、学生は来場者に個別に関わり、衣装製作に取り組んだ。小学生もいたため、即席で大きなカラービニール袋を活用し、臨機応変な対応もできた。絵本に登場する生き物になりきった子どもたちは学舎を満足気な表情で歩いており、衣装を身に付けたことを喜んでいる様子が窺えた。

一方、課題は、子どもによってポンチョの首回りが大きかったり、逆にカチューシャが小さかったりしたことである。事前に子どもの身体のサイズを調べた上で準備し、想定外の対応を考えておくことが必要であった。

4-2 参加体験コーナーと学内装飾の取り組み

4-2-1 参加体験コーナーの活動

参加体験コーナーは、前述のように、学生の話し合いの中で「迷路」をつくと決まっていた。迷路は、絵本『100かいだてのいえ』の登場者にちなんで4つのパートで構成した。入口から順に「ヘビの道」、「コウモリの部屋」、「カタツムリの部屋」、「クモの部屋」である。会場を十字に4つに分け、それぞれのパートをつなぐパス（小径）をつくった。また、各パートを通過するたびに、スタンプをもらう仕掛け（スタンプラリー）も用意した。筆者（加藤）の指導にあたっては、学生の主体性、自主性を尊重し、材料の調達や材料に応じた加工方法の助言に留めた。以下に学生の取り組みの様子を記す。

4-2-2 「ヘビの道」

絵本の40階から49階に登場するヘビをイメージし、迷路の道を製作した。ヘビのように這って進むことのできる迷路とするため、スズランテープですだれ状

のゲートをつくり、卵の容器を用いた凸凹道やエアキャップを敷いたエリアをつくるなどして、全身で楽しむことのできる工夫をしていた。〈図①〉参照

4-2-3 「コウモリの部屋」

絵本の70階から79階に登場するコウモリをイメージし、暗闇の部屋を製作した。ダンボールで囲った部屋の上部を、黒ビニール袋を貼り合わせてつくったシートで覆い、暗い空間とした。部屋の中には風船を入れ、換気用の送風機を用いて風船を動かす工夫を考えた。〈図②〉参照

4-2-4 「カタツムリの部屋」

絵本の80階から89階に登場するカタツムリをイメージし、その中で「100かいだて」シリーズの絵本をよむことのできる部屋を製作した。部屋の中には絵本よみ用のダンボールとフェルトで製作した机と椅子を置いた。小部屋の壁にはカタツムリの殻をモチーフとしたステンドグラス風の装飾をカラーセロハンでつくった。製作を進める中で、ダンボールの色では効果はないと考え、部屋の内外を彩色した。〈図③〉参照

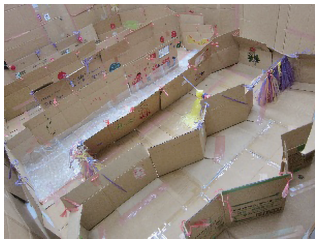
4-2-5 「クモの部屋」

絵本の90階から100階に登場するクモをイメージし、蜘蛛の巣を張り巡らせた部屋を製作した。ダンボールで囲った部屋に、白い毛糸を張り巡らせた迷路とした。床から立ち上がるダンボールの壁は不安定である。その壁に毛糸をつけて張るとダンボールの壁が倒れる危険性がある。毛糸のテンションと壁構造の安定を図ることに苦心し、試行錯誤の末、安定した構造に至った。〈図④〉参照

4-2-6 参加体験コーナーの取り組みのまとめ

「表現技術Ⅲ」で構想をたてていたものの、約2カ月弱の準備期間で「迷路」をつくり、発表することができた。限られた時間と予算の中、収集した廃材や安価な材料を用いて製作することができた。これは、保育現場には潤沢な予算のないことを想定しているからである。「迷路」は見た目のよさよりも、その中で子どもがどれだけ楽しめるのか、アイデアを出し合ってつくり上げる学生の姿があった。立体的に構築しなければならないため、構造上の強度を担保することが重要であり、遊びの空間としての安全性にも苦慮してい

た。試行錯誤しながら最適解を見つけたところに学びがあったと考えられる。



〈図①〉



〈図②〉



〈図③〉



〈図④〉

4-3 学内の装飾

各コーナーの活動と並行して、学内に装飾を施した。装飾の造形物等は、「表現技術Ⅲ」の授業時にあらかじめ製作し、発表前日に学内の装飾を行った。第1講義棟階段壁面には、絵本の登場者をモチーフとした装飾をした。〈図⑤〉〈図⑥〉参照

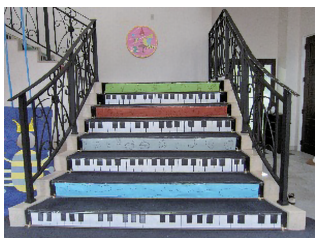
第2講義棟階段にはピアノの鍵盤をモチーフとした装飾をし、登場者をモチーフとした顔出しパネルを製作し吊り下げた。〈図⑦〉〈図⑧〉参照



〈図⑤〉



〈図⑥〉



〈図⑦〉



〈図⑧〉

5. コンサートの取り組み

コンサート・グループは、以下の発表をすることになった。

- ・絵本『100かいだてのいえ』の読み聞かせ。『100かいだてのいえ』の大型絵本を用意し、音や音楽をつけて物語の世界を広げる。
- ・『むしむしフェスティバル』^{注1}のダンス。
- ・パネルシアター『にじ』^{注2}。歌を取り入れたパネルシアターを自作する。
- ・『にじのむこうに』^{注3}の合奏。

5-1 音楽的表現

『100かいだてのいえ』を題材にした音・音楽づくりの取り組みについて述べる。

5-1-1 音・音楽づくり

音・音楽づくりにあたり学生からは、電子キーボードの音色や生の楽器の音を組み合わせたり、子どもたちの知っている童謡を取り入れたいとの意見が出た。カエルの登場場面では『かえるのうた』、ミツバチの登場場面では『ぶんぶんぶん』、カタツムリの登場場面では『かたつむり』を演奏することとした。子どもたちの「知ってる」という反応を引き出し、物語への興味を高めたいという学生の意図によるものである。

一方、ネズミ、リス、テントウムシ、ヘビ、キツキ、コウモリ、クモの登場場面では該当する童謡はなかったため、自分たちで音や音楽を創作することになった。音・音楽づくりは絵本の読み手を含む学生4名ですすめた。この活動では、電子キーボードのYAMAHA PSR-SX600を使用した。この機種は1,360種類に及ぶ多彩な音色を備えており、場面に応じた音楽表現を検討するうえで有用であると考えた。

5-1-2 リスの登場場面

リスの登場場面では、「可愛らしい雰囲気」を表現するため、木琴、カリンバ、ミュージックボックスなどの軽やかな響きをもつ音色を選択した。鍵盤の高低を遊び弾きしながら音を模索し、音色や音域の方向性を定めた。右手による旋律づくりは難航し、筆者（長島）の助言を踏まえ、8分音符や16分音符を織り交ぜた旋律が構成された。一方、左手による伴奏づくりは、子どもの歌のピアノ実技やコード理論の学習を基盤として、C-F-G-C（I度-IⅣ度-IⅤ度-I度）の和音進行を用いて試みた。このような経過で、リスの登場場面の音楽としてまとめられた（譜例1）。

5-1-3 テントウムシの登場場面

テントウムシの登場場面では、リスの登場場面よりも低い音域を中心に試行的に演奏していた。「ポンポンしたイメージ」は共有されていたものの、実際に様々な音色を試してみても、イメージに合う音楽表現には至らなかった。そのような中で、学生の一人がC、F、Gなどの主要三和音を鳴らし始めた。しかし、リスの場面で用いられた主要三和音(C、G)と4拍子の枠組みから抜け出すことができず、音の響きの変化に乏しかった。そこで筆者(長島)より、学生が幼稚園実習において伴奏経験のある、「だからあめふり」^{註4}の3拍子のリズム感を参考にしよう助言した。その結果、CとGm7を交互に用いる進行を取り入れ、場面の変化を意識づけた音楽表現へとまとめられた(譜例2)。

5-1-4 ヘビ、クモ、コウモリの登場場面

ヘビの登場場面では、スライドホイッスルや電子キーボードのオーボエ、ファゴット音色を用いて音づくりをした。筆者(長島)よりマカーム・ヒジャーズ

カル(C・D \flat ・E・F・A \flat ・B)を提示されたことで、特徴的な旋律が創作され(譜例3)、ギロやスライドホイッスルも効果音的に用いられた。

そして、クモの登場場面では、シロフォンやビブラフォン、ジャズギターを組み合わせ、半音階を取り入れた旋律が生み出された(譜例4)。キツツキの場面では旋律を設けず、ウッドブロックとクラベスによる即興的なリズム表現とし、コウモリの場面ではコントラバスの音色によるハ短調の音階が用いられた。

以上のように、学生らは場面のイメージに沿って試行錯誤を重ね、音色や旋律の選択に主体的に取り組んだ。活動を通して、物語を音や音楽で表現するには、音域や音色、リズム、旋法といった多様な要素が相互に関係し合うことを体験的に理解する機会となったと考える。

5-2 言語・身体的表現

言語・身体表現として指導・助言が必要となったのは主に大型絵本読みおよびパネルシアター演出、原曲の振り付けを幼児向けに簡易化した体操であった。

譜例1 リスの登場場面の音楽



譜例2 テントウムシの登場場面の音楽



譜例3 ヘビの登場場面の音楽



譜例4 クモの登場場面の音楽



5-2-1 大型絵本の言語・身体的表現

大型絵本は、学生2名が絵本の左右に立ち、他学生の演奏や効果音と関連させながら読み進めることとなった。学生には声の大きさ、読む速さ、読み語りの調子、視線の向け方、問の取り方、ページのめくり方等の課題があった。そこで、個別練習の時間を複数回設け、筆者（増原）自身が手本を示し、子どもとの対話的絵本共有を十分に楽しむことのできる読み方を考え、習得できるようにした。また、練習の終盤では子ども役となった筆者（増原）が目前に座り、子どもらしい発話をするを通して実際場面を想定した読み方を意識できるようになった。練習を重ねるにつれ、学生は次第に目前の子どもを意識した読み方を身に付けていった。

5-2-2 パネルシアターの言語・身体的表現

パネルシアターにおける言語表現は、「にじ」の歌に合わせて製作した絵人形で演じながら歌うこととなった。絵人形は「男の子」、「シャベル」、「洗濯物」、「雲」、「太陽」、「虹」であり、1名の学生が「男の子」を演じ、2名の学生がその他の絵人形を動かした。当初は絵人形の動かし方や出し入れするタイミング、パネルの貼り位置に課題があり、演者である学生の表情にも硬さが見られた。筆者（増原）は、観客となる子どもの視線の高さから観察して助言し、時に見本を示した。また、演じる合間に表情を意識できるよう身振りで示すことで、学生自身が自分の表情が硬くなっていることを意識できるようにした。練習を重ねるにつれ、絵人形の出し入れやタイミングは曲の物語性の感じられる動きとなり、動かし方も改善された。

5-2-3 「むしむしフェスティバル」の体操

体操は、「むしむしフェスティバル」の曲に合わせて学生4名が前に出て体操することとなった。当初はテレビ番組の動画を見て、映像と同様の振り付けをしていた。ところが、音源と合わせてみるとテンポが速いことが分かり、子どもと一緒に身体を動かすには難しさがあることが分かった。そこで、曲に対して倍速の振り付けとし、「（何となく）この歌を知っている・見たことがある」という子どもたちが模倣して楽しむことができるように変更した。併せて発話的参加もできるよう、体操前にシルエットクイズも取り入れ、ヒントを与えながら対話的に楽しむことのできる形を目

指した。

5-3 発表

コンサート本番では、いずれの演目においても、学生たちは終始真摯な姿勢で演奏に取り組んでいた。

5-3-1 大型絵本『100かいだてのいえ』の音楽表現

大型絵本『100かいだてのいえ』の音楽を担当した電子キーボードおよび打楽器の学生3名は、ページをめくるごとに登場する動物の雰囲気に応じて、電子キーボードのタッチやアーティキュレーションを変化させ、音楽的な工夫をしていた。また、打楽器演奏においては、子どもたちから見えやすい位置や身体の動きを意識しながら演奏し、これまでの練習の成果を十分に発揮していた。さらに、絵本の読み手と繰り返し練習を重ねてきたことにより、語りのタイミングに即した演奏となり、物語と音楽の一体となった表現に至った。スライドホイッスルやウッドブロックといった既存の楽器も効果的に用いられ、物語の世界観と自然に溶け合っていた。

5-3-2 パネルシアター『にじ』および合奏『にじのむこうに』の音楽表現

パネルシアター『にじ』では、伴奏のテンポが過度に遅くなったり、歌全体の雰囲気が必要以上にしんみりとしたりしないよう事前に指導を行った。伴奏者はテンポの安定だけでなく、音色や弾き方にも配慮し、明るい雰囲気で演奏した。歌唱の学生たちは楽曲のもつ明るさを大切に、のびやかな表現をしていた。

さらに、合奏『にじのむこうに』では、学生がそれぞれの役割を意識しながら演奏を支え合い、楽曲のもつ高揚感を会場全体に広げることができた。

発表当日は、子どもたちが音の変化に反応して身を乗り出したり、知っている歌の場面で声を合わせたりしていた。

5-3-3 大型絵本『100かいだてのいえ』の言語・身体的表現

大型絵本は練習時には居なかった子どもが目前にいて、意識的に子どもの方に目を向けながら読むことができ、台詞の表現等も練習の成果が十分に活かされていた。ただし当日ならではの緊張感もあり、子どもの方には目を向けるものの対話的あるいは

応答的関わりと言うには課題が残った。

5-3-4 パネルシアター『にじ』の言語・身体的表現

当初の予定通り、当日のイベント開催時刻より1時間程遅らせて開演したため、それまでのところは細かな動きの確認やリハーサルを行って本番を迎えた。

パネルシアターの言語表現では、コンサートメンバーの学生全員で歌を歌ったため会場が賑やかで明るい雰囲気に包まれ、絵人形担当の学生も絵人形の動かし方や出し引きするタイミングを心得て表現することができていた。男の子の絵人形の動かし方については、実際に子どもがいない状況での練習を重ねていたため、イメージを掴めきれていない側面も見られたものの、子どもに目を向けようとする意識が感じられた。

5-3-5 「むしむしフェスティバル」の体操の言語・身体的表現

体操では、まずはクイズをすることで子どもたちと

応答的にやりとりし、子ども参加型の雰囲気を作り出すことができた。練習の成果により前に立つ4名の学生の動きは揃っており、満面の笑みで行う様子から子どもたちの期待感が高まった。一斉にジャンプする前に掛け声をかける担当の学生が当日は緊張感の高まりからそのタイミングを間違えたものの、他学生がそれをフォローするように正しいタイミングで、皆で合わせてジャンプするような誘い掛けを行った様子が印象的であった。

6. 振り返りレポートに見る学生の学び

以下に、振り返りレポートの記述より、学生の学びを考察する。学生の記述内容からありのままの表現でより多くの文章を抜粋するため、省略部分を「…」で示すこととする。

6-1 手づくり楽器コーナー

手づくり楽器コーナーを担当した学生の中から代表して4名を取り上げ、まとめたものが表4である。

表4 手作り楽器コーナー担当学生の振り返り

学生1：本番間近で修正箇所が発覚したり、当日ハサミの数が足りず準備が欠けていたことに気付いたりなど、見通しが足りず上手くいかないことがありました。このことから、「もし○○だったらどうだろう」と考えを巡らせ、失敗した場合も想像し、もしその失敗が起こった時にうまく対応できるような見通しを持った準備が必要だった①と気付かされました。……3つの楽器コーナーがあったため、子どもの人数が少ない時に生徒全員で子どもを見守ることがありました③。
学生2：マラカスの持ち手をトイレトペーパーの芯を使おうと話していましたが、先生から「子どもの手では大きすぎる」と助言をいただきました。……私たちは自分の手の大きさでしか考えておらず、子どもに対しての配慮や身体的な部分を理解してどういった物を使うのかということを考えていなかったため……子どもの目線に立ったり、子どもの気持ちになって考えたりすることが大切だと学んだ②。
学生3：グループ内でのやり取りがうまくできてなく、必要な物品を購入していたかと思いきや購入しておらず、前日に買い出しに行ったりなど、うまくいかないこともたくさんありました①。……初めの話し合いの時は、意見が出ず話し合いが中々進みませんでした。……自分が担当した製作物を作り終えた後は作り終わっていない人の製作物の手伝いをしたりと協力しながら製作することができました③
学生4：事前準備を行っておくことで、足りないものを事前に把握することができたり、当日のシュミレーションを行うことで、万が一当日トラブルがあっても冷静に対応できるのではないかと思った。今回も、実際に事前準備をしてみると足りないものが出てきたり、必要なものがでてきた。このことから、事前準備の大切さを学んだ①。……楽器づくりで使用したシールが、世界観と少し違うようなデザインもあったので、世界観を大切にすることの大切さを学んだ②。各ブースで協力し、子どもたちが楽しむことができるようにそれぞれが役割を持ち、協力し取り組むことができた。お互いに声を掛け合い、困っているブースの手伝いをし協力することで、効率良く活動に取り組むことができた③。

下線①では、見通しをもった事前準備の重要性に関する学びが多く挙げられている。材料や道具の不足、試作段階での想定不足といった経験を通して、当日の活動を円滑に進めるためには、失敗やトラブルを想定した計画や準備が必要であることに学生自身が気づいている様子が窺える。

下線②では、子どもの身体的特徴を踏まえた教材研

究や、テーマに沿った素材や装飾の選択に関する記述である。当初、楽器の大きさや使いやすさが子どもに即していなかったことへの助言を受けた振り返りから、子どもの目線に立って材料や構成を考える必要性への気づきを示されている。また、『100かいだてのいえ』の世界観を意識した素材選びや装飾に目を向け、環境構成の大切さを学んでいたことが窺える。

下線③では、グループ内外での協力や情報共有、保護者対応に関する気づきも挙げられており、楽器作りの活動が個人作業ではなく、他者との協働によって成り立つ実践であることを学生が体験的に学んだことが窺える。

6-2 衣装製作コーナー

衣装コーナーを担当する学生の中から代表して5名を取り上げ、まとめたものが表5である。

表5 衣装コーナー担当学生の振り返り

<p>学生5：あらかじめ洋服の形やカチューシャの形を作っておきましたがカチューシャのサイズが小さく…様々なサイズを用意しどの子どもにも合うようにするための事前準備がもっと必要②である……効率よく進めることができましたが、自分以外の人たちがどのような事を行っていてどこまで進んでいるのかを理解できていませんでした①</p>
<p>学生6：やることリストを作成したり飾りの貼り方や場所が共有できていなかったのでもっと話して決めて共有すべきだった①……衣装の頭を出す部分が小さかったりかぶり物が小さくて入らないことがありました②……保育・幼児教育の中では、一人ではなく周りの人達と協力することでスムーズにできるだけではなく、速くできることによって他のことをすることができる①……</p>
<p>学生7：チーム内での話し合いやそれらに対する協力について学んだ…作業を行いつつ、「何がまだ終わっていないのか」「優先順位」などチーム内でコミュニケーションを取りながら行うことはお互いが進行状況を把握することで次の行動にも移りやすい①……被り物はある程度完成した状態だったため調節ができなく子ども達が選んだものが頭に入らず別のものを選んでもらうことも……輪ゴムを片方だけ付け調節を行えるようにしていれば自分の好きな恰好ができたのではないか②……</p>
<p>学生8：子どもが実際に洋服をデコレーションしている様子を見て、子ども一人ひとり全く違ったデコレーションをするのだと感じた……子どもによって洋服に描きたいものが違うということが分かった③……保育者はできる限り幅広く表現できるように事前準備しておくことが重要だと再認識……保育者がきちんと教材研究をし、子どもがなるべく自由に表現できるように事前準備しておく②と、活動も活発になり、子どもにとって有意義な時間になる……</p>
<p>学生9：製作コーナーで……好きな絵を描くことを楽しむ中で子どもの一人一人異なる表現を見ることができた……私たち大人が子どもの新たな発見に繋がるような工夫をし、表現することからも表現力を身につけることに繋がる……表現することを楽しむ子どもの姿を認め、言葉をかけることで子どもの表現をすることへの意欲を高め、表現することの楽しさを共有していきたい③……</p>

下線①では協働体制についての内容が挙げられており、事前準備必須の衣装製作チームにとって役割分担をして効率的に準備にあたることは必要であるものの、その過程で経過報告をすることで互いに状況把握をするとともに必要に応じて手助けをすることができることの重要性を学んだことが窺えた。

下線②は事前準備した衣装のサイズに対する課題についての記述である。が前述した通り衣装の首回りやカチューシャのサイズが子どもに即さない場合があったことが挙げられ、子どもが身に付けるものは臨機に

対応できる作りをする必要性や事前の教材研究の必要性への気づきが窺える。

下線③は子どもの自由な表現を認めることの重要性についての記述である。子どもの発想から表現されたものが個々に異なり、保育者はそうした子どもの自由な表現を引き出すことのできるような工夫や配慮が求められることを学んだことが分かる。その他、今回のようなイベントでは子どもだけでなく保護者も楽しめるようにする必要性も挙がっていた。

6-3 参加体験コーナーの学生の学び

表6 参加体験コーナー担当学生の振り返り

<p>学生10：グループの中でその日のノルマを決めて活動し、授業終わりには、できたところを報告し合い、次の授業のノルマを全体で決め、常に声を掛け合うことを意識して活動した。そうすることで、効率的に進めることができ計画を立てリスト化することの大切さを学んだ。</p>
<p>学生11：私たちがなりに想像していたものと近いものを作ることができたのは、意見がぶつかりながらもアイデアを沢山出し合ったこと、ない時間を作ったこと、妥協したことが理由であると思う。同じものを複数人で作るということは1人でも意見が違えば進まなくなってしまう。そのため、どうすれば全員が納得するものに行き着くのか、話し合いが大切だと感じた。</p>
<p>学生12：製作は順調だったが、他のグループとの連携がとれていなく、どこが自分たちのグループが担当するのか分からなくなっていた。……自分たちのグループだけでなく、他のグループとも情報共有を図ることが大切だと知った。保育の現場では、他のクラスの先生たちとも子どもの情報共有を行っていかないといけない。今回の情報共有の出来なさを、保育の現場では出来るようになっていきたい。</p>

学生13：糸を張る位置をグループの人と確認しながらすることで、自分は「この高さなら子どもも通ることができるだろう」と思っても実際、子どもにとっては他の糸に集中して糸に引っかかってしまうこともあるかもしれないのでそのようなことを予想しながら作ることが大切だと感じました。……保育・幼児教育の中では、子どもの安全に意識することはとても大切となってくるので、「これは大丈夫だろう」と自分だけの考えにならず、他の保育者と子どもにとっての安全を確認しながら教材を作るようにしたいと考えました。

学生14：壁の高さを決める過程で、子どもたちの身長や年齢に合わせた設計をしっかり考えることの重要性も学びました。……年齢差による難易度の違いを意識し、個々の子どもが無理なく、または適度に挑戦できる環境を整えることができました。このような環境を作り出すことが、保育者としての役割の一つだと感じました。

学生15：子どもたちの姿を見てみると、楽しむことだけでなく、自分たちで一生懸命体を使ったり頭で考えたりしてゴールを目指す姿から、一つのものではなく複数の動きや環境を作ることで子どもをそれにこたえようと活動も幅も広げていることがわかった。保育。幼児教育の中でも……子どもの主体性を考えながら意欲を尊重し、同じ活動でも違う活動でも毎日新しい経験と思いをもって活動に取り組めるようにしていきたいと考えた。

学生16：表現活動がもたらす再現性や活動の幅の広さについて学んだ。これまで絵本を見て楽しんでいた世界が現実にあることで、子どもは絵本とは違った楽しさやおもしろさを味わうことができる。そのような経験が子どもの好奇心を掻き立て、次は自分たちが「つくってみたい」「やってみよう」と思うのではないかと考える。

参加体験コーナーを担当する学生の中から代表して6名を取り上げ、まとめたものが表6である。参加体験コーナー学生の記事から、様々な学びのあったことがうかがえる。活動する中で、計画的な行動の重要性(学生10)、協働的な姿勢の大切さ(学生11)、情報交換の必要性(学生12)があがった。また、製作物の安全性(学生13)、環境の重要性(学生14)、表現活動による子どもの成長(学生15)は、実際に材料とかわ

りながら、また、参加した子どもの姿から、製作物の適不適を確認している。さらに、製作コーナー全体をまとめた学生(学生16)からは、活動全体について、的確にまとめた記述があった。上記の記述以外に、活動を通した達成感、限られた時間と予算の中で目的を達成することの困難さ、来場者への対応から学んだことについての記述もあった。

表7 コンサート担当学生の音楽表現に関する振り返り

学生17：この活動で『年齢に合わせた活動をする』が重要な点だと一番感じたのは大型絵本の時です。大型絵本チームは、間を大切にしていたので少し長めでしたが、絵本と一緒に音楽も楽しめる機会はあまりないと思うので、大きい子どもは前のめりになるほど、見入っていました③。……小さい子どもは途中から動き回ったり、外が気になっていたりしていました。……年齢に合わせた活動の大切さを感じました④。

学生18：コンサートの準備は1つの流れを考えながらコンサートをする学生も楽しくできるようにやりたい企画を考えながら進めました①。

学生19：途中で音楽を含みながらの読み聞かせで、音楽を演奏する学生と息を合わせながら読むことがとても難しく、練習を何回も行うことで息があっていきいと感じました①。「にじのむこうに」の演目では踊っている学生を見る子どもがほとんどだと思いますが、演奏している私たちが笑顔で楽しい雰囲気を作ることで、子どもはより楽しめることがわかりました②。

学生20：コンサートのメンバーで、どのようなプログラムにすると子どもが楽しむことができるのか、笑顔になることができるのかを考え、コンサートで行う曲目などを考えた①。主に、絵本の読み聞かせの場面では、より絵本に登場する生き物に近づくため、色々な楽器で音を試して効果音や音楽を考えることで子どもが絵本の世界に入り込んで絵本を見ることができると学んだ。……子どもが普段使わない楽器や音を使用することで、少しでも音楽に興味を持つことができると思った。ただ絵本を読むのではなく、効果音や音楽を加えることで年齢が低い子どもでも楽しむことができ、絵本に親しみを持つことができると感じた③。……全員での合奏やダンスの際には、笑顔で元気よく楽しそうにすることに気を付けて行った。そうすることで、見ている子どもたちに楽しさが伝わり、会場全体で心一つにすることができると学んだ②。

学生21：当日は、年少から年長の子どもまでいて、発達段階の違いによって絵本の読み聞かせや演奏のときの様子が違い、年齢や発達段階に適した活動をする必要があることもわかりました④。読み聞かせでは絵本が長く、途中から……喋ったり動き出したりする子どもが見られましたが、読み聞かせの間の場面に合った音を楽器で鳴らすことで、再び子どもが注目したり興味をわいたりするきっかけになっていました③。……そして、読み聞かせの間に楽器を使って音を鳴らしたり、へびの迷路の中で道によって仕掛けや音、色を変えることで、子どもが長く楽しむことができる工夫や、色々な感情、刺激になるような工夫をしていきたい③です。……私たちが楽しんで活動することで、子どもも楽しく活動できるきっかけになっていた②。

学生22：当日は2歳児から年長までの子どもがいて集中力も様々であったため、巨大絵本の読み聞かせでは途中から飽きてしまう子どもの様子も見られた④。しかし、色々な楽器で効果音を入れたりBGMを入れたりしたことによって、子どもの興味を引き付けることができていた③。

学生23：絵本の読み聞かせの場面では、登場する生き物により近づけるため様々な楽器で音を試し、効果音や音楽を考えることで子どもが絵本の世界に入り込んで絵本を楽しく見ることができると学んだ③。絵本の読み聞かせをする際は、子ども達の表情や反応を見ながら音楽に合わせてページをめくることがや……意識して行った②。

7. コンサート担当学生の学び（音楽表現）

コンサートを担当した学生の中から、音楽表現に関する振り返りを代表して6名分取り上げ、表7に示した。

下線①では、活動当日に向けてグループ内で協力しながらプログラムや構成を考え、準備・計画段階においても協同的に進められている活動であることが、学生の記述から示されている。また、学生19の記述に見られるように、演奏と読み聞かせのタイミングを合わせることの難しさを感じ、練習を重ねることで次第に改善していった経験を通して、個々の役割を果たすだけでなく、全体の流れや他者の表現を意識して関わることの重要性に気づいていった様子も窺えた。

下線②では、音楽活動において演奏する側の姿勢や雰囲気、子どもの反応や活動への参加意欲に影響を与えることへの気づきが挙げられている。踊っている学生だけでなく、楽器を演奏している学生自身も笑顔で関わることで、音楽の楽しさが子どもに伝わりやすくなることに言及した記述も見られ、学生が音楽的表現を演奏技術にとどまらず、演奏者の在り方を含めた表現活動として捉え始めている様子が窺える。

下線③では、大型絵本の読み聞かせに音楽や効果音を加えることで、子どもが物語世界に没入したり、再び興味を向けたりする様子に関する内容が挙げられている。学生の記述から、音や音楽が絵本の世界観をより深く味わわせ、子どもの関心を高める働きもっていることが窺える。

下線④では、子どもの年齢や発達段階によって、絵本の読み聞かせや音楽活動の受け止め方に違いがあることを学生が実感している様子が示されている。ま

た、そうした子どもの姿を踏まえ、活動内容や時間、音の取り入れ方を工夫する必要性を捉えている様子が窺える。

7-1 コンサート担当学生の学び（言語・身体的表現）

コンサートを担当する学生の中から代表して7名を取り上げ、まとめたものが表8である。

下線①では前に立つ大人が楽しそうな雰囲気を表現することで子どもの期待感や充実感を引き出すことについて記述されており、保育において重視される「楽しさの共有」についての気づきが印象的である。筆者らがコンサートの練習段階で「笑顔を意識して」と繰り返し伝えていた意味と重要性が本番の子どもとの時間を通して実感できたのだろう。なお、同様の記述が12名中11名に見られている。

下線②は子どもの発達状況に即した表現についての記述である。子どもの発達過程には口の動きや耳から脳へと入る情報の速さ、身体の動きなど概ねの順序・道筋があり、学生の気づきの通り保育者はそうした年齢や発達状況に即した見通しを持つことが必要である。ダンス・歌・クイズ、どのような表現活動であっても子どもが理解して十分に楽しめる、あるいは最近接領域に配慮された内容の検討が必要であり、12名中7名の学生にその記述が見られたことから、一定の学生が自身の気づきとしてこの学びを得たことが窺える。その他、保育者同士の協働体制から互いの保育について指摘することの重要性について気づく学生も見られた。

表8 コンサート担当学生の音楽表現に関する振り返り

学生24：ダンスは、始めに参考にしていただいていた動画が、「子どもには難しい動きが多い」という先生の助言を受けて、「できるだけ簡単な動きかつ様々な動きを取り入れられるもの」と、ダンス担当だった人でテーマを決めて動きを考えました。……ダンス担当の4人で左右の動きや、少し違う動きがあったので全員で合わせて、子どもが混乱しないように練習をしました。ダンスだけではなく、声を出すところも考えて、子どもも生徒も楽しめるように準備をしました。②

学生25：読み聞かせの練習の中で私は絵本を読むときのスピードが速いことや子どもの様子が見れていないこと、文と文の間に間がないことが分かりました②……踊っている学生を見る子どもがほとんどだと思いますが、演奏している私たちも笑顔で楽しい雰囲気を作ることで子どもはより楽しめる①ことが分かりました……

学生26：「むしむしフェスティバル」のダンスを……アレンジして考える際……子どもたちが当日初めて踊るダンスを私たちがどのように表現して分かりやすく伝えるかなど子どもたち目線になって考えることで子どもたちに寄り添うことのできる保育へと繋がるのではないかと②……

学生27：私たちが楽しんで活動することで、子どもも楽しく活動できるきっかけになっていたため、保育者になっても子どもと一緒に楽しむことを忘れず、一番大切に活動していきたい①……

学生28：本番のビデオを見た時、自分で思っているより、ダンスの振りが小さかったことと、子どもたちに話すときに真ん中に座っている子どもの方ばかり見て端の方にいた子どものことを全然見ていなかったことが気になりました。子どもは話している人のことをとでも見ていてくれるので、子ども全員と目が合うくらい後ろまでしっかり見渡しながらかつ話すようにしよう②……

学生29：絵本の読み聞かせをする際は、子ども達の表情や反応を見ながら音楽に合わせてページをめくことや、読む速さや登場人物のセリフの場面のイントネーションを意識して行った。そうすることで何度も練習を重ねていくうちに場面のセリフを覚えることができ本番では子ども達の表情や反応を多く見ることができた。②……

学生30：ダンスの場面では子どもたちも一緒にダンスをすることによって、協調性や他者を思いやって一緒に楽しむ力も育まれる①……

8. 総合考察

8-1 授業構成

授業構成の可否について述べる。以前より課題としていた活動期間については、2年前期の「表現技術Ⅲ」を「総合表現」の準備に充てることで、解消できたと考えられる。実質、2カ月の活動期間で、製作、発表、振り返りまで実施できた。発表を伴う授業では、発表日を基準に計画を立て製作を実行するのが常である。不測の事態に備えて、多少、余裕のある日程を考えてはいるものの、実施してみると想定外の出来事は起きてしまう。「表現技術Ⅲ」で、あらかじめの準備を終えたことで、学生は余裕をもって活動に臨むことができた。

また、発表そのものにエネルギーを費やしがちであるが、活動後の振り返りも重要である。お互いの発表に参加し、また、当日の活動の動画を鑑賞する(第14回)ことで、学生自身の客観的な様子を確認することができた。さらに、各自、各パートと各コーナー、全体での振り返りをする(第15回)ことで、活動の成否を確かめることもでき、学びは深まったと考える。授業構成は適切であった。

8-2 テーマ

絵本『100かいだてのいえ』をテーマとしたことの可否について述べる。絵本のテーマは「数」であるが、学生の構想したコーナーに「数」の要素はなかった。乳児はもとより幼児にとって数の概念は曖昧であり、いわい自身、小学生の娘の姿から着想した絵本である。それよりも、物語に登場する様々な動物の特徴から、各コーナーで展開する遊びや演目を構想し、製作し、発表した。不特定多数、年齢も一定ではない子

どもを対象にした遊びや演目の内容は限られる。内容によっては、乳児は喜ぶが幼児には物足りない。逆に、幼児には面白いが乳児は楽しめないことが起こりうる。そのような状況を踏まえて、学生は大学での様々な学びから、遊びや演目を考えることができた。活動中での取り組み姿勢や工夫したことは、前述の通りである。絵本そのもののテーマからは外れたものの、多彩な活動へと結びつき、絵本『100かいだてのいえ』を選択したのは適切であった。

8-3 学生の取り組み

学生の取り組みの可否について述べる。参加体験、製作、コンサートの3つのコーナーに分かれ、学生は熱心に活動に取り組んだ。学生の振り返りの記述からも明らかである。各コーナーの中でさらに各パートに分かれたことで、一人ひとりの役割と責任が明確になったことも一因であろう。しかし、各コーナー、各パートに分かれる段階でグループのメンバー構成に学生は腐心していたようである。同じ学生である以上、課題を達成するためには誰とでも協力して臨むべきである。ところが実情としてはそうはいかない。気心が知れ一緒に活動しやすい学生と、そうではない学生がいる。また、コンサート・コーナーでは、楽器の演奏技術をもっていたり、人前で演じたりすることに慣れている学生をメンバーとして含める必要がある。限られた人数から、各コーナーに適切な学生を振り分けることができたため、概ね円滑な活動につながった。

「総合表現」は、表現系科目の集大成である。学生はこれまでの学びの中で得た知識を、技能を、経験をもとに、協力しながら活動に取り組むことができたことを評価したい。

8-4 教員の反省、残された課題

前述のように、2024年度の「総合表現」の取り組みは充実していたと考える。それでも、反省点、課題はある。教員の反省としては、どこまで指導をするか、各コーナーによって差が生まれたことがある。「学生を信じて…」といえども、学生間では解決できない問題には教員が介入をせざるを得ない。発表日までの時間が少なければ、教員主導の活動となる事態も生まれる。各コーナーの特徴にもよるが、学生主体の活動とするためには、極力、教員の指導・介入を控えることが必要ではないだろうか。

また、絵本を題材としたことで、活動内容、演目に広がり生まれた一方、絵本の視覚的イメージの取り入れ方に課題は残った。絵本が視覚表現メディアである以上、絵柄の魅力は絵本そのものの魅力でもある。しかし、絵をそのまま用いることは著作権上の問題となりうる。学内での発表であるため、今回の活動に関しては許容の範囲と考えるが、絵柄にとらわれすぎない活動とするための具体的な方策を、教員は考える必要がある。

8-5 謝辞等

発表を伴う学習活動では観客・参加者の動員が求められる。多忙な中、ご協力いただいた地域の皆様、本学科教職員の皆様にこの場を借りて感謝を申し上げます。

脚注

- 注1 作詞・作曲かしわ哲の楽曲。NHKのTV番組「おかあさんといっしょ」で放映され、子どもに人気となっている。
- 注2 作詞・新沢としひこ、作曲・中川ひろたかの楽曲。
- 注3 作詞・作曲坂田修の楽曲。
- 注4 注2同様、作詞・新沢としひこ、作曲・中川ひろたかの楽曲。

参考文献・引用文献

- 1) 岩井俊雄・吉田衣里 編著『どっちがどっち？ いわいとしお×岩井俊雄—100かいだてのいえとメディアアートの世界』(2023) 茨城県近代美術館 197-201
- 2) 前掲1) 013, 070, 074, 078, 170
- 3) いわいとしお『『100かいだてのいえ』(2008) 偕成社
- 4) 前掲1) 027-028
- 5) 和田直人『絵を読み解く 絵本入門』(2018) 藤本朝巳・生田美秋 編著 ミネルヴァ書房 282-287
- 6) 前掲1) 029-031, 033-037, 046-049, 052-054, 119

介護講師研究会レポート ～2025年度 介護講師研究会の報告～

上山 小百合*

はじめに

介護講師研究会は、2018年3月より大阪で開催している。毎月1回のペースで継続している。目的としては、「介護講師に求められる知識・技術の習得と実践」を目指している研究会である。参加者は、介護福祉士、看護師などの介護・医療・福祉分野に関連した介護講師、また、現場で継続して働いているケアマネジャー、看護師、管理者、介護職員に方で構成されている。2025年度は、特に専門分野で実際に働いている方を招き、「食事に関するテーマを基本」として実践や事例検討などを行うことができることと、または調理実習を通して、高齢者の食事の味付けや献立を立てる工夫など新しい学びの機会を増やすことを重点においた。

2025年度の毎月のテーマ内容

4月 BCP

5月 UDF

6月 豊かな老後を暮らすために

7月 リーダーシップ

8月 延命治療

9月 なし

10月 調理実習

11月 外国人指導

12月 国家試験対策の情報

① 4月「BCP」

参加者は、10名内オンライン1名

キーワードとしては、

- ・コロナの体験からのBCP
- ・BCPの説明は難しい
- ・地域の避難所の実情
- ・事業所ごとの避難場所までのシュミレーション(所要時間とルート)
- ・災害や感染症のクラスターが出た時の時系列で何をしていくか

参加された講師からの感想

- ・働く地域の避難場所（一般避難場所、福祉避難場所）を知り設備や内容を知る必要がある。
- ・成功体験や実体験を共有する大切さを知る。

② 5月「UDF」

参加者は、18名 別会場を借りる。

(キューピー株式会社の方を東京より講師で招く)

キーワードは、

- ・味の違い
- ・食感の大切さ
- ・温度による味の変化
- ・栄養学を知る
- ・健康寿命
- ・BMI
- ・ご飯にふりかける栄養素
- ・嚥下の分類が複数ある

参加された講師からの感想

- ・UDFを知る。高齢者の食生活について知る。
- ・キューピー株式会社の営業の方から商品を知る、試食する、栄養学を学べた。

③ 6月「豊かな老後を暮らすために」

参加者は、7名が対面で実施する。

キーワードは、

1. 定年退職がない会社がある。
仕事が楽な仕事がいい。
会社の定年退職が伸びる。65歳→70歳へ
2. 高齢になり違う仕事をするのは難しい。
やはり高齢になり初めて仕事をする、警備、掃除が多い。
3. 趣味が仕事になるみたいなことがいい。
例えば旅行、映画、筋肉維持が大切(運動をする)
4. 通勤が運動になる。
歩く、階段を使う
足つぼを刺激のマットを使う

*大阪健康福祉短期大学 附属福祉実践研究センター

参加された講師からの感想

- ・続けられることが大切である。
- ・目的があること（例えば、今日行くところがある。）
- ・でかけること（例えば、デパートに果物を買うに行く。）
- ・刺激的なこと（例えば、(万博) いろいろな国にいけないが万博で世界を知る。）
- ・目標をもつ・習慣になること（例えば、マラソン、フラフープ等）

④ 7月「リーダーシップ」

参加者は、10名参加者全体で意見交換する。

キーワードは、

- ・リーダーシップとフォローアップ
- ・マネジメント力
- ・指導力自己チェックリスト
- ・指導とマネジメントの違い
- ・組織と体制
- ・労働環境
- ・メンタルヘルスケア

参加された講師からの感想

- ・リーダーシップが取れるための知識や技術のスキルアップできる場面や学べる時間が大切である。
- ・リーダーシップのスーパービジョンを受ける場面もいる。

⑤ 8月「延命治療」

参加者は、7名 個人の考えや価値観を聴く。

キーワードは、

- ・救命と延命の違い
- ・ひまわりシート（船橋市）
- ・ターミナル時の救急対応
- ・QOD
- ・ACPの共有（家族、専門職）
- ・ACPの実際の課題と取り組み

参加された講師からの感想

- ・ひまわりシートのようなものがあると、救急隊員だけでなく、本人・家族も安心、また介護に携わる方としても、スムーズな病院・施設へのケア・医療パスが迅速かつ安心に繋がる。

⑥ 9月「なし」

⑦ 10月「調理実習」

参加者10名 場所は、葵デイサービス（緑地公園）の場所をお借りして調理実習を初めて行った。

キーワードは、

- ・高齢者が食べやすい食品
- ・野菜の切り方の工夫
- ・新しい調味料（だし、マヨネーズ）
- ・火加減の調整
- ・短時間調理
- ・調理の工程
- ・レシピ
- ・食べやすい食品

参加された講師からの感想

- ・メニューは、「小松菜のおひたし、マカロニサラダ、豚汁、かやくご飯、牛肉の炒め物」でした。とても、わかりやすく、丁寧に作り方がわかった。
- ・野菜の切り方をそろえると、見た目がきれいである。
- ・味の決め手になるだしの入れるタイミングや、ゆで卵の切り方や混ぜるタイミングなどを共有できた。

⑧ 11月「外国人指導」

参加者6名内オンライン1名

キーワードは、

- ・技能実習生
- ・特定技能
- ・日本語レベル
- ・養成校の外国人比率
- ・JLPT
- ・指導の難しさ
- ・文化・考え方の違い
- ・教える工夫
- ・国家試験の壁

参加された講師からの感想

- ・介護福祉士養成校の存続の危機がある。
- ・外国人と日本人が同じクラスで学ぶことのメリット・デメリットについてよく検討していくことが、今後の課題である。
- ・外国人だけの介護福祉士養成校が多くなった。
- ・教える側のユニバーサル化、スキルアップがいる。

⑨ 12月「国家試験対策の情報」

参加者 8名

キーワードは、

- ・パート合格の内容
- ・外国人の数
- ・試験の傾向
- ・特に難しい内容
- ・問題のバランス
- ・受験者数
- ・合格率

参加された講師からの感想

- ・介護福祉士の専門性については今後どのような展開になるのか？
- ・パート合格の導入後の、受験者の数と問題の難易度について今後の気になることである。

まとめ

2025年度は、テーマにした「食」に関する新しい情報と具体的な内容の確認作業ができた。また、特に食品会社の関係者との連携のお話が多くとれたこと、参加者が実際に試食し介護食の進化やUDFの食品の種類と栄養について深く知れた。また、調理実習をすることで、高齢者がおいしく食べる工夫や調理介助のスキルアップになった。来年度は、研修場所と研修内容の参加者にアンケートをとり、時代に合わせた専門スキルを学べる機会や時間を広げていきたい。

社会福祉法人内における10の基本ケアの定着・促進に向けての取り組み ～2022年度～2025年度 4年間で振り返って～

小田 史*

1. はじめに

兵庫県尼崎市の「社会福祉法人虹の会」は、尼崎医療生活協同組合が出資し、住み慣れた地域で健康に安心して暮らせる高齢者福祉サービスを複数、展開している。2026年現在、特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里（特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス）、地域密着型特別養護老人ホーム立花あまの里（特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、認知症対応型デイサービス）・デイサービス木かげ・ヘルパーステーション（なにわ、さくら）・福祉用具レンタルサービスさぼーとの6か所の事業所を運営している。2020年度非営利・協同総合研究所いのちとくらしの研究助成を受け、2022年度までの約2年間、本学の川口啓子名誉教授を研究代表者としてアンケート調査とヒアリングを中心とする調査研究が行われた。研究の成果として①法人の全職員（非常勤含む）が調査研究にかかわることで職場づくりについて論議できる組織文化が形成されたこと、②全職員が組織、職場、介護そのものに対する共通認識をつくる制度研修の確立、③「虹の会」全体で提供するケアの統一の必要性（ケアの標準化）の3点が述べられている。

筆者は③「虹の会」全体で提供するケアの統一の必要性（ケアの標準化）の実現に向けてのアドバイザーの役割を得て、2022年度～2025年度、生協10の基本ケアをベースとした「虹の会」10の基本ケアの定着・促進についての諸活動のサポートにあたってきた。今回は主に2022年度～2025年度までの「虹の会」総括会議で取り上げた内容を報告する。総括会議は年2回（上半期11月、下半期3月）「虹の会」の法人本部と全ての事業所の職責者、リーダーを招集し組織の現状の理解と課題解決についての討議をする場となっている。

2. 「生協10の基本ケア」とは

「生協10の基本ケア」のベースとなっているのは、市民生活協同組合ならコープが母体の社会福祉法人協同福祉会が、特別養護老人ホームあすなら苑を中心に2006年4月から実践してきた「あすなら10の基本ケア」である。3つの大切（尊厳を護る、自立を支援する、在宅を支援する）をケア方針の核とし、1から10までの具体的なケアスキルの実践方法を定めている。1から10までを順番に実践していくことで、介護が必要となった人の命、生活、人生をトータルに支援していくことが可能になる。特に1から5までは生活環境を整え、生活リハビリを継続していくことで、日常生活動作の維持、向上を目指すという意味合いがある。「あすなら10の基本ケア」の実践を通して、利用者の要介護度の改善や生活意欲を引き出す効果などが、広く世間に知られるようになっていった。特に介護の関係者に衝撃を与えたのは特別養護老人ホームで「車いすに座りっぱなしの人がいない」、「おむつをしている人がいない」ということであった。

2018年5月、日本生活協同組合連合会（日本生協連）は社会福祉法人協同福祉会と連携し「あすなら10の基本ケア」を「生協10の基本ケア」とし、自立した在宅生活を支援するための介護サービスを全国の生協の福祉事業で本格的に導入することを発表した。「生協10の基本ケア」の導入によって、生協の展開する福祉事業における介護の質の向上を全国的に目指そうとするものである。これをきっかけとして全国で福祉事業に取り組む生協（生協をベースとする社会福祉法人も含む）で「生協10の基本ケア」を取り入れる試みがスタートし、全国でケアの定着、促進がすすんできている。

*大阪健康福祉短期大学 介護福祉学科

社会福祉法人虹の会は尼崎医療生活協同組合員の要求に応える形で2002年に設立されており、生協の福祉事業のベースとなっている「生協10の基本ケア」を取り入れてケアの質の安定、向上を目指す取り組みを2022年からスタートした。全国的にみても介護現場は人手不足、過密な労働という状況にある。

そうした中でも、一定のケアの質を担保し利用者の生活の質の向上につながるケアを追求していかなければ、事業所として「選ばれない」=事業継続が困難という事態につながる。虹の会が地域で選ばれる事業所となることは経営上の課題とも直結しており、10の基本ケアをすすめる原動力ともなっていた。

3. 2022年度～2025年度 虹の会 総括会議の振り返り

□2022年度

2022年度上半期総括会議（11月）では、テーマを「生協10の基本ケア」を学ぶとし、3つの柱（尊厳を護る、自立を支援する、在宅を支援する）と1～10までの項目の1つ1つに取り組む意義と効果について紹介した。この時点では10の基本ケアを初めて知ったという参加者が多かったが、ケアの具体的な知識の部分では「知っている、普段やっていること」というイメージもあり、何か特別なことだと感じることは少なかったように思う。この時点では具体的な取り組みに入る前の基礎づくりの時期であった。

2022年度下半期総括会議前の1月に、総括会議の企画・運営を行う管理者との打ち合わせ会議が実施され、現在の現場の課題がいくつか挙がってきた。

- ・利用者主体へケアを変化させていく必要がある。（視点の切り替えが重要）
- ・特に困難事例においては職員目線のとらえかたになりがちで、背景（なぜそうなっているのか）の理解が難しい。
- ・10の基本ケアの他施設での実践を学び、自らの実践を再評価することが必要である。1事例でも「自立支援、利用者主体の介護ができた、要介護度が改善できた」を確認できることで、スタッフがケアに自信を持てることにつながるのではないか。
- ・虹の会の10の基本ケアを構築し、新入職員 中堅リーダー研修では10の基本ケアをベースに位置付け体系的に学ぶ機会が必要である。

- ・職場内でこんな介護をしたいという話をする時間を確保する工夫が必要である。

2022年度下半期総括会議（3月）ではテーマを「生協10の基本ケアを日常のケアに取り入れる」とし、映像資料で10の基本ケアの実践、利用者主体のケアの事例を紹介するとともに、利用者の状態像を正確にとらえるためのアセスメントの講義も併せて実施した。

以下は、2022年度下半期総括会議終了後に10の基本ケアの取り組みについて参加者の意見を集約し、内容を項目ごとに整理しまとめたものである。

虹の会が目指す介護	その人がどう生活したいのか考えて介護する
	できないではなく「できる」を探す介護
	支援を継続的にしていくために具体的に言語化する
	介護者主体で介護をしてしまっていることがある
	先入観にとわられない
	可能性を引き出す介護
	映像を観て利用者本位のケアの重要性を感じた しかし難しさも感じる
	残存能力を活かす介護が自立につながる

10の基本ケアに取り組む目的の共有 意思統一が必要	なぜ10の基本ケアが必要なのか伝えることが必要
	なぜそれをするのかを理解してもらうところから始めたい
	職員の思いは共通 どのように伝えていくかが課題
	なぜ10の基本ケアに取り組むのか 根拠に基づいた伝え方が必要

実践にあたっての課題・工夫	実践するには現場職員への周知、業務への組み込みが課題となる
	計画、実践の次の段階 評価→改善→再計画しながらの継続が難しい
	各部署の課題として打ち出し取り組むことで他の職員にも周知できるのでは
	年間の具体的な計画立案 施設全体ですすめる
	情報共有できていると一緒に取り組みやすい
	諸会議、朝礼、ポスターなど情報共有の工夫
	管理、主任、リーダーだけでなく施設全体で取り組む
	少しずつでも実践できる項目を増やす 対象者を決めて実施をする 効果を測定しやすい

リーダー職責者の役割・課題	管理者研修を受講 自分にしっかりと10の基本ケアを落とし込み、発信していく
	管理者研修を受講 職員への伝達方法 検討中 報告内容から再度案を練る
	職責者がお手本となれるヘルパーとして成長する
	ひとりで抱え込まず周囲の人を巻き込んでいく

映像は伝わりやすい	映像が具体的で伝わりやすい 動画を職員全体でみたい
利用者の状態像をとらえるアセスメント 3つの視点を活かす 安全・快適・自立／自律	期待される効果 3つの視点で分析
	3つの視点から考え将来予測をする ケアの方向性を明らかにする
	3つの視点でケアを見直す 自分たちのケアの課題に気づく
	利用者の状態像をとらえる3つの視点 主観を入れず正確に

この時点では虹の会が目指したい介護について言語化するとともに、10の基本ケアに取り組むには、チーム内での目的の共有や意思統一が必要であること、実践にあたっての課題や工夫、リーダー・職責者が果たす役割など、虹の会として10の基本ケアに取り組んでいくために必要とされる要素が挙がってきている。

□2023年度

2023年度上半期総括会議（11月）ではテーマを「虹の会10の基本ケア～ケアの標準化を目指す取り組み～」とした。虹の会におけるケアの標準化とは、虹の会で実施していく10の基本ケアの標準を定め、ケアの一定の水準、内容を保つためのものである。虹の会で働く対人援助者が同じように「10の基本ケア」をご利用者、ご入居者に提供できる状態を目指すことをゴールとし、画一的なサービスの提供を目的としたマニュアル化ではなく、個性性に着目したケアの実践、ニーズを明確にし、目標を多職種で共有し、全職員全職種で取り組むことを目指すものである。

ここでは、ケアの標準化を図るメリットとして、次の7つを紹介した。

- ・チームとして統一感のあるケアの提供ができる
- ・個人のケアスキルが向上全体のケアの質が向上する
- ・事故や苦情が減少する
- ・組織として成長できる
- ・利用者の満足度が上がる→収益UPにつながる
- ・スタッフの定着率UP→人材不足解消
- ・スタッフ教育の効率化が図れる

また標準化したケアを実践するために必要なこととして

- ・スタッフ間で共有できる理念や行動目標を周知し、徹底する→バラバラに動いては標準化したケアにならない

- ・スタッフ個々のケアに対する考え方、価値観のすり合わせ→目指すべきケアの方向性を一致させる
- ・スタッフ間のコミュニケーション→情報共有 振り返り コミュニケーション不足はリスク
- ・利用者の全体像を把握するアセスメントの重要性の認識→気づき 情報収集 分析 判断 ニーズの抽出の4つを挙げ、日々の業務マニュアルの中に、虹の会10の基本ケアを落とし込んでいくことが必要であると伝えた。

2023年度下半期総括会議（3月）では引き続きケアの標準化が課題であったため、テーマは上半期と同様に虹の会10の基本ケア～ケアの標準化を目指す取り組み～」とした。

ここでは10の基本ケアを実践していくための長期目標の確認と短期目標を各々の事業所ごとに、設定する必要性について説明した。長期目標とは目指すケアの方向性であり「虹の会に所属する対人援助職全員が10の基本ケアに基づくケアを実践できる。利用者の尊厳ある、その人らしい暮らしを支える」である。短期目標は各々の事業所で考え、設定することとし、今後半年何を短期目標にし、長期目標を目指すのかを明らかにする。短期目標は必ず実現可能なものでなくてはならない。目標は継続的に取り組んでいくために不可欠であり、現在の到達段階を可視化するために必要であることを説明した。ここまでの期間、各々の事業所で工夫をしながら10の基本ケアに取り組んでいることはある。しかしながら、それが10の基本ケアができていくという確信につながる状況ではなく、短期目標の設定にまでは至らなかった。

□2024年度

虹の会10の基本ケアの取り組み開始から2年が経過、ケアを考える共通の土台として10の基本ケアを定着、促進していくことが課題となっていた。そこで2024年度上半期総括会議（11月）ではテーマを「虹の会10の基本ケアの定着・促進に向けて」とした。2024年6月からは2か月に1回のペースで各々の事業所で10の基本ケアの進捗状況の報告書の提出を求め、コメントを返すことに取り組んだ。報告書から各事業所ごと（特養であればユニットごと）に特徴があり、取り組み状況は多様であることがわかった。

改めて10の基本ケアに取り組む意味とは、1～10ま

でのケアを実践することで、人が生きていくこと全体を支えるトータルケアであること、また順番に取り組んで個人の持っている力を回復させ、できることを維持する/増やすことで生きる意欲につなげていくことを目指すものである。最終的に利用者の生活の満足度がケアの評価軸となることを伝えた。

また10の基本ケアの定着・促進に向けての取り組みの具体例として3点を紹介した。

- ・視覚情報は共有しやすい（わかりやすい資料・写真・動画など）→なぜの基本ケアが必要か 納得できる拠を示す
- ・チームで話し合う機会を持ちできそうなことから実践していく→具体的な行動目標 実践事例を挙げる 成功体験が重要 共通認識をつくる 役割を持ってもらう
- ・会議やミーティングなど意識的に情報共有する時間を増やす→記録に残す習慣づけ 言語化 無理のないペースを確立する

2024年度下半期総括会議（3月）開催前の2月、特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里、地域密着型特別養護老人ホーム立花あまの里、デイサービス木かげ、ヘルパーステーション（なにわ、さくら）・福祉用具レンタルサービスさぼーと、法人本部の計6か所を直接訪問し、それぞれの事業所ごとの課題や疑問に対応していくための交流会を実施した。2024年度下半期総括会議（3月）ではテーマを「虹の会10の基本ケア 定着・促進に向けての交流会 フィードバック」とした。フィードバックには交流会の終了後、提出された各事業所の報告書を活用した。

□特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里

- ・「どうしてするのか」主任、リーダーが伝えられる力をつけることで、チーム全体のモチベーションが上がる
- ・職員一人ひとりにしっかり学んでもらいたい、学習会をしたい
- ・取り組みに一生懸命になってしまうと、利用者満足度をあげるのではなく、職員主体のケアになってしまう危険性がある
- ・利用者とのつながり、信頼できる職員、仕組み（ルール）があるからこそ、リーダーはリーダーシップが発揮できる

- ・職員の入れ替わりがあり、紡いでいくのは大変さがある
- ・ケアの方向性をチームで一致させること＝共通の言葉、体験、価値観を一致させること
→だから10の基本ケアを活用する

□地域密着型特別養護老人ホーム立花あまの里

- ・10の基本ケアの基本を学ぶ（新人職員） 10の基本ケアの伝え方を学ぶ（役責者）
日々の実践を言語化することが重要 無意識ではなく意識していく
- ・ケアを通して利用者の残存機能を伸ばす
→できることを増やす 喜びを感じてもらう 生活満足度に直結
- ・生活満足度＝その人らしい生活ができていないこと
うれしい 楽しい 美味しい 安心できる 居場所がある 自らの意思が尊重される（意思決定） 利用者の感情の動きをとらえる
- ・ケアの連続性を意識して、利用者の変化を捉えていく

□デイサービス木かげ

- ・10の基本ケアの連続性の意識 デイでは6～8を考えて取り組んで来たが、1～5も含め、日常生活動作の維持も大切
- ・職員間でもう一度1～5の生活の土台を整えるところから話し合う、1つ1つ取り組めるところから取り組む
- ・利用者のできる力を引き出し、利用者のなりたい姿をかなえることが私たちの役割
- ・換気の設定や座位の姿勢確認など丁寧に観察し、それから利用者の意欲向上に発展していくような介護を提供する
- ・毎日ある職員会議で、ケアについて話し合うことも利用者の生活満足度につながるので話し合っていきたい

□ヘルパーステーション（なにわ、さくら）

- ・「その人らしさ」を実現するには観察力が必要
- ・利用者の状態を改善、より良くすることが訪問介護の役割。現状に納得するのではなく、残された人生をその方らしく過ごせるようにかかわっていく支援をする
- ・訪問介護では知らず知らずのうちに項目にあてはま

- る介護が行われている
- ・特別なことをするのではなく、利用者の生活の質の向上のため、根拠を持って介助すること 当たり前だが忘れがち
- ・10の基本ケアを意識しながら業務を行いたい
- ・可視化、言語化して、意識のばらつきを最小限にしていきたい
- ・ケアマネとの考え方の違い 話し合いで互いに同じ方向を向くことも大切

□福祉用具レンタルサービスさぼーと

- ・訪問時、10の基本ケアの内容を時間をかけて説明することは難しい
- ・本人と・家族の意見が食い違う場合があり、本人の希望を尊重できない場合
 - 安全性を優先する家族等の気持ちもわかるため、その場合は対応が難しい
 - 過度の安全確保の問題点を知ってもらう 家族との信頼関係がカギ
 - 少ない訪問の中で、できるだけ多くの情報が得られるようにアセスメントを強化
 - ケアマネ、訪問リハ、訪問介護など多職種と密に情報共有を行う
- ・10の基本ケアとは、それぞれが1つずつの項目ではなく全てに連動していることが分かった
- しっかり足をつけて座る→足に力が入りスムーズに立てる→歩行ができる→外出ができる→好きな場所に行ける等
- ・事業所としてすでに行っていたものが10の基本ケアに含まれており、実践できている部分は十分ある
- ・今後は訪問時に利用者の家族等にも「虹の会の10の基本ケア」の存在を知っていただき、協力を得られる信頼関係を築く努力をしていきたい

□法人本部

- ・事業所としての魅力づくり 組織としての一体感
 - 地域で選ばれる法人、事業所を目指す
 - ・事務局に求められるのは発信力 事業所との交流時間を作る等、実践事例とリンク
- 虹の会内部の実践を報告ができる場を作っていく
- ・後援会をはじめ、利用者・利用者家族・地域の方へ10の基本ケア 取り組みの発信を行っていく
 - 元気なうちから介護予防 関心も高い

- ・虹の会の中で10の基本ケアの考え方に沿って、実践を評価できる人を育てることが必要
- 外部との交流の促進

虹の会として10の基本ケアに取り組むこと3年、管理者、職責者、リーダー間では10の基本ケアが身近なものになってきていることがわかる。しかし各々のチームでの10の基本ケアの定着・促進につなげていくためにはチームづくりが必要である。スタッフの入れ替わりなどに対応していくためには管理者、職責者、リーダーが10の基本ケアの考え方、知識、技術をアウトプット（伝達する力）をつけていくことが課題となることが明らかになった。

□2025年度

2025年度上半期総括会議（10月）ではテーマを「虹の会10の基本ケア～定着・促進でケアの標準化を目指す取り組み～」とした。10の基本ケアを通してケアの標準化を図ることがケアの質の向上、利用者の生活満足度の向上につながることを再確認する意味を持たせている。11月末には2022～2024年度の3年間の取り組みのまとめ作業が行われることが決まっており、そのポイントについて伝えた。

3年間のまとめ作業

目的

- 10の基本ケア 3年間の取り組みを振り返る 到達点の確認
- 今後、どのように取り組みを継続するか 定着・促進に向けての方向性を明らかにする

まとめの視点

- ・職員の姿勢・意識 どのような変化があったか（プラスもマイナスも）
- ・継続して取りくんだ内容（業態・フロアの特徴もふまえて）
- ・10の基本ケアに取り組んで変化した利用者の事例
- ・3年間の中で10の基本ケアをすすめていく上での課題の変化（職員体制、意識の継続、新人への伝え方）
- ・外部での発表 10の基本ケアの成果の確認（外部の評価）
- ・2025年度のスローガン（3年間の到達点を確認した上で設定する）

・具体的な行動提起（実現可能なもので設定 すでに半年経過 評価の視点）

また10の基本ケアを定着・浸透させていくためには、知る→理解する→納得する→行動する→継続する→評価するという一連の流れが必要であることを説明した。理解し、納得できなければ行動にはつながらず、意識しないと継続もできない。継続していくためには定期的な評価をする必要がある。10の基本ケアを評価できる管理者、職責者、リーダーが育つことが不可欠であり、それが2026年度以降の課題となっていくことを伝えた。

2025年度下半期総括会議（3月）ではテーマを「虹の会10の基本ケア 定着・促進・発展に向けての懇談会 フィードバック」とした。昨年に引き続き2月に6か所を訪問し懇談会を実施した。今回は10の基本ケアの評価をすすめるという観点から、対利用者との関係性がある法人本部以外の事業所に評価基準の試案を作成、紹介した。生協10の基本ケアの評価基準としてはコープ福祉連帯機構が作成した「生協10の基本ケア 共通の考え方 共通の取り組み」がある。しかしそのまま虹の会の10の基本ケアを評価できる内容ではなく、3つの柱（尊厳を護る、自立を支援する、在宅を支援する）の評価基準は明確になっていない。評価基準はできている、できていないを測るだけではなく、その先、何に取り組めばよいのかを示してくれるものでもあり、より質の高いケアに導いていくことが可能となる。

日常生活の土台を築く 順番に実践することで個人の持っている力を回復・維持	
1	換気をする 定期的な換気 温度・湿度 感染予防 脱水予防 季節を感じる 快適な生活環境を整える 五感に働きかける
2	床に足を つけて座る 心身機能の正確な把握と情報共有 支援方法の統一 過剰な介護の禁止 生活リハビリで重度化予防 安定した立位、座位、移動、移乗 リスクマネジメント 廃用性症候群、拘縮、筋力低下、転倒などの予防
3	トイレに 座る 可能な限りトイレで排泄 プライバシー保護 自然な排便のリズムづくり（下剤に頼りすぎない） 下痢、便秘、尿路感染症などの予防
4	温かく暖か みある食事 をする 美味しく→食事は過温で提供されている 季節を感じ られる献立 楽しく→食事を楽しめる雰囲気づくり 胃ろう 機械 的になっていない 安全に→誤嚥予防 食事姿勢 口腔ケア 低栄養 予防
5	入浴する 身体を温め、気持ちよくリラックスできる コミュニ ケーションの場 清潔維持、爽快感 溺水やヒートショックの危険 入 浴環境の確認

社会とのつながり 自分らしく、ゆたかに地域の中で生きていく	
6	座って会話 をする 安心できる居場所がある 周囲でバタバタしたり、慌ただしい動きがない スタッフの声のトーンや表情、態度は安心できるもの である 目線を合わせ、あなたの話を聞いていますよとメッ セージを送っている 不安なことやできないことを理解して、さりげなくサ ポートしてくれる 認知症の症状を理解した適切なかかわりでBPSDを 予防できている
7	外出する 行きたい場所に行く、会いたい人に会うという楽しみ がある（それをスタッフが把握できている） 買い物や外出など普通の暮らしを継続できている （サポート受けられる環境がある） 人とつながり、孤立していない 意欲的に生活でき ている
8	夢中になれ ることを する できることや好きなこと、これまでの習慣などを継続 できている 生活の中で持っている知識や技術、できることを活用 できている 人との交流を通して、楽しんだり、自分らしさを発揮 できる機会がある

虹の会 10の基本ケア 評価基準（案）

3つの柱 3つの大切 ケアの方向性の核となるもの	
1	尊厳を護る 利用者本位のケアができている 介護者本位、業 務優先になっていない 利用者がQOL（生活の質）を向上させることがで きている 主体的 全職員の接遇・マナーが徹底されている 不適切なケアを見逃さず、改善に努めている 安易な身体拘束、虐待防止の仕組みがある
2	自立を 支援する 利用者の残存機能を正確に把握し、情報共有し、 ケアに活かしている 利用者の「できる」「わかる」可能性を発見し、生 活面で活かせるようにしている 役割を持つことで、意欲的な生活ができている
3	在宅を 支援する 利用者が望む生活、その人らしい暮らしを継続で きている 安心できる居場所があり、必要な時には支援が受 けられる環境がある

生き方、死には自分で決める 最期の時まで、その人らしく 意思決定・自己決定の支援	
9	ケア会議 をする 自分自身がどのような生活を望んでいるか、本当の 希望や思いを伝えることができている（それを把握 し、代弁してくれる人がいる） ケアをする家族の不安にも寄り添い、過度の負担が かからないようバランスをとっている 複数の選択肢をあげ、最適なものを選べるよう支援 してくれる チームで最期の時まで、継続して生活を支える仕組 みがある
10	ターミナル ケアをする 自分自身の最期や死後について考え、話す機会がある ACPや終活ノートなどの記録を残している 自分が迎えたい最期の場所で、サポートを受けられ る体制がある 介護職と医療職が連携できている 痛みや苦しみを和らげ、安楽な姿勢を保てるようにし てくれる 家族等の気持ちや苦しみ、思いを聞いてくれる人がいる

評価基準はこれだけでなくはダメということはない。基本的なことを書いてあるので、具体的に各々の事業所、チームの特徴を取り入れながら、このように利用者と向きあっているというのを言語化していく目安になればよい。また自らで利用者の生活の質の向上、満足度を測るケアの評価軸を作っていくことが必要であることを伝えた。

4. おわりに

ここまで2022年度から2025年度まで4年間の総括会議における虹の会10の基本ケア、定着・促進に向けての取り組みを報告してきた。10の基本ケアの定着・促進には、知る→理解する→納得する→行動する→継続する→評価するという一連の流れをたどる必要がある。2025年度末の段階においては、知る→理解する→納得する→行動するというところまでは到達していると考える。2026年度は「評価する」ことを通して、意識を継続し「行動する」この「行動」の質を高めていくことが課題となっていく。

10の基本ケアをチームで実践していくためには、「知る→理解する→納得する」の段階も常に意識しケアの根拠を伝え、チームとして共通の目標をもってケアを行っていく必要がある。

虹の会10の基本ケアは定着・促進から、2026年度は

発展に向けてスタートしようとしている。

その実現に至るまでの6つのポイントを最後に紹介しておきたい。

- ① 10の基本ケアは個別性に着目したケアである。個別性に着目したケアにはアセスメントの充実が不可欠。1～10までの実践を通して命、生活、人生を支えるトータルケアという意識を持つ。
- ② 継続的に取り組むには意識の継続が必要
日々のケアの振り返り→言語化/可視化し、チーム内の情報共有を密にしていく。
- ③ 10の基本ケアの学習/研修の継続
インプットだけでなくアウトプットする機会を増やす。
- ④ 職責者、リーダーの役割は「ケアの標準化を目指す」という目標達成に至るまでのマネジメントである。ケアを評価する力、伝達する力をアップさせる。
- ⑤ チームづくりには対話（コミュニケーション）、成功体験（フィードバック）による動機付けが必要である。人を育てる視点を持つ。
- ⑥ 10の基本ケアは本人・家族・地域の人、介護職・多職種との連携/協働によって成立する。

以上

大阪健康福祉短期大学紀要『創発』執筆要項

大阪健康福祉短期大学（以下、本学）の紀要『創発』は、保育、幼児教育、介護を中心に広く福祉にかかわる研究等の成果を掲載する。発行は大阪健康福祉短期大学、編集は附属福祉実践研究センター（以下、研究センター）が行い、執筆に関しては、本要項の通りとする。

1. 執筆者の資格

- 執筆者は、本学専任教職員、本学学校法人理事、本学名誉教授、当該年度の非常勤教職員、本学卒業生とする。ただし、研究センターの依頼による場合は、この限りではない。
- 共同執筆の場合は、筆頭者が本要項の資格を有することとする。

2. エントリーについて

- 執筆を希望する場合は、事前にエントリーを行う。
- 原則として、エントリーのない原稿は受理しない。

3. 原稿執筆にあたり

- 原稿種別は、研究論文、研究ノート、福祉実践研究報告（調査・研究報告など）、その他（書評、資料紹介など）とし、自己申告とする。
- 原稿は、日本語または英文を原則とし、未発表のものとする。
- 原稿の種別を問わず、「大阪健康福祉短期大学研究倫理ガイドライン」及び「大阪健康福祉短期大学著作権規程」に従う。

4. 査読及び採否について

- 〈研究論文、研究ノート〉は査読を要し、査読結果に基づいて採否を決定する。（但し、名誉教授記念号にかかわる執筆者については、この限りではない。）
- 査読者は執筆者が指名し、執筆者が査読者の指導を受けつつ執筆することを妨げない。
- 〈福祉実践研究報告、その他〉は査読を要しない（但し、査読を妨げるものではない）。
- 種別変更、補足・修正等を、研究センターから執筆者に求めることがある。

5. 原稿の形式

- 原稿作成には Word を使用する。原稿種別を問わず、紙媒体による原稿は受理しない。
- 提出原稿は、1 段組みで構わない（2 段組みフォーマットを使用する必要はない）。
- 原稿種別を問わず英文表題は必須とし、その校閲は執筆者の責任で行う。

〈研究論文、研究ノートの場合〉

- 総字数は、図・表・写真等、脚注・引用等を含み、20000 字程度に収める。
- 表題、要約、キーワード（3~5 語）は、和文、英文とも本文とは別に作成する（字数には含まれない）。英文要約（Abstract）の校閲は、執筆者の責任で行う。
- 脚注・引用は Word「脚注の挿入」機能を用いることとし、文末脚注でもページ脚注でも構わない。
- 参考文献の記載の有無は問わない。記載する場合は、文末にまとめる。
- 図・表・写真等の使用は最小限にとどめ、タイトル及び出所を明記する。
- 図・表・写真等は、原稿提出の際に本文中に入れず、別に作成したデータ（Word や Excel 等）を添付する。
- 図・表・写真等は、本文中におよその挿入箇所を「行空け」で図・表・写真等の番号で指示しておく（図・表・写真等の大きさ分を空白にする必要はない）。

- 図・表・写真等のレイアウトや大きさについては、編集担当者に一任する。
- その他、一般的な論文作法から大きく逸脱しないよう留意する。

〈福祉実践研究報告、その他〉

- 原稿の形式は任意だが、概ね上記〈研究論文、研究ノート〉に倣い、内容にふさわしい形式となるよう心掛ける。

6. その他

- 『創発』発行に伴う原稿提出や必要書類等のやり取りは、メールで行う。
- 完成原稿の入稿後、初校から責了までは執筆者と印刷所にて行う。
- 執筆者には冊子3部と完成原稿のデータ(pdf)を配付し、抜き刷りは作成しない。

7. 本規定の取り扱い

- 本要項は、研究センターが定め、教授会に報告する。

附 則

なお、大阪健康福祉短期大学紀要『創発』投稿規程ならびに執筆要項(2019年4月1日)は廃止する。
本規定は、2020年4月1日から適用する。

附 則

本規定は、2020年9月1日から適用する。

附 則

なお、大阪健康福祉短期大学紀要『創発』投稿規程(2020年9月1日)、執筆要項(2020年9月1日)、査読及び英文校正に関する内規(2020年4月1日)は廃止する。

本要項は、2022年4月1日から適用する。

附 則

本規定は、2023年4月1日から適用する。

大阪健康福祉短期大学 研究倫理ガイドライン

目的

大阪健康福祉短期大学は、研究における知的誠実さを涵養し、研究の倫理的なあり方を示すとともに、倫理的問題が生じるおそれのある場合など研究活動遂行における留意事項を定め、以て研究者自身、研究対象者およびその関係者の人権を擁護するとともに、本学における研究の自由を保障し、研究の円滑な推進に資することを目的として本ガイドラインを定める。

1. 研究者の立場

研究者（共同研究者含む）は、本ガイドラインを遵守しなければならない。

本学において研究を行なう場合は、本学教育理念に基づき、真理を探究する姿勢を貫き、良識と知的誠実さを備えた適切な倫理観が要請される。かつ、広く福祉現場との連携を意識して研究を進める必要性を自覚し、社会的要請に応え、社会の発展に寄与する内容となるよう臨まなければならない。

研究成果を公表する場合は、その内容が時代の先端にあること、独自性があることの自覚のもとで行ない、社会に還元するように努めなければならない。

2. 倫理的配慮

論文等として研究成果を公表するに際しては、研究対象となることを求められた者が、事前に研究に関する十分な説明を受け、その研究の意義・目的・方法等を理解し、自由意思に基づいて当該研究に協力するか否かを判断できる状況を提供しなければならない。ならびに、公表媒体にはその旨が明記されなければならない。

3. 守秘義務

研究上、知り得た情報ならびに個人情報を取り扱う場合には、関係者の安全・プライバシーおよびその他の人権を侵害することのないように配慮しなければならない。また、個人が特定されないよう、個人情報保護の観点から取り扱いに注意しなければならない。

4. 差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語

研究成果を公表する場合には、人権擁護の立場を貫き、差別的表現とされる用語や社会的に不適切と考えられる用語を使用してはならない。また、社会環境の変化と時代の要請に応じた適切な用語の使用を心がける。ただし、引用した資料（文章、写真、図表等）に記された用語についてはこの限りではないが、その旨を明示しなければならない。

5. 引用

研究は、先行研究の上に新たな知見を積み重ねることであり、先行研究等からの引用に際して自説と他説とを峻別することは当然である。そのため、引用部分が明確になるように記されなければならない。

6. 改廃

本ガイドラインの改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

「大阪健康福祉短期大学紀要『創発』研究倫理ガイドライン（2011年4月1日）は廃止し、本ガイドラインは、2020年4月1日から適用する。

大阪健康福祉短期大学 著作権規程

第1条 大阪健康福祉短期大学（以下「本学」という。）が発行する出版物に掲載された論文、記事等の著作権（著作財産権、copyright）は、特別の断りがない場合は大阪健康福祉短期大学に帰属する。ただし、著作者人格権に限り著作者に帰属する。

第2条 本学は、前条でいう出版物に掲載された著作物およびその一部を、他の情報媒体（電子媒体を含む。）を通じて公表することができる。

第3条 当該著作物の一部あるいは全部を複製、引用、転載する場合は、第2号及び第3号に定める場合を除いて、事前に本学の許可を得るものとする。

（2）当該著作物の一部を研究、教育、普及等の非営利目的のために複製、引用、転載する場合には、本学の許可を必要としない。ただし、その場合には当該著作物の出典を明示しなければならない。

（3）著者が研究、教育、普及等の目的で当該著作物の一部あるいは全部を複製、引用、転載する場合にはこれを妨げない。

第4条 著作権の運用にあたって、本学は著作者人格権に十分留意する。

第5条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

本規程は2003年3月25日から施行し、同日以降の出版物について適用する。

附 則

本規程は2020年4月1日から施行し、同日以降の出版物について適用する。

大阪健康福祉短期大学 紀要『創発』第25号

2026年3月25日 発行

編集・連絡先 附属福祉実践研究センター
〒543-0072 大阪市天王寺区生玉前町5-31
アンビション三和II 1002
TEL 06-4950-8370 FAX 06-4950-8380
E-mail: j.center@kenko-fukushi.ac.jp

発行 大阪健康福祉短期大学
〒590-0117 大阪府堺市南区高倉台1丁2-1
TEL 072-292-6625 FAX 072-292-6626

印刷所 株式会社 春日大阪支店
〒542-0064 大阪市中央区上汐2-2-22
TEL 06-6767-0899 FAX 06-6767-0886

SOUHATU (STARTING ANEW)
ANNUAL BULLETIN OF OSAKA COLLEGE
OF SOCIAL WELFARE AND HEALTH

No.25 : MARCH, 2026

Special Issue

In the publication of the Professor Emeritus Keiko Kawaguchi memory issue

Manabe Yutaka

Questionnaire survey and some issues

Health and Welfare Co-operatives and Elderly Care

Kawaguchi Keiko

Practice study

Classroom Practice in Preschool Teacher Training School : Learning in the “Environment” Domain
Using Science Picture Books

Kato Tomohiko

Approaches to Expressive Activities in Preschool Teacher Training School: A Case Study of Lessons
Using the Picture Book “The 100-Story House”

Kato Tomohiko · Masuhara Mao · Nagashima Kana

Report on Study Group for Training Instructors of Care Workers and Other Professionals

Ueyama Sayuri

10 Basic Care Steps Initiatives in Social Welfare Corporations
Looking back on the past four years Fiscal Year 2022 ~ 2025

Oda Fumi